

令和6年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書

[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

奈良学園大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	11
基準 3. 教育課程	38
基準 4. 教員・職員	53
基準 5. 経営・管理と財務	68
基準 6. 内部質保証	83
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	89
基準 A. 社会貢献	89
基準 B. 国際交流	95
V. 特記事項	98
VI. 法令等の遵守状況一覧	99
VII. エビデンス集一覧	112
エビデンス集（データ編）一覧	112
エビデンス集（資料編）一覧	112

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

奈良学園大学（以下、「本学」という。）は建学の精神及び教育理念を次のように掲げている。

#### 建学の精神

高度な専門学術知識に裏付けられた実践力を有する有能な人材を教育・養成し、地域社会及び社会全体の発達・発展に貢献する。

#### 教育理念

現実に立脚した学術の研究と教育を通じて、明日の社会を開く学識と実務能力を兼ね備えた指導的人材の育成を目指し、時代の進展に対応し得る広い視野と創造性を培い、誠実にして協調性のある心身ともに豊かでたくましい実践力を持った人材を養成する。

これらは、学校法人奈良学園初代理事長である伊瀬敏郎が本学の前身である奈良産業大学の開学（昭和 59(1984)年 4 月）に際して謳った建学の精神（「21 世紀の経済界のリーダー養成を目指し、経済学、経営学に関する専門学術知識をより深く身につけた実践力のある実務家の育成を目的として来春 4 月、奈良産業大学を開学する」、「地域社会との連携を保ちつつ、その繁栄に役立つ専門知識と技術が身につくよう独自の大学教育を展開する」）を、平成 19(2007)年、大学評議会において今日的観点から再検討したもので、本学は大学名称を現名称に改めた平成 26(2014)年 4 月にそれらを継承した。

### 2. 使命・目的

本学は、奈良産業大学の建学の精神及び教育理念を引き継ぐとともに、使命・目的についても踏襲し、大学の目的を学則第 1 条で次のように定めている。

#### 使命・目的

教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に広く一般教養を授けるとともに、社会で必要な実務能力を備え、自らの目標を達成するための実践力を有する人材を育成するために必要な教育・学術研究の遂行によって、社会の発展に寄与することを目的とする。

大学名称変更とともに新たな学部（人間教育学部、保健医療学部）を設置したが、従来から評価されてきた地域社会との連携、関わり、それらを実践するための実学教育等を引き継ぎ、社会の変化に対応しながら更に発展させるためにこれを継承した。

### 3. 大学の個性・特色等

学校法人奈良学園は教育理念を次のように定めている。

#### 教育理念

「教育はロマン、夢を語り、夢をカタチに」。夢と希望と志をもった前途有為な人材を育成することにより、人類・社会に貢献する。

法人名称「奈良学園」を使用した大学名称に変更し、より一層法人との一体感を強めた本学は、法人のフラッグシップとして、法人の教育理念、本学の「建学の精神」及び「教

育理念」に基づく大学経営を念頭に置き、社会や地域から必要とされる教育機関となるよう、人材の育成、社会貢献に継続的に取り組んでいる。また、「人を支える人になる」を本学学生の目標とし、専門職の育成を中心に教育・研究を推進している。本学に設置している学部・研究科の特色は次のとおりである。

#### 人間教育学部

情報化・国際化や学校教育への期待とニーズの多様化という社会変化に対応するため、中教審答申の教育振興計画が提言する「教育の連携性」（教育に対する社会全体の連携）と「教育の一貫性」（一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現）を確保し、豊かな「人間力」を基盤に、柔軟な「教育力」と、高度な「実践力」を備えた資質・能力を有する教育者等を養成する。

#### 保健医療学部

今後の社会の要請に応えるべく、高度化、複雑化、グローバル化する多様な保健医療ニーズに個別的に対応するため、幅広い教養と豊かな人間性、国際性、変化に対応できる汎用的能力など、確かな「学士力」を備え、「人」を中心に据えた専門的知識と高度な技術、創造力、実践力、倫理性、協調性などを身につけた、質の高い保健医療職者を育成する。

#### 大学院看護学研究科

地域保健医療の推進のために重要な在宅看護、育成看護、及び精神看護の分野における専門性を高め、多職種連携のもと、国内外で活躍することができる高度な看護実践者と看護の各分野における実践的教育の担い手及び研究者を育成する。

#### 大学院リハビリテーション学研究科

科学的根拠に基づいて医療と生活支援を実践する能力、研究をとおして培った科学的・論理的思考を活かし問題の解決を模索する研究力、更に後進の育成を推進する教育力をもった高度専門職業人を育成する。

その他、奈良産業大学時代から継続しているものに、国際交流事業、社会貢献活動がある。これらはその形と内容を変えながら取り組みを続けており、交流事業を行う大学や社会からも評価を得て充実を図っている。

また、学生に対しては、「学生ファースト」を体現するものとして、学生の「人を支える人になる」という目標の実現を支援するために次の「奈良学園大学コミットメント」を定め、大学ホームページへの掲載、キャンパス内の掲示等を通じて宣言した。

#### 奈良学園大学コミットメント

1. 自ら行動できる力を育みます
  - 1) 学生を主体として関わります
  - 2) 学生の多様性を尊重し、自分の考えを安心して発言、行動することができる学びの環境をつくります

2. 学生一人ひとりの挑戦を応援します
  - 1) 学生に寄り添い、ともに成長する姿勢で関わります
  - 2) 学生が自らのキャリア形成を考え、それを実現できるように支援します
  - 3) 新たなことへの挑戦の機会をつくり、経験を通してさまざまな学びができるよう支援します
  - 4) 「心が折れる」ような経験からの立ち直りを支援します
  - 5) 何らかの理由で学びの継続に困難が生じた場合には、学びの継続ができるよう支援します
3. 専門職としての確かな実践力を身につけられるようにします
  - 1) 専門的な知識や態度を学修できるプログラムを提供します
  - 2) 教員が専門性を活かし、学生の状況に合わせた効果的な学びが提供できるよう工夫しながら教育に取り組みます

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

学校法人奈良学園の沿革（概要）は次のとおりである。

年 月	内 容
昭和 36(1961)年 3 月	学校法人中和学園設置認可
昭和 40(1965)年 4 月	奈良文化女子短期大学開学・同付属高等学校開校
昭和 42(1967)年 4 月	同付属幼稚園開園
昭和 45(1970)年 4 月	学校法人中和学園を学校法人奈良学園に名称変更
昭和 54(1979)年 4 月	奈良学園中学校・奈良学園高等学校開校
昭和 59(1984)年 4 月	奈良産業大学開学
平成 20(2008)年 4 月	奈良学園幼稚園開園・奈良学園小学校開校・奈良学園登美ヶ丘中学校開校
平成 21(2009)年 4 月	奈良学園登美ヶ丘高等学校開校

本学の前身である奈良産業大学は昭和 59(1984)年 4 月に経済学部経済学科・経営学科を設置・開学した。その後平成 26(2014)年 4 月に奈良学園大学と名称変更を行うとともに新たに人間教育学部と保健医療学部を設置し、現在に至っている。詳細は次のとおりである。

年 月	内 容
昭和 59(1984)年 4 月	奈良産業大学設置、経済学部経済学科・経営学科設置
昭和 62(1987)年 4 月	法学部法学科設置
平成 11(1999)年 4 月	経済学部経営学科を経営学部経営学科へ改組
平成 13(2001)年 4 月	情報学部情報学科設置
平成 19(2007)年 4 月	経済学部経済学科、経営学部経営学科、法学部法学科募集停止
平成 19(2007)年 4 月	ビジネス学部ビジネス学科設置
平成 24(2012)年 3 月	経済学部経済学科、経営学部経営学科、法学部法学科廃止
平成 26(2014)年 4 月	ビジネス学部ビジネス学科、情報学部情報学科募集停止
平成 26(2014)年 4 月	奈良産業大学を奈良学園大学へと名称変更
平成 26(2014)年 4 月	人間教育学部人間教育学科、保健医療学部看護学科設置
平成 29(2017)年 9 月	情報学部情報学科廃止
平成 30(2018)年 3 月	ビジネス学部ビジネス学科廃止
平成 30(2018)年 4 月	大学院 看護学研究科 修士課程設置
平成 31(2019)年 4 月	保健医療学部リハビリテーション学科設置
令和 4(2022)年 4 月	三郷キャンパスを登美ヶ丘キャンパスに統合
令和 5(2023)年 4 月	大学院 リハビリテーション学研究科 修士課程設置

この間、現在(令和 6(2024)年 5 月 1 日)までに経済学部 9,399 人、経営学部 854 人、法学部 5,069 人、情報学部 805 人、ビジネス学部 608 人、人間教育学部 831 人、保健医療学部 623 人、大学院看護学研究科 18 人の合計 18,207 人の有為な人材を社会に送り出している。

なお、令和 4(2022)年 4 月からは、三郷キャンパスを登美ヶ丘キャンパスに統合し、新たな体制の下で運営を行っている。

本学のもう一つの前身である奈良文化女子短期大学は昭和 40(1965)年 4 月に教養科を設置・開学した。その後、保育科(後に初等教育学科、幼児教育学科)、食物栄養学科、衛生看護学科、音楽学科を順次開設した。平成 20(2008)年 4 月に大和高田キャンパスから登美ヶ丘キャンパスに移転し、平成 26(2014)年 4 月に奈良学園大学奈良文化女子短期大学部と名称変更し、平成 31(2019)年 4 月に奈良学園大学に統合され、短期大学部は廃止された。昭和 40(1965)年の開学以来 25,149 名の卒業生を輩出した。

## 2. 本学の現況

- ・ **大学名** 奈良学園大学
- ・ **所在地** 奈良県奈良市中登美ヶ丘 3 丁目 15 番 1 号
- ・ **学部構成** 人間教育学部 人間教育学科  
保健医療学部 看護学科  
リハビリテーション学科  
大学院 看護学研究科 看護学専攻 修士課程  
大学院 リハビリテーション学研究科 リハビリテーション学専攻 修士課程
- ・ **学生数、教員数、職員数**

1)学生数 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

学部	学科	入学定員	収容定員	在学生数
人間教育学部	人間教育学科	150	600	411
保健医療学部	看護学科	80	320	341
	リハビリテーション学科	80	320	282
大学院	看護学研究科	8	16	10
	リハビリテーション学研究科	4	8	6
合計		322	1,264	1,050

2)教員数 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在) 学長・副学長を含む。( )内は女性

学部	教授	准教授	講師	助教	計
人間教育学部	13(3)	15(8)	7(4)	0	35(15)
保健医療学部	15(4)	8(5)	16(7)	12(9)	51(25)
合計	28(7)	23(13)	23(11)	12(9)	86(40)

※助手 保健医療学部 1(1)

非常勤講師	109
-------	-----

3)職員数(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

専任	41
兼任	0
合計	41



### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の建学の精神「高度な専門学術知識に裏付けられた実践力を有する有能な人材を教育・養成し、地域社会及び社会全体の発達・発展に貢献する」及び教育理念「現実に立脚した学術の研究と教育を通じて、明日の社会を開く学識と実務能力を兼ね備えた指導的人材の育成を目指し、時代の進展に対応し得る広い視野と創造性を培い、誠実にして協調性のある心身ともに豊かでたくましい実践力を持った人材を養成する」を基盤に、大学及び大学院の使命・目的を「奈良学園大学学則」第 1 条及び「奈良学園大学大学院学則」第 1 条に次のとおり定め、具体的に明文化している。

##### ■大学の使命・目的

本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に広く一般教養を授けるとともに、社会で必要な実務能力を備え、自らの目標を達成するための実践力を有する人材を育成するために必要な教育・学術研究の遂行によって、社会の発展に寄与することを目的とする。【資料 1-1-1】

##### ■大学院の使命・目的

奈良学園大学大学院は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、奈良学園大学の建学の精神と教育理念に則り、学部における一般的・専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論とその応用を教授・研究し、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を培い、もって社会の発展及び文化の進展に寄与することを目的とする。【資料 1-1-2】

また、各学部・研究科の教育目的を、「大学学則」第 10 条第 2 項、「大学院学則」第 6 条に次のとおり定め、具体的に明文化している。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】

##### ■学部・研究科の教育目的

##### 【人間教育学部】

「社会の中で一人の人間」として生き抜く力となる豊かな「人間力」を基盤とする、柔軟な「教育力」と高度な「実践力」を備えた「教育者」（広く社会の教育活動にかかわる人材）の養成を目的とする。

【保健医療学部】

幅広い教養と豊かな人間性、国際性、変化に対応できる汎用的能力などをそなえ、「人」を中心に据えた専門的知識と高度な技術、創造力、実践力、倫理性、協調性などを身につけた質の高い保健医療職者の育成を目的とする。

【大学院 看護学研究科看護学専攻】

教育理念に基づき、在宅看護、育成看護、精神看護分野における専門性を深め、国内外で活躍することができる高度な看護実践者と看護の各分野における実践的教育の担い手及び研究者を育成することを目的とする。

【大学院 リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻】

多様化する保健・医療のニーズに対応できる科学的根拠に基づいた臨床実践力を養うとともに、地域・施設現場におけるリハビリテーション医療の複雑化、多様な障害像に主体的、多面的なアプローチとあわせ社会貢献に尽力する高度専門職業人を育成することを目的とする。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 1-1-1】 奈良学園大学学則

【資料 1-1-2】 奈良学園大学大学院学則

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-①で示したとおり、本学の使命・目的及び教育目的を「奈良学園大学学則」「奈良学園大学大学院学則」に定め、簡潔に文章化している。学生に向けて「学生生活の手引 Campus Life Guide」「履修の手引」に掲載して周知するとともに、大学ホームページにも掲載し、広く社会に対して周知を図っている。【資料 1-1-3】～【資料 1-1-9】

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 1-1-3】 「学生生活の手引 Campus Life Guide」

【資料 1-1-4】 「履修の手引」 人間教育学部

【資料 1-1-5】 「履修の手引」 保健医療学部看護学科

【資料 1-1-6】 「履修の手引」 保健医療学部リハビリテーション学科

【資料 1-1-7】 「履修の手引」 大学院看護学研究科

【資料 1-1-8】 「履修の手引」 大学院リハビリテーション学研究科

【資料 1-1-9】 奈良学園大学ホームページ (建学の精神・教育の理念)

<http://www.naragakuen-u.jp/introduction/idea.html>

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の学部・研究科の特色である専門職の育成、国際交流や社会貢献、「学生ファースト」を体現した「奈良学園大学コミットメント」などの大学の個性・特色は、大学及び大学院の「使命・目的」、学部・研究科の目的に基づくものであり、これらの「使命・目的」は建学の精神及び教育理念が基盤となっている。1-1-②のとおり、この建学の精神及

び教育理念は、「学生生活の手引 Campus Life Guide」「履修の手引」に掲載し、大学ホームページにも掲載している。【資料 1-1-10】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-10】奈良学園大学コミットメント

#### 1-1-④ 変化への対応

本学は、社会情勢の変化からその使命・目的の見直しを行い、平成 26(2014)年 4 月、大学名称を変更し、新たな学部を設置を行った。その後も、本学の使命・目的が社会情勢に対応しているかを確認しながら、少子高齢社会の中で多様化する保健・医療のニーズに対応できる医療人材を育成するため、平成 31(2019)年 4 月にリハビリテーション学科を設置した。さらに、より専門性の高い人材を育成するために、平成 30(2018)年 4 月に大学院看護学研究科を、令和 5(2023)年 4 月に大学院リハビリテーション学研究科を設置するとともに、人間教育学部人間教育学科には特別支援教育プログラムを設け、社会情勢の変化に対応できるよう取組んでいる。

#### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神及び教育理念に基づき、大学学則等に使命・目的を明文化して定めている。また学部・研究科ごとに教育目的を定め、明文化して、使命・目的とともに、「学生生活の手引 Campus Life Guide」等の学生への配付物や大学ホームページ等、様々な媒体で広く公表している。

今後も建学の精神を基盤としながら、変化する社会情勢に対応しつつ、教育の質保証をさらに推進するため、内部質保証体制の下で組織的に大学の使命・目的、教育目的の見直しを行っていく。

#### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

##### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

##### 1-2-② 学内外への周知

##### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

##### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

##### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学では、令和 3(2021)年度を始期とする中期計画の策定に際して、本学の使命・目的及び教育目的を再確認し、これらを反映した中期計画を策定した。この中期計画の策定にあたっては、各学部・学科、事務局の各部署が参画し、その過程を通して、全教職員が使命・目的及び教育目的を再確認している。また、中期計画は、大学で作成した計画を法人

の役員による審議を経て決定しており、役員の理解と支持が得られている。

【資料 1-2-1】 【資料 1-2-2】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-1】 奈良学園大学中期計画（ミッションとビジョン）

【資料 1-2-2】 事業計画推進委員会及び事業計画推進会議体制

### 1-2-② 学内外への周知

学内への周知として、学長が入学式及び卒業式の式辞等において建学の精神や教育理念に言及し、年度当初の評議会では建学の精神、教育理念等を含む「奈良学園大学学校経営方針」が報告され全教職員に周知されている。更にネームホルダーにも「建学の精神」を印刷して日常的に確認できるようにしている。また、学生に対しては、学内掲示（デジタルサイネージでの表示等）や全学生に配付される「学生生活の手引 Campus Life Guide」及び「履修の手引」の扉に建学の精神と教育理念を掲載している。更に、建学の精神においては、学生証にも印刷して教職員と同様に日常的に確認できるようにしている。

学外への周知としては、大学ホームページ以外に、「学生募集要項」を活用し、広く社会に向けて公表している。【資料 1-2-3】 ～ 【資料 1-2-5】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-3】 学校経営方針

【資料 1-2-4】 デジタルサイネージ

【資料 1-2-5】 2024 年度学生募集要項

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-①で述べたとおり、令和 3(2021)年度より中期計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）を策定している。策定の根幹には建学の精神と教育理念を置いており、本学の目指すべき根本的な姿勢を掲げた上で具体的な計画を策定している。策定には、本学の使命と目的を果たすため、「入学者の募集力強化」「教育の質の向上」「学生支援の充実」「大学の魅力の向上」「新たなグローバルの推進」等を戦略分野として掲げている。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

大学の使命・目的及び教育目的を反映させた大学全体の三つのポリシーを策定した上で、それらの要件を満たし且つ各学部・学科、大学院の特色に対応するように構成したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを策定している。三つのポリシーは大学ホームページ等で広く公開している。【資料 1-2-6】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-6】 三つのポリシー

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

大学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、大学に2学部3学科、大学院に2研究科の教育研究組織を設置し、設置基準を上回る専任教員を配置している。大学の2学部3学科では、それぞれの専門分野での免許を有し、かつ実務経験を有する教員を配置し、免許付与や国家試験受験資格の付与に関連する法律に定められた人数以上の教員を配し、使命・目的及び教育目的が果たせるようにしている。

教育研究組織は「学校法人奈良学園組織規則」に基づいて「学校法人奈良学園組織図」のように整備している。【資料 1-2-7】～【資料 1-2-9】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-7】 学校法人奈良学園組織規則

【資料 1-2-8】 学校法人奈良学園組織図

【資料 1-2-9】 学校法人奈良学園事務分掌規程

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的の学内における理解と支持は、中期計画の策定や取組みの過程を通して行われており、学内外への周知についても適切に行っている。また、使命・目的等の達成に必要な教育研究組織も整備されている。

一方、新たな学部を設置して10年が経過した現時点において、今後の社会情勢の変化を見据えながら、大学の使命・目的、学部の教育目的、三つのポリシーや教育研究組織の見直しを学長のリーダーシップの下で取組み、充実した大学運営を実現する。

### 【基準1の自己評価】

本学は、建学の精神及び教育理念を基盤に、大学及び大学院の使命・目的を学則に定め、具体的に明文化している。加えて、使命・目的等を明確に反映した教育のポリシーを定め、それらを反映した中期計画を策定しその具体的な取組みを組織的に進めている。また、変化への対応についても社会情勢に適応しながら行っている。

使命・目的等を役員・教職員で共通理解を図る体制は中期計画の取組みを通じて整備されており、支持も得られている。学内外への周知も適切に広く行うことができている。更に、これらの使命・目的等の達成に必要な教育研究組織も十分に整備し、機能している。

以上のことから、基準1を満たしていると評価する。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の精神を踏まえた大学及び大学院の教育目的を達成するために、アドミッション・ポリシーを含む三つのポリシーを一体的に策定している。

大学においては、大学全体でのアドミッション・ポリシーと、それを踏まえて学科ごとにアドミッション・ポリシーを定めている。アドミッション・ポリシーには、多様な入学者選抜において、学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を柱として、受験生にも理解しやすい表現を用いて、求める学生像を明確にしている。大学院においては、アドミッション・ポリシーを研究科ごとに定めている。

これらのアドミッション・ポリシーは、「大学ホームページ」「大学案内」「学生募集要項」等の各種媒体に掲載している他、オープンキャンパス（年間 6 回）、土曜日キャンパス見学会（年間 21 回）、夜のキャンパス見学会（年間 6 回）、進学相談会（年間 270 回）、高等学校訪問（年間延べ 660 校）、塾・予備校訪問（年間延べ 1,300 校）でも受験生や保証人及び高等学校の教員等に説明し、アドミッション・ポリシーの周知に努めている。【資料 2-1-1】～【資料 2-1-5】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-1】 2024 年度学生募集要項（アドミッション・ポリシー）

【資料 2-1-2】 NARAGAKUEN UNIVERSITY GUIDEBOOK 2025  
（アドミッション・ポリシー）

【資料 2-1-3】 2024 年度入試総合型選抜エントリーシート  
（アドミッション・ポリシー）

【資料 2-1-4】 2024 年度大学院学生募集要項看護学研究科  
（アドミッション・ポリシー）

【資料 2-1-5】 2024 年度大学院学生募集要項リハビリテーション学研究科  
（アドミッション・ポリシー）

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜として、「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」「大学入学共通テスト利用選抜」「社会人入試」の入試区分を

設けており、選抜ごとに出願資格や選考方法を定め、学生募集要項に明記している。

**【資料 2-1-6】**

入学者選抜の実施に当たっては、「奈良学園大学入学者選抜規程」「奈良学園大学入学試験委員会規程」に基づき入学試験委員会を組織している。実施体制は、学長が入学試験本部長、入学試験委員会委員長が入学試験実施委員長となり、入学試験実施の責任体制を明確にした上で、円滑な入学試験実施を実現している。

また、大学院の入学者選抜では、「奈良学園大学大学院入学試験小委員会規程」に基づき大学院入学試験小委員会を組織している。実施体制は、学長が入学試験本部長、大学院入学試験小委員会委員長が入学試験実施委員長となり、入学試験実施の責任体制を明確にした上で、円滑な入学試験実施を実現している。なお、公正かつ適切に運営できるよう

「奈良学園大学入学試験 統一実施要領」及び「奈良学園大学大学院入学試験 統一実施要領」を作成し、入学者選抜に関わる全教職員が入学試験の実施について共通理解した上で実施できるようにしている。**【資料 2-1-7】～【資料 2-1-11】**

アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施に関する検証については、次年度の学生募集要項案を策定する際、入学試験委員会及び大学院入学試験小委員会において、入学時の外部アセスメントテストの結果、入学後の学生の様子や成績（GPA:Grade Point Average）、在籍していた高等学校の調査書（全体の学習成績の状況）の内容から、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れができていないかを検証している。この結果からアドミッション・ポリシー、選抜方法、出願書類等の見直しを行い、大学評議会の審議を経ていく。**【資料 2-1-12】**

入学試験問題の作成は、「奈良学園大学入学試験委員会規程」に定める「入学試験問題検討小委員会」管理の下、厳重な体制で入試問題作成を行っている。入学試験問題検討小委員会委員長は学長が務め、委員会の運営及び入学試験問題作成の方途を定めている。更に出題科目ごとに問題作成責任者、問題作成委員、問題点検委員を配置し、入学試験問題の作成及びその質的向上を図るとともに、複数の点検委員による複数回の点検を行い出題ミスの防止に努めている。

また、入学試験問題の検証に当たっては、当該年度の入学試験が全て終了した時点で各入学試験及び各設問の回答率や平均点を分析し、次年度以降の適正な入学試験問題作成に活用している。

<エビデンス集（資料編）>

**【資料 2-1-6】** 2024 年度学生募集要項（入試区分ごとの出願資格及び選抜方法等）

**【資料 2-1-7】** 奈良学園大学入学者選抜規程

**【資料 2-1-8】** 奈良学園大学入学試験委員会規程

**【資料 2-1-9】** 2024 年度奈良学園大学入学試験 統一実施要領

**【資料 2-1-10】** 奈良学園大学大学院入学試験小委員会規程

**【資料 2-1-11】** 2024 年度奈良学園大学大学院入学試験 統一実施要領

**【資料 2-1-12】** 大学評議会議事録及び資料（2024 年 2 月 16 日Ⅲ審議事項(2)）

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 6(2024)年 5 月時点の定員充足率は、人間教育学部が 68.7%、保健医療学部が 86.3%である。定員管理においては、毎年、企画運営会議において、在籍学生数を踏まえて適切な入学者確保の目標数を決定している。また、実習を伴う学科においては、教育環境を維持するため、実習施設での学生受入れ可能数なども踏まえて適切な入学者数を決定している。

大学の入学定員充足率の推移は、エビデンス集（データ編）【共通基礎】データ様式 2 のとおりである。令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度、令和 6(2024)年度で、3 学科中 2 学科が定員未充足となり、学生確保に向けた取組みが重要課題となっている。また、大学院も定員未充足の状態であり、改善に向けた取組みが必要である。

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れをより実質化するため、総合型選抜の導入による多面的・総合的評価の実施をはじめ、全ての選抜制度において、アドミッション・ポリシーに沿った選抜方法への転換を積極的に推進する。現在は、入学試験委員会を中心に、令和 4(2022)年度から施行された新学習指導要領に対応した入学試験制度改革と、アドミッション・ポリシーの見直しを進めることにより、安定した入学定員確保を目指す。

一方、18 歳人口の減少、とりわけ本学が設置している学部学科分野の志願者数減少及び受験環境の急変により、入学者確保が喫緊の課題となっている。今後は、中期計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）の重要テーマ「戦略分野 I 入学者募集力の強化」を事業計画上の最重要課題に掲げ、本学が求める学生の獲得に向けた施策を推進する。

具体的には、高等学校との連携強化のための「教育連携協定校」の拡充や、アカデミック・インターンシップの対象高等学校の拡充（令和 4(2022)年度は奈良県内公立高等学校 1 校、令和 5(2023)年度は奈良県内公立高等学校 2 校、令和 6(2024)年度は奈良県・大阪府・京都府全域の高等学校を対象を拡充）を行う。進学相談会や出前授業へ積極的に参加する他、大学公式 SNS を学科ごとに開設して情報発信を強化することで、本学の特色や教育内容を知ってもらう機会を増やす取組みを実施する。また、オープンキャンパスの開催時期の見直しや開催回数を増やすことで、高校生が実際に本学を訪れ、学びの一端に触れてもらう機会をより多く持つことによって志願者の増加を目指す。

更に、併願志願者の入学辞退を減らすため、入学者選抜試験（学校推薦型選抜・一般選抜）の終了後に希望者に対して個別親睦会「奈良学カフェ」を実施し、学生生活や学部・学科ごとの学びについて相談できる機会を設けたり、合格した受験生には合格通知と一緒に学部長・学科長・専修長による直筆のメッセージ「奈良学園大学に合格された〇〇さんへ 大学からのメッセージ」を送ったりして、本学への入学意思を高めてもらう取組みを行い、安定した入学定員確保を目指す。

大学院については、本学の実習施設に対して大学院の紹介を行ったり、同窓会総会で大学院の案内を行ったりして、大学院について広報するとともに、オープンキャンパス時に大学院への進学相談会を行うなどして入学定員の確保を目指す。



## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学生への支援に関する方針・計画・実施体制については以下のとおり適切に整備し運営している。

#### 1) 学修支援に関する方針

令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度にかけて取組んでいる中期計画では、戦略分野として「教育の質の向上」と「学生支援の充実」を掲げるとともに、令和 5(2023)年度に「奈良学園大学コミットメント」を策定し、学修支援に力を注ぐ方針を明確にしている。

#### 中期計画

#### 戦略分野Ⅱ 教育の質の向上

行動目標 1)学生の主体的な学修を重視した教育課程の編成と教育の実践

行動目標 2)教学マネジメントを支える基盤の強化

行動目標 3)学生教育の徹底による専門学力と実践力の向上

行動目標 4)実習教育の充実とシステム化

#### 戦略分野Ⅲ 学生支援の充実

行動目標 1)修学支援機能の充実による学生満足度の向上

行動目標 2)学生生活の満足度の向上

行動目標 3)キャリアプランの達成に向けた学生支援

事業推進委員会を中心に中期計画を推進するとともに、奈良学園大学コミットメントの策定を通して、教職員が一体となって学修支援の更なる強化に取り組んでいる。

#### 【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

#### 2) 学修支援に関する計画

中期計画で 6 つの戦略分野を設定し、戦略分野ごとに行動目標と具体的な行動内容を定め、全ての学科・部署で年度ごとの行動計画を立てて取組んでいる。

上記 1) に示した「戦略分野Ⅱ 教育の質の向上」「戦略分野Ⅲ 学生支援の充実」については次のように行動目標別に行動内容を挙げている。

#### 戦略分野Ⅱ 教育の質の向上

行動目標 1)学生の主体的な学修を重視した教育課程の編成と教育の実践

行動内容①ICT 活用型の授業展開を見据えたシラバスの整備

②情報リテラシー教育、共通教育プログラムの充実
③分散型ラーニングコモンズの活用
行動目標 2) 教学マネジメントを支える基盤の強化
行動内容 ① 教育改善活動としての FD・SD の組織的かつ体系的な実施
② 教学 IR 体制の確立と運用
③ 学修・教育成果の把握（データベース化）と可視化
行動目標 3) 学生教育の徹底による専門学力と実践力の向上
行動内容 ① ティーチング・ポートフォリオ（TP）の活用
② アクティブ・ラーニングの推進
③ 学修状況データに基づく授業改善
④ 課外活動（クラブ活動／ボランティア活動）を通じた人間力の育成
行動目標 4) 実習教育の充実とシステム化
行動内容 ① 学部におけるシステム化
② インターンシップ制度の整備及び、受入れ企業等の開拓
<b>戦略分野Ⅲ 学生支援の充実</b>
行動目標 1) 修学支援機能の充実による学生満足度の向上
行動内容 ① アドバイザー／担任による修学支援の強化
② 多様な学生が学びを継続するための支援
行動目標 2) 学生生活の満足度の向上
行動内容 ① 心身の健康管理を支援する体制の強化
② 豊かな学生生活実現のための支援策の実施
③ 学生生活の実態と満足度の調査の実施
④ 同窓会の組織化
行動目標 3) キャリアプランの達成に向けた学生支援
行動内容 ① 保育士・教員採用試験対策の充実
② 医療系国家試験対策の充実
③ 基礎学力向上の支援
④ 在学中から卒業後までの継続したキャリア支援

「教育の質の向上」では教員採用試験合格者数前年比 10%増、保健医療学部の各国家試験合格率 100%を、「学生支援の充実」では充実していると回答する学生 80%を目標に、各学科や部署が横断的に協働してそれぞれの行動内容に取組み、年度ごとに達成度を評価している。

### 3) 学修支援に関する実施体制

本学では、アドバイザー制度を導入し、アドバイザー教員が中心となって個別の学修支援を行い、個々の教員の学修支援活動を関連する組織で支える体制を整えている。

<アドバイザー制度>

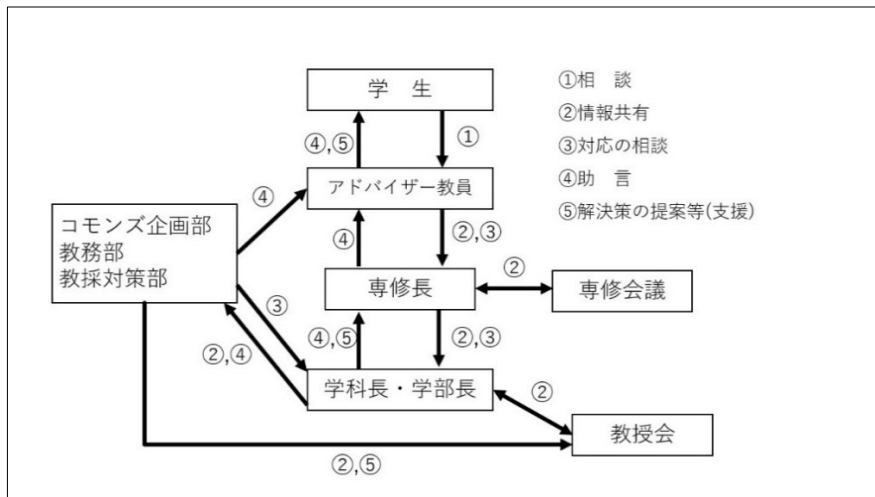
入学から卒業までの間、アドバイザー教員を中心に、学生の学修と生活の支援を行っている。

アドバイザー教員は、教務課と連携しながら学生との個別面談を行い、履修指導や履修相談を行うほか、教務システム「Active Academy」を利用して、学生の成績状況や授業への出席状況などを把握し、個別の問題に対して支援するとともに、成績不振者や出席不良者に関しては保証人との連携も行っている。

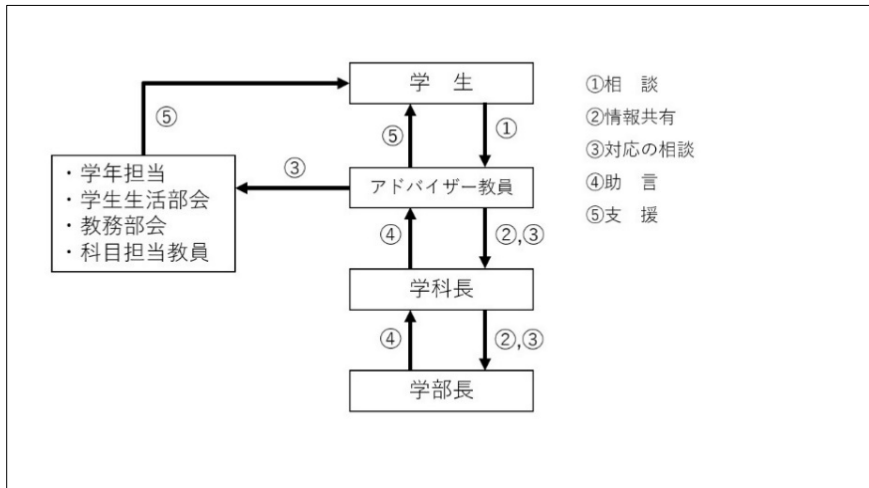
また、キャリアセンターと連携したキャリア支援や教員採用試験対策、国家試験対策の指導も実施している。

各学部では、それぞれの組織体制に合わせ、次のような体制で取組んでいる。また、それぞれの教員の学修支援活動においては、入学時に実施しているアセスメントテスト（GPS-Academic、PROGテスト）の結果を活用し、学生個々の特性などに応じた支援が行えるようにしている。

図表 2-2-1 人間教育学部における教員による学修支援体制



図表 2-2-2 保健医療学部における教員による学修支援体制



アドバイザー教員を中心とした学修支援の取組みを支える組織は次のとおりである。

①教務委員会

教務の実施上審議を要すべき事項を扱う委員会で、副学長、各学部から選出された教員、教務課長が構成員となっている。教務委員会ではカリキュラムや時間割編成、シラバス等、授業に関すること、学年暦やガイダンスに関すること、試験や単位認定に関すること等、学修に直結するものを審議している。教務委員会での審議事項については、企画運営会議や評議会において審議や報告が行われるとともに、学部・学科の教授会で報告される。【資料 2-2-3】

②学生委員会

学生委員会は学生の生活指導や課外活動、奨学金等、学生生活に関する事項を審議する委員会で、副学長、学生支援センター長、各学部から選出された委員、学生支援センター事務室長が構成員となっている。

学修支援の組織的取組みのために、学生委員会では「学生の意識及び生活の実態に関する調査」を実施し、学習行動や学修上の悩み、その相談状況についてデータ収集と分析を行っている。結果は各学部・学科の教授会で報告され、学修支援の実践や改善の検討に活用している。【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】

③教職・保育課程委員会

教職課程及び保育士課程の運営に関して必要な事項を審議したり調整を行ったりするため、教職・保育課程委員会を設置している。副学長、人間教育学部長、人間教育学科長、教職に関する科目を担当する教員、幼児教育に関する科目を担当する教員、教務課長が構成員となっている。

教職・保育課程委員会では、法令に則った課程設置の確認、各種実習先や訪問指導教員の検討、課程運営上の問題点の共有と解決等、学生が資格を取得する上で必須の事項について審議し、教職・保育課程委員会の審議事項については、企画運営会議及び評議会でも審議・報告されるとともに、学部の教授会で報告される。【資料 2-2-6】

④IR 情報活用推進委員会

教学 IR(Institutional Research)の適正かつ円滑な実施及び情報活用を行うために IR 情報活用推進委員会を設置し、中途退学者の分析など、学修支援を組織的に実施するための取組みを行っている。

IR 情報活用推進委員会の構成員には、各学部選出の教員の他に、学長、副学長、各センター長と教務課長や入試広報課長が含まれ、各部局での気づきからデータ分析による課題発見に繋げたり、分析結果から関係部局が協働したりして改善に取り組めるようにしている。【資料 2-2-7】

⑤FD・SD 委員会

教職協働で取組む学修支援の向上のために、授業改善の基本方針の策定や教育活動に関する研修、学生による授業評価などに取組む FD・SD 委員会を設置している。

令和 5(2023)年度は、学生ファーストで「面倒見のいい大学」を実現するための FD・SD 研修会を開催し、その結果から「奈良学園大学コミットメント」を策定し、学部・学科、関連委員会や部署と連携しながら学修支援の向上の取組みを実施している。

【資料 2-2-8】【資料 2-2-9】

## ⑥教務課

教務に関わる事項を所管する組織として、教務課を設置し、職員が学生の学修支援及び教員の授業支援等を実施している。教務課では、ガイダンスをはじめ授業や試験などの学修に関すること、学籍、学業成績、教務関係の各種委員会（教務委員会、共通教育委員会、教職・保育課程委員会、FD・SD委員会）、各研究科委員会に関することを扱うとともに、教育実習や保育実習、臨地実習や介護等体験等の依頼や配当の通知、教職課程履修カルテの管理、資格課程に関する履修相談、各種資格関係証明書の作成等、資格取得に係る支援を行っている。

また、各学科の教務関連ワーキンググループ（教務部会、教務ワーキング）と協力しながら学年別に修学に関するガイダンスを行い、国家試験受験資格や教職・保育士資格等の取得に関する要点を周知するとともに、受付窓口で学修に関する学生からの質問や相談に随時対応している。

その他、教務委員会やFD・SD委員会など関連委員会と連携しながら、学修成果の可視化や学修の順序性の明確化に向け、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリー、科目ナンバリングの整備等のカリキュラム・マネジメントや、授業評価アンケート、アセスメントテストなどの教育の質保証の取組みを実施している。

令和2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対策を契機として、ICT（情報通信技術）相談窓口を整備し、学修を支援している。専門業者に業務委託したICT相談窓口を教務課の下に置き、情報機器の使い方や、大学の保有するライセンスの管理支援及びソフトの利用支援、セキュリティ対策の相談など、学生や教員からのICT使用に関する相談に対応している。

以上のとおり、本学では、教員と職員の協働を実現し、学科及び部署間で問題点等の共有と課題解決に向けて連携して取り組める体制を整えている。

### <エビデンス（資料編）>

- 【資料 2-2-1】 奈良学園大学 2024 年度事業計画
- 【資料 2-2-2】 奈良学園大学コミットメント
- 【資料 2-2-3】 奈良学園大学教務委員会規程
- 【資料 2-2-4】 奈良学園大学学生委員会規程
- 【資料 2-2-5】 「学生の意識及び生活の実態に関する調査」
- 【資料 2-2-6】 奈良学園大学教職・保育課程委員会規程
- 【資料 2-2-7】 奈良学園大学 IR 情報活用推進委員会規程
- 【資料 2-2-8】 奈良学園大学 FD・SD 委員会規程
- 【資料 2-2-9】 令和 5 年度 FD・SD 研修会プログラム

## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

教員と職員との協働による学修支援体制については、基準 2-2-①のとおりであるが、更に次のような取組みを行い、学修支援の充実を図っている。

1) 障がいのある学生への配慮

本学では、開設時より障がいのある学生への配慮に取り組んできたが、令和 4(2022)年度に「奈良学園大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、「障害のある学生への修学支援体制」に沿って、合理的配慮を要する学生の個別の状況やニーズに焦点を当て、差別を解消するための配慮を行っている。

【資料 2-2-10】 【資料 2-2-11】

合理的配慮の実施にあたっては、学科や専攻・専修内で情報共有を図り、アドバイザー、科目担当教員、学生委員会、学生支援センターや教務課、必要に応じて学生の保証人とも連携しながら支援を行っている。

図表 2-2-1 合理的配慮の対象となった件数

年 度	人間教育学部 人間教育学科	保健医療学部 看護学科	保健医療学部 リハビリテーション学科	合 計
平成 26(2014)	1	0	-	1
平成 27(2015)	1	0	-	1
平成 28(2016)	1	0	-	1
平成 29(2017)	1	0	-	1
平成 30(2018)	0	0	-	0
平成 31(2019)	0	0	0	0
令和 2(2020)	0	0	0	0
令和 3(2021)	0	0	0	0
令和 4(2022)	0	0	0	0
令和 5(2023)	1	4	0	5

2) オフィスアワー制度

本学では、原則として、教員による「オフィスアワー」を実施し、学生が事前のアポイントメントなしに専任教員の研究室を訪ね、学修や学生生活について相談できる体制を整えている。オフィスアワー制度については「履修の手引」に記載し学生に周知している。

保健医療学部では、専任教員全員が週に最低 1 回のオフィスアワーを設定し、学生への電子メールでの配信、オンライン上での掲出、研究室前の掲示など様々な方法で学生に周知している。また、オフィスアワーに限らず、授業の質問や相談を電子メールで受け付けたり、研究室に来やすい環境をつくったりして、随時、対応している。教員のメールアドレスは教務システム「Active Academy」に掲載して学生に周知している。

人間教育学部では、特定の時間のみではなく研修日と授業実施時間を除く全ての時間帯をオフィスアワーとしている。各研究室の窓を広くとり、教員の「在・不在」が分かりやすくなるようにし、学生が訪問しやすいような環境整備を行っている。【資料 2-2-12】

3) TA( Teaching Assistant)等の活用

人間教育学部において、平成 26(2014)年度より「英会話Ⅰ」及び「英会話Ⅱ」で SA(Student Assistant)を活用し、学生の習熟度を高めている。【資料 2-2-13】

その他、「学生の意識及び生活の実態に関する調査」では学生の学修の悩みの相談相手として最も多いのが「友人」という結果を得たことを踏まえ、学生が気軽に相談でき、教員等への相談を支援する存在として、ピア・サポーターを令和4(2022)年度より養成している。令和5(2023)年度は、高大接続の支援を目的として、ピア・サポーターによる入学時の履修登録支援や週1回の相談窓口を開設した。【資料2-2-14】【資料2-2-15】

#### 4) 中途退学者等への対応策

中途退学予防の取組みについても、2-2-①に示した体制により対応している。成績の低迷や意欲の低下による中途退学を予防するため、各学科の教務や学生支援に関連した部会やワーキングが単位取得状況や欠席状況を把握し、学科内で情報共有するとともに、アドバイザーと連携して個々の学生に対応している。

##### ①出席状況の把握

授業への出欠は、教務システム「Active Academy」で管理している。各科目担当者が授業終了後に入力し、アドバイザーをはじめとする教職員は、随時、出席状況を確認できるようになっている。出席不良の学生がいた場合は、教授会等の学部・学科の会議で情報を共有するとともに、アドバイザーが当該学生と面談したり、必要に応じて学生の保証人とも連携したりしながら学修が継続できるよう支援している。

##### ②中途退学防止の取組み

「学生の意識及び生活の実態に関する調査」より人間関係の悩みを抱える学生が多いという結果が得られたことから、基準2-4に示すような学生相談等の充実を図るなどの対策を講じている。更に、IR情報活用推進委員会において中途退学者の成績の推移や退学の理由を分析し、中途退学に至る学生の予兆を早期に発見し、介入して支援できるようにするための方策を検討している。【資料2-2-16】

また、入学者に対し、大学での学修へのスムーズな移行を促すことで中途退学を防止できるよう、高大接続の取組みも実施している。具体的には、ピア・サポーターによる新入生の「困りごと」への対応に取組んだり、保健医療学部では共通教育科目として1年次に「ラーニングスキルズ」や「ライティングスキル」の科目を設けたりするなどの取組みを行っている。

更に、転学部の制度を設け、進路変更の場合にも中途退学することなく学びを継続できるようにし、両学部設置から10年間で、3名の学生が保健医療学部から人間教育学部に転学部して学修を継続させている。

【資料2-2-15】(再掲)【資料2-2-16】(再掲)【資料2-2-17】【資料2-2-18】

##### ③休学者の復学への支援

保健医療学部では、休学した学生が復学後にスムーズに臨地実習を履修できるようにするため、休学中も5科目まで既修得科目を聴講できるようにするなど、修学への意欲を継続させ、安心して復学できるよう体制を整備している。また、アドバイザーが連絡したり面談したりして復学後の履修計画の立案を支援している。【資料2-2-19】

#### <エビデンス集(資料編)>

【資料2-2-10】「奈良学園大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

- 【資料 2-2-11】「障害のある学生への学修支援体制」
- 【資料 2-2-12】 オフィスアワー一覧
- 【資料 2-2-13】 SA の活用状況
- 【資料 2-2-14】 ピア・サポーター養成者数
- 【資料 2-2-15】 令和 5 年度ピア・サポーターによる相談窓口開設状況
- 【資料 2-2-16】 中途退学者の成績等の推移
- 【資料 2-2-17】 保健医療学部共通教育科目一覧
- 【資料 2-2-18】 奈良学園大学転学部規程
- 【資料 2-2-19】 保健医療学部教授会議事録（休学中の科目の聴講について）

### **(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）**

本学では、アドバイザーを中心として、教員と職員の協働による学修支援の体制や、障がいのある学生への合理的配慮の体制を整備し、実施している。また、高大接続の取組みにより、入学者の大学での学修への移行を支援し、中途退学を防止する取組みも行われている。

今後は、これらの取組みを維持するとともに、SA の活用を保健医療学部にも拡大させ、学修支援の充実を図る。更に、学修のために不可欠なアカデミックスキルの支援を充実させるため、現在のアドバイザーによる学修支援に加え、アカデミック・アドバイジングを行う学修支援部門の設置やピア・サポーターの養成の促進と活動の環境整備を企画運営会議で検討し、学修支援の拡充を行う。

## **2-3. キャリア支援**

### **2-3-① 教育課程の内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備**

#### **(1) 2-3 の自己判定**

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### **(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### **2-3-① 教育課程の内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備**

本学では、学生のキャリア教育や、就職に必要な学修の支援と対策、及び就職活動の支援等を行うため、キャリアセンターを設置している。キャリアセンターは、キャリアセンター長と副センター長を務める 3 名の教員と、キャリアセンター事務室長、キャリアセンター内一般事務担当職員 2 名、教員採用試験（保育職含む。）担当職員 3 名、看護・リハビリテーション就職支援担当職員 3 名、キャリアカウンセラーの資格を有し一般企業（一般公務員含む。）の就職支援を担当する職員 1 名の計 10 名の職員とで構成されている。

教員との協働がスムーズに進むよう、キャリアセンター長と 2 名の副センター長、それぞれの学部から選出された教員 4 名（各学部 2 名）、キャリアセンター事務室長で構成されるキャリアセンター運営委員会を設置し、毎月 1 回運営委員会を開催している。また、各アドバイザーと情報共有や意見交換を行いながら学生の個別性に応じた就職支援を行っている。【資料 2-3-1】 【資料 2-3-2】



### 1) キャリア支援に係る設備等の整備

キャリアセンターは、誰もが訪れやすい全学生の共用施設のある3号館1階にある。開室時間は、平日は8時30分から18時まで、土曜日は8時30分から13時までとなっている。キャリアセンターには、インターンシップや就職、各種資格試験の情報が検索できる学生用パソコン4台とプリンター1台を設置し、更に、学科ごとの求人票や各種資格試験の参考図書等を設置してそれらを閲覧できるスペースを設けている。学生は、開室時間内であれば、自由にこれらの設備を利用できるようになっている。

専門職業人を育成する本学の特性上、教育実習や病院等での臨地実習のために、キャリアセンターに来室して求人票等の閲覧ができない学生も多くいるため、24時間、どこからでもパソコンやスマートフォンでアクセスして求人票等が閲覧できる就職活動支援システム「求人受付NAVI」を導入し、学生の就職活動に不利益が生じないよう対応している。

また、面談室3室を設け、学生が、プライバシーを保護された環境で安心して個別に相談できるようにしている。その他、新型コロナウイルス感染拡大の影響でWeb面接などオンラインを活用した採用試験が増加し、学生から、オンラインでの採用試験のために学内の施設を使用したいという要望が増えたため、オンライン用個人ブース1台を3号館1階フロア内に設置した。【資料2-3-3】【資料2-3-4】

### 2) 個別支援体制

キャリアセンターには教員採用試験（保育職含む。）担当職員、看護・リハビリテーション就職支援担当職員、一般企業（一般公務員含む。）就職支援担当職員を配置し、予約制で個別相談を実施し、就職活動を支援している。

一般企業、公務員、教職関係、医療系など様々な就職先に関する相談や、インターンシップに関する相談、就職活動のマナー、エントリーシート・履歴書・小論文等の書き方の指導、面接指導など、多岐にわたる内容に対し、それぞれの学生のニーズに応じて就職支援担当職員が個別に対応している。【資料2-3-5】～【資料2-3-7】

### 3) インターンシップに関する支援

本学では、人間教育学部の学生に対して、多様な職業選択を考える機会となることや汎用的能力の育成の機会となることをねらい、インターンシップの単位認定制度を実施し、インターンシップへの参加を推奨している。キャリアセンターが、このインターンシップ先の選定を支援したり、インターンシップ先企業との調整を行ったりして、インターンシップを通じた学修を支援している。

図表 2-3-1 令和5（2023）年度 インターンシップ先企業・団体

企業名	日数	人数
株式会社平成建設	5日間	2名
三和テクノ株式会社	5日間	2名
公益財団法人八尾市文化振興事業団	6日間	2名
三郷町立西部保育園	5日間	1名

#### 4) キャリア形成科目の開講

本学では、学生が自分の将来の進路やキャリア形成について考え、社会人として仕事をする上で必要となるスキルや思考を学ぶため、それぞれの学部で共通教育科目にキャリア形成科目を置き、キャリア教育に取り組んでいる。【資料 2-3-8】【資料 2-3-9】

#### 5) キャリアに関する各種ガイダンス、セミナー等の実施

企業研究や、就職活動の開始時期など、学生が就職活動をする上で「今取り組むべき優先課題」を考えられるようにするため、キャリアセンターが中心となって、各種のキャリア・ガイダンスやセミナーを実施している。

適性検査「SPI」講座や、自己 PR 作成講座、「パワーアップ Study」と称する就職試験の筆記試験対策講座を全学部・学科の学生対象に実施している。このほかに、教員採用試験個別相談会や自治体別教員採用試験説明会、弾き歌いピアノ講座、病院等の医療系の就職先の説明会など、全学部・学科の学生のニーズに合わせたセミナーを実施している。

##### 【資料 2-3-10】

##### ①「パワーアップ Study」

全学部・学科の全学生を対象とした各種就職筆記試験対策講座（教員採用試験、公務員試験、一般企業試験、SPI など）である。月曜日～金曜日の 2～4 限目（1 コマ 90 分）、1 コマの定員を 8 名に設定し、学生個々のレベルや受験する採用試験の出題範囲に応じた指導を行っている。受講は事前申込制を基本としているが、受講者数が定員に達していない場合には当日の参加希望も受入れ、希望者が受講できるよう対応している。

##### 【資料 2-3-11】

##### ②リメディアル学習会

教員採用試験や公務員試験の合格を支援するため、人間教育学部の学生を対象に「数学」の対策講座を実施している。入学前に実施する数学の基礎テストで点数が基準（数学専修入学生向けテストで 30 点以下、その他の専修の学生向けテストで 40 点以下）となった学生を対象に学習会を開催している。前期に週 1 コマ（90 分）開催し、最終日の試験で合格点に達しない場合には、後期も引続き受講してもらうことで、確実な学力の向上を目指している。【資料 2-3-12】

#### 6) 教員採用試験対策

人間教育学部に教員採用試験対策部会を置き、キャリアセンターと連携して教員採用試験対策を実施している。

3 年次の「人間教育実践力開発演習Ⅲ」、4 年次の「人間教育実践力開発演習Ⅳ」の履修を勧めるとともに、3 年次の「キャリアスキルアップⅡ」の授業では自己分析をして自己 PR 文の記述の指導を実施するなど、教育課程の中での取組みを実施している。

その他、春期休業期間中の「春季教員採用対策講座」や、下記の「夏季教採直前講座」を開講している。【資料 2-3-13】～【資料 2-3-19】

#### 7) 国家試験対策

##### ①保健医療学部 看護学科

看護学科キャリア部会がキャリアセンターと連携して、1 年次より、段階的に、看護師国家試験対策に取り組んでいる。1 年次と 2 年次にはそれまでの学修の成果の確認のための模擬試験を年度末に実施し、試験結果を踏まえた苦手箇所の復習の促しを行っている。3

年次からは業者に委託して対策講座（3年次前期終了後に「夏期講座」5日間、4年次前期に「春期対策講座」24コマ、後期に「秋期対策講座」32コマ）を開講し、模擬試験（3年次「夏期講座」終了後に1回、4年次に6回）を実施している。

対策講座の出席状況や模擬試験の結果はアドバイザー教員と共有し、欠席の多い場合にはアドバイザー教員や看護学科キャリア部会の教員が個別に面談を行なっている。また、毎回の模擬試験の結果を踏まえてアドバイザー教員が面談を行い、学習方法などをアドバイスしている。

この他、4年次前期には30日間、毎日10問の過去の国家試験問題を配信して日々の学習を促したり、成績不振者を対象に教員が補習セミナーを実施したりしている。

保健師国家試験、助産師国家試験の対策は、保健師課程と助産師課程の教員が中心となって、模擬試験の実施、学習方法の指導などを個別に実施している。

【資料 2-3-20】～【資料 2-3-24】

②保健医療学部 リハビリテーション学科

学科教員で構成する国家試験対策ワーキンググループを設置し、キャリアセンターと連携しながら、国家試験対策に取り組んでいる。

1年次から国家試験ガイダンスを行い、理学療法士・作業療法士国家試験の概要と合格基準、国家試験出題基準等の周知を図ることにより、早い段階から国家試験を意識した学習習慣の定着を図るとともに、国家試験対策のためのeラーニングシステム「スマコク」を導入し、学生が場所を選ばずいつでもどこでも学習できるようにしている。その他、1～3年次には年度末に実力テストを実施し、3年次からは出題領域別に整理した国家試験の過去問題を学生に配付し、その後確認テストを実施するなど、学生自身が知識の定着度や理解度を確認し、学習行動につながるようにしている。4年次には約10回の模擬試験を実施し、学生の課題を把握して個別指導を行なうとともに、結果を踏まえて教員による国家試験対策セミナーを随時開講するなどして国家試験の合格に向けて支援を行っている。令和5(2023)年度からは、9月に業者に委託して「国家試験対策集中セミナー」を開講している。このことにより、学生たちは、前年度よりも早い時期から国家試験対策に取り組めるようになった。また、個別指導には、学習計画や模試の結果を記載した「国試対策ポートフォリオ」を活用し、個別の状況に応じた指導を行っている。

【資料 2-3-25】～【資料 2-3-28】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-1】 令和6年度奈良学園大学各種委員会名簿

【資料 2-3-2】 奈良学園大学キャリアセンター運営委員会規程

【資料 2-3-3】 求人受付 NAVI 資料

【資料 2-3-4】 個人ブース（TELECUBE）資料

【資料 2-3-5】 2023年度月別学生面談者数（一般企業関係）

【資料 2-3-6】 2023年度月別学生面談者数（教職・幼保関係）

【資料 2-3-7】 2023年度月別学生面談者数（看護医療関係）

【資料 2-3-8】 2023年度キャリア形成科目シラバス（人間教育学部）

【資料 2-3-9】 2023年度キャリア形成科目シラバス（保健医療学部）

- 【資料 2-3-10】 2023 年度キャリアセンター事業計画
- 【資料 2-3-11】 2023 年度パワーアップ Study 月別出席者数
- 【資料 2-3-12】 2023 年度リメディアル学習会月別出席者数
- 【資料 2-3-13】 人間教育実践力開発演習Ⅲシラバス
- 【資料 2-3-14】 人間教育実践力開発演習Ⅳシラバス
- 【資料 2-3-15】 夏季教員採用試験直前講座日程及び受講者数
- 【資料 2-3-16】 キャリアスキルアップⅡシラバス
- 【資料 2-3-17】 春季教員採用試験直前対策講座出席者数
- 【資料 2-3-18】 2024 年度公立学校教員採用試験結果（4 年次生のみ）
- 【資料 2-3-19】 2024 年度公立・私立保育職合格者数
- 【資料 2-3-20】 2023 年度看護学科国試対策スケジュール
- 【資料 2-3-21】 2023 年度看護師国家試験対策カリキュラム
- 【資料 2-3-22】 2023 年度国家試験対策講座 出席率（看護学科）
- 【資料 2-3-23】 2023 年度国家試験対策模試 出席率（看護学科）
- 【資料 2-3-24】 2023 年度登校学習出席率（看護学科）
- 【資料 2-3-25】 令和 5(2023)年度リハビリテーション学科国家試験対策年間スケジュール
- 【資料 2-3-26】 令和 5(2023)年度国家試験模擬試験の実績（リハビリテーション学科）
- 【資料 2-3-27】 令和 5(2023)年度学科教員による国家試験対策セミナーの実績  
（リハビリテーション学科）
- 【資料 2-3-28】 リハビリテーション学科国試対策ポートフォリオ

### **(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）**

現在本学は、キャリア支援のための設備も整え、教育課程の中でのキャリア教育や、学生それぞれの就職志望分野に応じた個別支援体制、基礎学力向上対策、教員採用試験・国家試験対策の体制を整え、キャリア支援が実施できており、教員採用試験合格者や看護師・保健師・助産師国家試験合格率は中期計画に示した目標値を達成し、支援の成果が確認できているところである。

しかし、理学療法士・作業療法士国家試験合格率については、支援体制は整備できており、合格率も改善されてはいるものの、目標値に達していない現状にある。この現状を踏まえ、提供した方策が学生にとって有益であったかどうか、学生アンケートの結果を分析するとともに、リハビリテーション学科国家試験対策ワーキンググループが中心となって、4 年次の外部業者に委託して実施する「国家試験対策集中セミナー」の開催時期を 1 か月早めて、学生がより早い時期から国家試験の勉強に集中できるようにしたり、国家試験対策ポートフォリオの内容を見直し、学習時間なども踏まえた個別指導ができるようにしたりして、国家試験合格者を 100%にできるよう改善する。

人間教育学部と保健医療学部看護学科においては、現在の支援体制を維持しながら、人間教育学部においては「人間教育実践力開発演習Ⅳ」の受講を令和 6(2024)年度より必須とし、「夏季教授対策直前講座」では ICT 活用の充実を図るなどの改善に取り組む。

図表 2-3-2 専門職試験の合格率の推移（新卒者）

職種	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
教員採用試験	37.3%	60.3%	64.6%
看護学師国家試験	100%	94.5%	100%
保健師国家試験	90%	100%	100%
助産師国家試験	100%	100%	100%
理学療法士国家試験	—	85.2%	88.4%
作業療法士国家試験	—	75.0%	76.9%

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービスや厚生補導を主管する部署として「学生支援センター」を設置している。学生支援センターは、室長以下 6 名の職員（内 1 名は保健室担当）と、センター長、副センター長の 2 名の教員(学科の教員が兼務)で構成され、その運営に関する事項は「学生支援センター運営委員会」で審議されている。

学生生活の安定のための支援に関する事項は、「学生委員会」「スポーツ振興委員会」で審議され、これらに関する事務は学生支援センターが担っている。「学生委員会」と「スポーツ振興委員会」は、副学長、学生支援センター長、同副センター長、各学部から選出された教員（各学部 2 名）、学生支援センター事務室長で構成されており、副学長以外の委員は「学生支援センター運営委員会」の委員が兼ねている。

#### 【資料 2-4-1】～【資料 2-4-4】

#### 1) 保健室での健康管理

保健室を置き、保健師と養護教諭の免許を有する職員（以下、保健担当職員という。）1 名を配し、全学生を対象に定期健康診断を実施するとともに、随時、学生の健康相談に応じ、学生の健康管理にあたっている。

#### 2) 学生相談室でのメンタルヘルスのサポート

学生の心の健康については、学生相談室を設置し、2 人の臨床心理士（委託・非常勤）が学生のメンタルヘルスのサポートを行っている。学生相談室、保健室等の利用状況は、

#### 【図表 2-4-1】 のとおりである。【資料 2-4-5】

学生相談室と教員の連携体制を整えるため、令和 4(2022)年度から「学生相談室連携会議」を立ち上げ、学生の相談内容から対策を検討したり、学科でのサポートを要する相談内容を学生の同意の下に情報共有したりして、教員と職員が協働して学生の支援が行える体制を整え、連携しながら学生の支援にあたっている。「学生相談室連携会議」の構成員

は、学生相談室の臨床心理士、学生委員会委員のうち各学科1名の教員、学生支援センター室長、同保健担当職員である。【資料 2-4-6】

令和 5(2023)年 11 月には、「学生相談室連携会議」で、学生相談の内容を分析し、その結果から、予約なしに学生が気軽に立ち寄って話ができる「学生相談室 café（「ふらっと cafe」に令和 6(2024)年度より改称）」を立ち上げ、二段階でメンタルヘルスの支援を実施している。【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】

更に、学生のメンタルヘルスへの教員の支援力向上を図るための研修会を開催したり、学生が学生相談を利用しやすい環境づくりのために教員対象に学生相談等に関する認知度等を調査したりして、学生のメンタルヘルスへの支援の充実に向けた取組みを行っている。【資料 2-4-9】～【資料 2-4-12】

図表 2-4-1 学生相談室・保健室の利用状況

年 度	学生相談室利用件数	保健室利用件数
平成 31(2019)年度	54	(データなし)
令和 2(2020)年度	35	(データなし)
令和 3(2021)年度	63	47
令和 4(2022)年度	122	31
令和 5(2023)年度	156	60

### 3) 課外活動支援

学生支援センターが主となって、学生自治会である「学友会」、強化指定クラブ（硬式野球部、マーチングバンド部、女子バスケットボール部）、公認クラブ、サークルの活動を支援する体制を整備している。課外活動に関する支援については、「スポーツ振興委員会」で審議し、奈良学園大学後援会と連携しながら活動資金の助成や施設整備等の支援を行っている。【資料 2-4-13】～【資料 2-4-17】

学友会が中心となって実施する大学祭や地域の子どもたちを対象とした「お楽しみ会」の開催にあたってはその準備や運営をサポートしている。クラブやサークルの活動では、令和 4(2022)年度のキャンパス統合後も引き続き練習所（三郷キャンパス跡地）で活動を行っていた硬式野球部とマーチングバンド部に関しては、3号館裏に硬式野球部専用室内練習場を建設し、アリーナにマーチングバンド部の部室と練習場を整備した。これによりクラブ活動と学業とを両立でき、効率的な練習が可能となった。また、引き続き練習所（三郷キャンパス跡地）で活動を行う野球部員には、登美ヶ丘キャンパスと練習所（三郷キャンパス跡地）、練習所（三郷キャンパス跡地）と自宅の移動（鉄道のみ）に要する交通費の支援を行っている。

### 4) 留学生（特別聴講生）への支援

本学で受入れている留学生への対応等のため、社会・国際連携センターに語学に堪能な常駐の職員を配置し、留学生の学修及び日常生活のサポート体制を整えている。

5) ピア・サポーターによる新入生支援

新入生の大学生活への移行を支援するための取組みとして、令和 4(2022)年度からピア・サポーターの養成を開始し、令和 5(2023)年 4 月から、養成講座を修了したピア・サポーターが 4～5 月の期間、週 1 回、昼休みに新入生の相談に対応する活動を開始した。令和 4(2022)年度は 3 人、令和 5(2023)年度は 5 人の学生が養成講座を修了し、ピア・サポーターとして活動している。ピア・サポーターの養成と活動支援は、学生支援センターが学生委員会と協働して行っている。【資料 2-4-18】

6) 奨学金給付・貸与

学生の経済的支援等を目的として、本学では独自の奨学金制度を設けている。

【図表 2-4-2】

これらの給付状況については、エビデンス集（データ編）【表 2-7】に示したとおりである。その他、日本学生支援機構の奨学金や、各地方自治体、民間団体などが主催する奨学金の申請等の手続きを行い、その事務を学生支援センター事務室が担当している。

奨学金については「学生生活の手引 Campus Life Guide」に掲載するとともに、説明会を行い、学生に周知している。また、随時、学生支援センター窓口で奨学金に関する相談に対応し、必要な学生に適切に支援できるようにしている。

【資料 2-4-19】～【資料 2-4-30】

図表 2-4-2 本学独自の奨学金

名 称	概 要
一般学生奨学金	成績等が優秀な学生を対象に給付される。I 型から V 型の 5 種類あり、授業料及び教育充実費の合計額の全額から 4 分の 1 の金額の段階に分かれている。V 型は、IV 型の額を上回らない額で、学長が大学評議会に諮り、定めた額を給付する。
スポーツ学生奨学金	スポーツ等課外活動を行う学生を対象に給付される。給付額は一般学生奨学金と同様である。
私費外国人留学生奨学金	学業成績等が優秀であるが経済的理由により修学が困難な留学生に対し、更なる学業成績の向上及び国際交流の進展に資するために給付する奨学金である。給付額は一般学生奨学金と同様である。
奈良県次世代奨学金	奈良県次世代教員養成塾の前期修了者で、本学の定める入学試験選考区分に合格し入学する成績等が優秀な学生を対象に給付される。I 型から V 型の 5 種類あり、授業料の全額から 4 分の 1 の金額の段階に分かれている。V 型は、IV 型の額を上回らない額で、学長が大学評議会に諮り、定めた額を給付する。
学園内進学者奨励金	学校法人奈良学園の設置する高等学校からの進学者を対象に、入学金の額が給付される。

奈良学園大学

ファミリー進学者奨励金	本学又は本学の前身の奈良産業大学及び奈良文化女子短期大学を卒業した者及び在籍中の者の直系親族又は兄弟（姉妹を含む）が入学又は編入学する場合に、入学金の額が給付される。
家計急変時支援奨学金	学生の主たる家計支持者の死亡、失職、疾病又は火災・風水害等による家計急変のため、学業の継続が著しく困難になった場合に、年額 30 万円以内が、最大 1 年間給付される。
課外活動奨励金	学長が定める課外活動等を行う学生を対象に、10 万円以内の奨励金を給付する。
留学支援奨励金	学長が認める海外留学等を行う学生を対象に、10 万円以内の奨励金を給付する。
放送大学受講学生奨励金	放送大学の開講する授業科目を受講するのに必要な授業料 1 科目 11,000 円の 2 分の 1 の金額を、各学期に学生 1 人につき 2 授業科目分を上限として給付する。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-4-1】 奈良学園大学学生支援センター規程
- 【資料 2-4-2】 奈良学園大学学生支援センター運営委員会規程
- 【資料 2-4-3】 奈良学園大学学生委員会規程
- 【資料 2-4-4】 奈良学園大学スポーツ振興委員会規程
- 【資料 2-4-5】 学生相談室案内チラシ
- 【資料 2-4-6】 令和 5(2023)年度学生相談室開催状況一覧
- 【資料 2-4-7】 学生相談室 café（ふらっと cafe）案内チラシ
- 【資料 2-4-8】 令和 5(2023)年度学生相談室 cafe 利用状況
- 【資料 2-4-9】 学生相談研修会事後アンケート結果
- 【資料 2-4-10】 学生相談に関する教員アンケート項目
- 【資料 2-4-11】 学生相談に関する教員アンケート結果
- 【資料 2-4-12】 学生相談室パンフレット（教職員）
- 【資料 2-4-13】 クラブ・サークル一覧
- 【資料 2-4-14】 令和 5(2023)年度サークル施設貸与実績一覧
- 【資料 2-4-15】 奈良学園大学学友会会則
- 【資料 2-4-16】 奈良学園大学学友会選挙規程
- 【資料 2-4-17】 奈良学園大学公認連合会則
- 【資料 2-4-18】 ピア・サポーター養成講座参加者募集案内
- 【資料 2-4-19】 奈良学園大学奨学金規則
- 【資料 2-4-20】 奈良学園大学一般学生奨学金規程
- 【資料 2-4-21】 奈良学園大学スポーツ学生奨学金規程
- 【資料 2-4-22】 奈良学園大学私費外国人留学生奨学金規程
- 【資料 2-4-23】 奈良学園大学奈良県次世代奨学金規程



- 【資料 2-4-24】 奈良学園大学における奈良学園内進学者に対する奨励金内規
- 【資料 2-4-25】 奈良学園大学におけるファミリー進学者に対する奨励金内規
- 【資料 2-4-26】 奈良学園大学家計急変時支援奨学金規程
- 【資料 2-4-27】 奈良学園大学課外活動奨励金規程
- 【資料 2-4-28】 奈良学園大学留学支援奨励金規程
- 【資料 2-4-29】 奈良学園大学における放送大学開講科目受講者に対する奨励金内規
- 【資料 2-4-30】 「学生生活の手引 Campus Life Guide」

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスや厚生補導のための組織として学生支援センターを置き、心身の健康相談や学生の課外活動への支援、奨学金の給付や貸与を実施しているが、「学生の意識と生活に関する実態調査」から、学生相談を必要としている学生が、相談先を知らなかったり、相談して良い内容なのかと躊躇したりして、「誰にも相談できない」という問題が生じている可能性が示唆された。これらの問題を解決するため、学生相談の案内の掲示場所を工夫したり、学生が学内で気軽に相談できる場所を提供したり、ピア・サポーターによる情報提供を行うなど、学生が様々なサービスを活用できるよう周知方法の工夫を図るとともに、学生の悩みや困り事の程度に応じた段階的な相談体制を整え、学生が安心して学生生活を送れるよう環境を整えていく。ピア・サポーターの養成講座の回数を増やすなどして、ピア・サポーターの数も増加させていく。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地，校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-5-② 実習施設，図書館等の有効活用

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

##### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-5-① 校地，校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は令和 4(2022)年 4 月に 2 つのキャンパスを統合した。現在の登美ヶ丘キャンパスに 3 号館を建設し、人間教育学部を移転した。大学設置基準で定められた面積を満たし、かつ、「教育職員免許法施行規則」「保健師助産師看護師養成所指定規則」「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」に定められた施設を整備し、有効活用している。

所在地：奈良県奈良市中登美ヶ丘 3 丁目 15 番 1 号

校地面積：61,046 m<sup>2</sup>（うち借用面積 12,822 m<sup>2</sup>※）

校舎面積：35,527 m<sup>2</sup>

※借用部分の所在地：奈良県生駒郡三郷町立野北 3 丁目 12 番 1 号

### 1) 学びを活性化する環境整備

3号館には、教員の研究室と教室の間に「コモンズ」を設け、教員や他の学生と交流しながら自由に学べる環境を整備している。1号館、2号館にも「ラウンジ」を設け、グループでディスカッションできる机と個人で学習できるスペースを整備している。更に、3号館1階にはオープンコモンズを設置し、学生同士や教職員との交流ができるようにしている。

### 2) 運動場、体育設備

キャンパス敷地内に運動場を設けているほか、硬式野球部の練習施設としてキャンパス内に屋内練習場を、三郷キャンパス跡地にグラウンドと旧校舎（8号館）を借用し、課外活動に活用している。また、アリーナは、1,365.14 m<sup>2</sup>のメインアリーナの他、エクササイズルーム、25m×6コース室内温水プール、柔道場を設置し、授業以外に課外活動でも利用できるよう整備し、マーチングバンド部や女子バスケットボール部をはじめ、クラブやサークルが活用している。

### 3) 運営と管理

これらの施設や設備の維持管理については、キャンパスに配属された法人本部総務部施設設備管理課の職員がその任務にあっている。担当職員は、建築設備関係の各分野の業務を専門業者に委託する等、的確な判断で施設の全体的な統制を図りながら、定期的に維持管理、法定点検等を実施している。

日常の施設補修等に関しては、担当職員が巡回するほか、各部署から連絡を受けて補修し、必要に応じて専門業者へ個別委託することによって、合理的な運営に努めている。建物内清掃業務と建物内機械警備業務そして敷地内警備業務は常駐体制をとっており、常時、委託業者が施設設備管理課課員と連携し管理警戒にあっている。

また樹木等維持管理業務、電気設備関係、空調設備関係、衛生設備関係、防火・消防設備関係、エレベーター設備関係、電話交換機等の保守点検についても、関係法令を遵守し各専門業者と委託契約を結び安全管理の運営に努めている。なお、建物の耐震強度調査については、昭和56(1981)年より以前に設計した建物がないため、耐震改修などの必要はない。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 1) 実習施設

「教育職員免許法施行規則」「保健師助産師看護師養成所指定規則」「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」に規定されている実習室等の施設を整備し、有効に活用している。

#### ①人間教育学部

幼小接続室、図工・被服室、調理室、理科実験室、音楽室、器楽演習室、特別支援教育演習室、ピアノレッスン室を、人間教育学部の学生が主に授業を受ける3号館に設け、関係の授業のほか、教育実習に向けた個別指導や教員採用試験対策にも活用している。

#### ②保健医療学部 看護学科

基礎・成人看護学実習室、母性・小児看護学実習室、地域・在宅・老年看護学実習室、助産実習室を設けている。実習室は看護学科の学生が主に使用する2号館3階に集中して

配置し、その一角にコモンスペースを設け、授業内容に合わせて、複数の実習室を同時に使用して演習したり、複数の学年の実習室を使用する授業を同時に開講したりできるようにしている。実習室は、学生が授業時間外に技術などを練習できるよう開放している。

また、授業以外にも地域住民を対象とした「健康フェスティバル」を開催するなどして活用している。

### ③保健医療学部 リハビリテーション学科

理学療法学専攻、作業療法学専攻それぞれの専門性に応じた学修ができるよう、義肢装具実習室、運動学習実習室、運動療法実習室、金工・木工・陶工実習室、物理療法実習室、水治療実習室、運動生理実習室、多機能実習室（織物・手工芸・絵画）、ADL実習室、レクリエーション実習室、作業実習室の11室を整備している。

実習室はリハビリテーション学科の学生が主に使用する1号館に配置し、1階に主に理学療法学専攻の実習室を、2階に作業療法学専攻の実習室を配し、学生が使いやすいよう工夫している。実習室には最新の機器を整備し、大学院生や学部生、教員が研究にも活用している。

## 2) 図書館

令和4(2022)年4月のキャンパス統合に伴い、2号館の図書館スペースに加えて、新たに建設された3号館の1階の約3分の1を図書館スペースとして拡充した。図書館の面積・座席数及び所蔵資料等については、エビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式1】のとおり、適切な規模を有し、蔵書は62,324冊、令和5(2023)年度の年間受入れ冊数は983冊で十分な学術資料を確保している。

図書館の開館はエビデンス集（データ編）表2-11に示したとおりである。令和5(2023)年度の開館日数は286日で、学生の学修環境を確保するため8時30分から19時まで常時複数名の司書を配置している。また、19時以降も図書館が利用できるように、学生証で入退館ができるゲート、図書自動貸出機、防犯カメラの設置を行い、無人で21時30分まで開館し、利便性を図っている。

資料は開架式で管理し、自由に資料を手にとれるようにしている。また、よりよい資料提供体制のために、奈良県図書館協会、私立大学図書館協会、日本図書館協会に所属している他、奈良県立図書館と相互協力協定を締結し、奈良県立図書館の所蔵図書を送料の負担なしで利用できるようにしている。今後は地域住民への図書館の開放にも取り組み、学生や教職員だけでなく、地域住民にも活用される資源とする予定である。

令和5(2023)年度の入館者数は延べ32,603人、貸出冊数延べ6,289冊、レファレンス679件であった。

### ①「本の森」コーナーの設置

新しく整備した3号館1階のスペースには、本に囲まれた「本の森」を設置し、「奈良文化」や「医療と生命」、「宇宙」といったテーマ別に図書を配架し、関連する映像の上映を常時行っている。「本の森」の充実については、中期計画でも取上げ、毎年充実を図っている。

### ②図書館学生サポーターによる活動

図書館学生サポーター制度を設け、希望する学生に「図書館学生サポーター」として活動してもらい、学生目線で親しみやすい図書館づくりを行っている。図書館サポーター

は、図書の選書を行ったり、クリスマス装飾などを行ったり、図書館の活性化に向けた取り組みを行っている。

### ③「研究の森」展示コーナーの設置

「研究の森」展示コーナーを設置し、教員の研究内容を紹介又は専門分野を解説し、本学の研究成果を広く発信するとともに、来館者に大学の「研究」とはどのようなものか、「学問」の世界への理解を深めてもらうよう取組んでいる。教員1名が2ヶ月程度の展示を行い、年間7名の展示を行っている。大学ホームページでも展示スケジュールを紹介している。

### ④図書館と教員が連携して、学生が授業を通じて図書館を学ぶことをサポート

司書教諭の資格に関連する授業は、図書館のミーティングルームで授業を行い、学生による図書展示なども行っている。人間教育学部国語専修の授業では、図書館スタッフ（司書）と学生が協力して資料の選択作業を行い、レファレンスについて学ぶ授業を行っている。

### ⑤新入生への図書館ガイダンスの実施

「基礎ゼミナールⅠ」や「ラーニングスキルズ」の授業内で、毎年4月に、学生が資料を活用できるよう、図書館スタッフによるガイダンスを実施している。

### ⑥ 図書館の ICT 活用

蔵書検索システム OPAC (Online Public Access Catalog) 用端末 5 台、パソコン 6 台、コピー機 1 台などを備え、無線 LAN 環境も整備している。館内各所に QR コードを掲示し、スマートフォンで読込んで気軽に図書の検索やデータベースへのアクセスができるようにもしている。国立国会図書館デジタル化資料送信サービスも利用できるようになっている。その他、大学ホームページ図書館のサイトから、電子書籍、電子ジャーナル、データベースの利用ができるようになっている。

## 3) 情報機器利用の施設

1号館5階にマルチメディア教室を2室（それぞれの収用定員48名）設置し、情報関連の授業に使用するとともに、授業のない時間は学生が自由に使用できるようにしている。また、各校舎の教室のあるフロアにはプリンターを設置し、学生たちが授業に必要な資料を自由にプリントアウトできるようにしている。

令和2(2020)年度にネットワーク機器の更新を行い、インターネット回線を増強するとともに無線LANのアクセスポイントを新しい規格に更新することで、オンライン授業の実施において高速で安定した通信を確保し、様々な授業形態（録画した映像を見て授業を受けるオンデマンド型授業、配信時間が決められているLive配信型授業、テレビ会議システムを利用した双方向性授業、これらを合わせたハイブリッド授業等）にも対応できる体制を整えた。

令和4(2022)年度に設置された法人経営情報部情報システム管理課がキャンパス全体のネットワーク関連機器の管理に携わり、セキュリティ情報のアップデートやハードウェアの故障、ネットワークの不具合、無線LANの障害等、日々の保守と運用に対応している。このように、大学と法人が連携することで、安心した授業ができる支援体制を整えている。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

校舎等の施設はバリアフリー設計となっているが、丘陵地に校舎が建設されており、門から校舎までの通路に勾配があるため、門の外側に事務室につながるインターホンを設置し、必要に応じて職員が支援できるようにしている。校舎間の通路には、屋根を設置し、段差もないように配慮している。その他、全ての校舎にエレベーターや多目的トイレを設置し、多様な利用者の利便性を高めるようにするとともに、不測の事態に備えるため、学内にAED（自動体外式除細動器）を5台設置している。

また、学生から要望の多い喫食スペースについては、2号館2階の学生食堂（214席）の他に、3号館1階のオープンコモンズ、1号館・2号館のラウンジと教室を飲食可能なスペースにするとともに、各校舎前の屋根付きのスペースに椅子やテーブルを配置するなどして、十分なスペースを確保している。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業の特性に応じ、教育効果が得られるよう、適切な学生数の管理を行なっている。看護学科等の実技を伴う演習はクラス（1クラス40名）ごとに開講するよう計画し、語学やその他の実技等を伴う授業については事前登録で受講希望者を把握して、その人数に応じて開講クラス数を増やす他、抽選で受講者数を限定する等により対応している。

また、令和5(2023)年度より選択の共通教育科目は全て前・後期両方で1回ずつ開講することとし、受講者数の分散を図っている。【資料2-5-1】～【資料2-5-5】

以上のとおり、本学では、授業内容を踏まえ、教育効果等を考慮した基準を設けており、授業を行う学生数を適切に管理している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料2-5-1】 共通教育科目の授業科目表

【資料2-5-2】 令和5(2023)年度前期共通教育科目受講者数

【資料2-5-3】 令和5(2023)年度後期共通教育科目受講者数

【資料2-5-4】 令和5(2023)年度前期専門科目受講者数

【資料2-5-5】 令和5(2023)年度後期専門科目受講者数

### (3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

令和5(2023)年度「学生の意識及び生活の実態に関する調査」では、大学施設で改善して欲しい施設があるかという問いに71.5%の学生が「ない」と回答しており、学修環境は概ね整えられていると考えられるが、令和5(2023)年度の学内施設の見直しで、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていないため、その設置に向けて検討を始めたところである。その他、現在は更衣室が男女で分かれており、多様なセクシュアリティをもつ学生に対応するため、ユニバーサルな更衣室の確保に向けて検討を開始したところであるが、安全性等の観点からの課題もあり、令和6(2024)年度も引き続き学生委員会、学生支援センター運営委員会と各学科を中心に検討を継続する。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生への学修支援及び授業に対する学生の意見をくみ上げる仕組みについては、次のとおり整備し、学生支援体制の改善等に反映させている。

本学では、授業に対する学生の意見をくみ上げ、授業を改善する目的で、FD・SD委員会において、前・後期の授業終了時に授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケートについては、教務システム「Active Academy」を使い、オンラインで回答する形式としている。【資料 2-6-1】

大学全体と、科目別で集計し、その結果を各授業担当教員にフィードバックしている。各教員は、授業評価を授業改善に活かすとともに、学生に対して「意見等に対する回答」で改善策やコメントを返し、加えて、「自己評価及び今後の授業改善について」を FD・SD 委員会に報告している。また、教員は、授業評価アンケートの結果などをティーチング・ポートフォリオに記載して、授業改善に活用している。

#### 【資料 2-6-2】～【資料 2-6-4】

学生へのフィードバックについては、大学ホームページに公開することにより実施し、集計結果は、授業評価アンケートのページ、「学生からの意見への回答」及び「自己評価及び今後の授業改善について」については、ティーチング・ポートフォリオのページから確認できるようにしている。【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-6-1】 教務システム「Active Academy」（授業評価アンケート回答画面）

【資料 2-6-2】 令和 5(2023)年度授業評価アンケート結果

【資料 2-6-3】 令和 5(2023)年度授業評価アンケートに対する教員のコメント

【資料 2-6-4】 奈良学園大学ホームページ（授業評価アンケート画面）

【資料 2-6-5】 奈良学園大学ホームページ（ティーチング・ポートフォリオ画面）

【資料 2-6-6】 FD・SD 委員会議事録（令和 5(2023)年 2 月 16 日議題：報告事項 1）

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

毎年実施する「学生の意識及び生活の実態に関する調査」の中に学生生活に関する質問項目を設け、学生の意見や要望の把握を行い、改善策の検討に活用している。

【資料 2-6-7】

令和 5(2023)年度は、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に分類され、学生の社会生活も活発化したことから、対人関係や SNS トラブル、心の健康に焦点をあてた質問項目を増やし、その把握に努めた。今後は調査結果を踏まえ、学生委員会を中心に、適切なサポートを提供するための対策を講じていく。同時に学生相談室へのアクセスの容易さや質の向上等に関する意見も収集し、大学が提供するサポート体制の充実度を確認している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-6-7】「学生の意識及び生活の実態に関する調査」

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

上記基準 2-6-②で述べた「学生の意識及び生活の実態に関する調査」で施設や設備などへの満足度に関する質問項目を設け、改善を希望する内容を自由記述で回答する項目を設けている。ここに記載された内容について学生委員会で検討し、改善が必要な施設や設備に対しては関係部署と協力して対応するようにしている。

令和 4(2022)年度から、看護学科では「より良い学科づくりに向けた学生の提案窓口」を設け、対面形式で学生からの意見を収集している。学生から出された意見は看護学科学生生活部会がとりまとめ、学科の教授会での審議を経て学生委員会に報告され、学生委員会で対応が審議され、その結果を学科から学生にフィードバックしている。令和 5(2023)年度は学生の意見を反映して、電子レンジや自動販売機の増設を行った。

#### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望の対応として、「授業評価アンケート」、「学生の意識及び生活の実態に関する調査」等のアンケートを活用し、ニーズの把握と改善に努めている。

今後も、社会状況に応じて質問項目を見直しながら「学生の意識及び生活の実態に関する調査」を継続する。また、より多くの意見を収集するためには、調査への回答率を向上させる必要があり、学生への周知やフィードバックにより自分たちの意見が改善に繋がっていることを実感してもらい、意見や要望を出しやすくする工夫を行っていく。更に、アンケート以外にも、学生自治会である学友会と連携して学生の意見や要望を把握する仕組みを作るなど、学生委員会を中心に、学生とともに、より学生のニーズにあった支援ができる仕組み作りを取組んで行く。

#### 【基準 2 の自己評価】

建学の精神を踏まえた大学及び大学院の教育目的を達成するために、アドミッション・ポリシーを含む三つのポリシーを一体的に策定し、「大学案内」「学生募集要項」に記載するだけでなく、大学ホームページに掲載して社会に公表するとともに、オープンキャンパス等を通じて受験生や保護者に対する周知に努めている。加えて、アドミッション・ポリシーに即した入学者受入れのため、適切かつ公正な体制を整備し、多様な選抜方式を実施している。

また、入学後の学生に対する支援についても、アドバイザー制度を中心に、教職協働による学修支援に取組み、教員採用試験や国家試験対策をはじめとしたキャリア支援の体制を整備して実施し、奨学金による経済的支援や健康相談や学生相談などの安定した学生生活を送るための支援や課外活動支援等のさまざまな角度からの支援を実施している。

学修環境についても大学設置基準や「教育職員免許法施行規則」「保健師助産師看護師養成所指定規則」「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」を満たすだけでなく、学生の利便性や教育効果を考慮した学修環境の整備を行っている。

更に、これらのさまざまな支援や学修環境について、アンケートなどを活用して学生の意見や要望をくみ上げながら改善に努めている。以上のことから基準2を満たしていると評価する。



### 基準 3. 教育課程

#### 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、教育目的を踏まえ、大学全体及び学部・研究科ごとのディプロマ・ポリシーを策定し、「履修の手引」に掲載するとともにガイダンスで説明し、学生に周知している。また、大学ホームページや大学案内、学生募集要項にも掲載し、広く社会に周知している。【資料 3-1-1】～【資料 3-1-8】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-1】奈良学園大学ホームページ 教育のポリシー

[http://www.naragakuen-u.jp/introduction/ed\\_policy.html](http://www.naragakuen-u.jp/introduction/ed_policy.html)

【資料 3-1-2】NARAGAKUEN UNIVERSITY GUIDEBOOK 2025

【資料 3-1-3】2024 年度学生募集要項

【資料 3-1-4】奈良学園大学人間教育学部人間教育学科人間教育学専攻履修規程

【資料 3-1-5】奈良学園大学人間教育学部人間教育学科中等（数学・音楽）専攻履修規程

【資料 3-1-6】奈良学園大学保健医療学部看護学科履修規程

【資料 3-1-7】奈良学園大学保健医療学部リハビリテーション学科履修規程

【資料 3-1-8】奈良学園大学大学院履修規程

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマポリシーの達成のために最低限必要な学修を卒業認定基準及び修了認定基準として定め、これらの学習について、単位認定基準、成績評価の基準を定め、「履修の手引」等に掲載するとともに、各学年でのガイダンスで説明し、周知している。

###### 1) 単位認定基準及び成績評価基準

単位認定基準と成績評価の基準については、「大学学則」第 23 条及び第 26 条、「大学院学則」第 16 条及び第 17 条に定めている。各評価の点数の区分はエビデンス集（データ編）表 3-2 に示したとおりである。

大学学則

(単位取得) 第 23 条

各授業科目を履修した者には、試験のうえ単位を与える。ただし第 17 条第 2 項の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

※第 17 条 2 項の授業科目とは、実験、実習、実技等を指す。

(学習の評価) 第 26 条

試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とする。

大学院学則

(単位の授与) 第 16 条

各授業科目を履修し、その試験又は論文審査に合格した者には、学長は、認定の上、所定の単位を与える。

(成績の評価) 第 17 条

授業科目の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とする。

この他、他の大学又は短期大学、大学以外の教育施設で履修した科目の認定について「大学学則」第 19 条から第 21 条に以下のように定めている。

他の大学または短期大学における授業科目の履修等

第 19 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で認定する。

2 第 46 条により留学した大学において修得した単位については、前項により認定した単位と合わせて 60 単位を超えない範囲で認定する。

3 外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修得した単位について、教育上有益と認めるときは、前 2 項により認定した単位と合わせて 60 単位を超えない範囲で認定することができる。

※第 46 条では、在学中の留学について定めている。

大学以外の教育機関等における学修

第 20 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなして単位を与えることができる。

2 前項の単位数は、前条第 1 項、第 2 項及び第 3 項と合わせて 60 単位を超えないものとする。

入学前の既修得単位の認定

第 21 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとして認定することができる。なお、科目等履修生として修得した単位を含むことができるものとする。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項による単位は、本学において修得した単位以外のものについては、第19条第1項、第2項及び第3項並びに前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 2) 進級基準

本学は、原級留置の制度がないため、進級の基準は定めていないが、各学部・学科で実習科目に履修要件を定め、学修の順序性を保持し、体系的な学修ができるようにしている。履修要件を設定している実習科目は図表3-1-1のとおりである。実習の履修要件は「履修の手引」に示し、学生に周知している。

この他、看護学科では、体系的な学修となるよう実習以外の専門科目にも履修要件を定め、「履修の手引」に示して学生に周知している。【資料3-1-9】～【資料3-1-11】

図表 3-1-1 各学科の実習の履修要件

学 科	履修のための要件を定めている実習科目
人間教育学科	介護等体験（2年次）、教育実習（3年次以降）
看護学科	基礎看護学実習Ⅱ（2年次後期）、地域・在宅看護学実習（3年次後期）、成人老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（3年次後期）、小児看護学実習（3年次後期）、母性看護学実習（3年次後期）、精神看護学実習（3年次後期）、統合看護学実習（4年次）
リハビリテーション学科	理学療法評価実習（3年次後期）、理学療法総合臨床実習Ⅰ（4年次前期）、理学療法総合臨床実習Ⅱ（4年次前期）、作業療法見学実習（1年次後期）、地域作業療法実習（2年次後期）、作業療法評価実習（3年次後期）、作業療法総合臨床実習Ⅰ（4年次前期）、作業療法総合臨床実習Ⅱ（4年次前期）

### <エビデンス集（資料編）>

【資料3-1-9】「履修の手引」人間教育学部（介護等体験）（教育実習）

【資料3-1-10】「履修の手引」保健医療学部看護学科（履修に関する留意点）

【資料3-1-11】「履修の手引」保健医療学部リハビリテーション学科（履修に関する留意点）

### 3) 卒業・修了認定基準

卒業要件並びに卒業認定については、大学学則第 27 条及び大学院学則第 22 条に次のとおり定め、「履修の手引」に掲載するとともに、大学ホームページにも掲載し、学生に周知している。各学部・学科・研究科の卒業に必要な要件はエビデンス集（データ集）表 3-4 に示したとおりである。

#### 大学学則 第 27 条

本学に 4 年以上在学し、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、学部・学科の所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

#### 大学院学則 第 22 条

本大学院に 2 年以上在学し、所定の科目を 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準については、次のとおり取組んでいる。

#### 1) 単位認定基準及び成績評価基準の厳正な適用

##### ①年間履修登録単位数の上限の設定

学習効果と適切な学修環境の提供の観点から、学生が各年度で履修登録できる単位数の上限の設定（CAP制）を導入している。年間履修登録単位数の上限は、全学科で年間48単位を上限とし、各学科の履修規程に定め、「履修の手引」に掲載するとともに、各学年のガイダンスで説明し学生に周知している。教務システム「Active Academy」を用いて履修登録する際、48単位に達するとその旨を知らせるメッセージが表示される仕組みとしている。

##### ②GPA(Grade Point Average)制度の導入

成績評価の1つに全学科でGPA制度を導入している。制度の詳細は「履修の手引」に示すとともに、各学年のガイダンスでも説明している。また、年度ごとに、教員に対してもGPA制度の導入や成績評価について説明し、適正に評価がなされるよう周知している。

GPAは、教務システム「Active Academy」上で当該年度の学期ごとGPAと1年次からの累計のGPAを表示して学生に知らせるとともに、学期ごとに保証人にGPAを記載した成績通知表を送付し、学修状況の把握や学修の促進に活用している。また、各アドバイザーからの学修支援の材料として利用するほか、奨学金の給付者選考、看護学科の保健師課程・助産師選択者選抜などにも活用している。また、本学では、GPAの値に基づき指導を行っており、GPA値が1.0未満の学生をその対象としている。

##### ③成績評価の公平性の確保

公平な成績評価の実現のため、各科目責任者が事前に評価方法と割合を決定し、科目のシラバスに明示している。評価方法と割合は各科目の授業でも学生に説明し、共通理解を図るとともに、「成績に関する問合せ」制度を設け、成績評価に疑義ある学生が、根拠等

の説明を受け、成績評価の妥当性を確認できる制度である。成績に関する問合せは、成績発表後2週間以内に大学事務局教務課に申出ることとしている。学生に対しては、「履修の手引」に明記するとともに、各学年のガイダンスでも説明し、周知を行っている。学生から申立てがあった場合は、教務課から教員へ連絡し、速やかに回答している。令和4(2022)年度は年間14件、令和5(2023)年度は年間5件の問い合わせがあり、適切に対応した。【資料3-1-12】～【資料 3-1-16】

## 2) 進級基準の厳正な適用

進級基準については、3-1-②の項で述べたとおり、各学科・専攻の主要な実習科目等に厳格な先修条件を設けている。アドバイザー教員は教務システム「Active Academy」で学生の出欠状況や成績等を随時把握して必要な指導を行っている。また、教務課では履修登録完了時に前年までの修得単位数が僅少でありかつ履修登録科目数が少ない学生をチェックして、アドバイザー教員に指導を依頼するとともに、対応の結果や状況を教務課が確認することによって教職協働での学修支援を実施している。

## 3) 卒業認定基準及び修了認定基準の厳正な適用

卒業認定基準は、3-1-②の項で述べたとおり、大学学則と各学科・専攻の履修規程に定めている。実際の運用方法としては、4年次の成績確定後、教務課で4年次に在籍している全学生の成績を確認し、卒業の可否に関する案を作成する。その後、各学部の教授会において卒業判定を行い、学長が教授会の卒業判定をもとに卒業を認定し、学士の学位を授与している。

同様に、大学院の修了認定基準も大学院学則と各研究科の履修規程で定めており、学位論文の評価・審査に当たっては、「奈良学園大学大学院看護学研究科学位論文審査基準」及び「奈良学園大学大学院リハビリテーション学研究科学位論文審査基準」に基づいて、主指導教員以外の教員から主査1名・副査2名を選任し、中間報告会並びに学位審査会を公開で開催することによって厳格な審査を行っている。

【資料 3-1-17】～【資料 3-1-20】

### <エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-12】「履修の手引」（履修登録）

【資料 3-1-13】教務システム「Active Academy」（単位修得状況照会画面）

【資料 3-1-14】2023年度成績通知表例

【資料 3-1-15】保証人成績通知表送付文書例

【資料 3-1-16】「履修の手引」（成績）

【資料 3-1-17】「履修の手引」大学院看護学研究科

【資料 3-1-18】「履修の手引」大学院リハビリテーション学研究科

【資料 3-1-19】大学院看護学研究科学位論文審査基準

【資料 3-1-20】大学院リハビリテーション学研究科学位論文審査基準

### (3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

現在のディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえて策定しており、保健医療学部では看護学科、リハビリテーション学科ともに、カリキュラム変更を行った際（看護学科・令

和 3(2021)年度、リハビリテーション学科・令和 5(2023)年度)、ディプロマ・ポリシーの見直しを行っている。人間教育学部においても、令和 5(2023)年度に実施した卒業生調査や社会の状況等を鑑み、令和 6(2024)年度、ディプロマ・ポリシーの見直しを行う。

成績評価や卒業認定・修了認定についても公平性を保ちながら厳格に基準を適用しているが、アクティブ・ラーニングの実践に伴い多様な評価方法が用いられている現状を踏まえ、各科目で適正に成績評価が実施されているかを、IR 情報活用推進委員会を中心として分析を行い、改善に繋げる取組みを進めていく。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 の基準を満たしている。」

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、それを達成するためのカリキュラム・ポリシーを学位プログラムごとに策定し、「履修の手引」や大学ホームページ、大学案内、募集要項等に掲載し、学生だけでなく、社会に広く周知している。

【資料 3-2-1】～【資料 3-2-8】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-1】奈良学園大学ホームページ 教育のポリシー

[http://www.naragakuen-u.jp/introduction/ed\\_policy.html](http://www.naragakuen-u.jp/introduction/ed_policy.html)

【資料 3-2-2】NARAGAKUEN UNIVERSITY GUIDEBOOK 2025

【資料 3-2-3】2024 年度学生募集要項

【資料 3-2-4】奈良学園大学人間教育学部人間教育学科人間教育学専攻履修規程

【資料 3-2-5】奈良学園大学人間教育学部人間教育学科中等（数学・音楽）専攻履修規程

【資料 3-2-6】奈良学園大学保健医療学部看護学科履修規程

【資料 3-2-7】奈良学園大学保健医療学部リハビリテーション学科履修規程

【資料 3-2-8】奈良学園大学大学院履修規程

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

教育目的に沿ったディプロマ・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラム・ポリシーの策定を行っている。カリキュラム・ポリシーに沿って作成されたカリキュラムとディプロマ・ポリシーの関連性をカリキュラム・マップとして示している。

【資料 3-2-9】～【資料 3-2-11】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-9】人間教育学部 カリキュラム・マップ

【資料 3-2-10】保健医療学部看護学科 カリキュラム・マップ

【資料 3-2-11】保健医療学部リハビリテーション学科 カリキュラム・マップ

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学位プログラムごとのカリキュラム・ポリシーに基づき、共通教育科目、専門科目等を設置し、体系的な教育課程を編成している。共通教育科目は、基礎教養（語学・スポーツ科目含む）、共生教養、奈良・国際、情報教養、キャリア形成、導入基礎に区分される。専門科目は、各学科のカリキュラム・ポリシーに沿って、それぞれの学科の特性に応じた科目群を編成している。学科ごとの体系的な教育課程編成の具体的な内容は、次のとおりである。

基準 3-2-②のとおり、各学科でカリキュラム・マップを作成し、学生がディプロマ・ポリシー達成に向けた体系的な学修ができるようにしている。カリキュラム・マップは各学科の「履修の手引」に掲載し、ガイダンスでも説明して学生に周知している。更に、看護学科では令和 3(2021)年度の新カリキュラムを編成した際にカリキュラム・ツリーを作成し、カリキュラムの体系の可視化を図った。令和 5(2023)年度にはカリキュラム・ツリーを、より学生がカリキュラムの体系を捉えやすいものへと改善している。

【資料 3-2-12】

また、令和 5(2023)年度に全学で科目のナンバリングを行い、全学的な教育課程の体系が明確化するようにした。令和 6(2024)年度から科目ナンバリングを使用し、教育課程の体系の可視化を図る。【資料 3-2-13】

#### 人間教育学部人間教育学科

「人間力」を基盤とした「教育力」「実践力」を総合的に身につけるための幅広い教養と問題解決能力を兼ね備えるため、言語活用力を十分に身につけるとともに、「人間力」の基盤である日本の伝統文化を理解することができるカリキュラムを編成している。また、理論と実践を結びつけた教育を「教育力」「実践力」として結実させるため、人間教育学部としての必修科目を中心とした科目が系統的に 1 年次から 4 年次まで編成されている。

本学部の特徴的教育内容を反映する教育課程は次のとおりであり、カリキュラム・ポリシーに基づいたものとなっている。

- 1) 1 年次、2 年次において「教職表現力演習 I、II」を必修として配当する。これは、今後の教育活動の基礎をなすコミュニケーション能力を「聞く」「読む」「書く」の 3 領域で鍛えるためのものである。25 人の少人数編成のクラスで、教科教育法や教職教養、更には教育実習などの専門的教育に対する総合的な基礎づくりである。
- 2) 理論と実践を融合した学びを実現するために、1 年次から 4 年次まで学校現場にボランティア等に関わる「人間教育実践力開発演習 I～IV」を設定している。但し、幼稚園免許取得者については、3・4 年次における実習期間の関係で「I・II」のみを開講している。この科目では、教員となるための資質能力を獲得させている。

1年次は学校との関わり方やルールを学習し、2年次以降は自分で学校を選択して、週に一日学校ボランティアに入る。これは学校を複数の視点からとらえるとともに、実際に子どもへの理解を深めるうえで有益である。また、教師という仕事の社会的な役割や責任等を自覚する機会となるとともに、地域社会との連携を深める結果となっている。

3) 「人間力」の基盤として日本の伝統文化を位置付けている。そのため、カリキュラムには「人間教育学」を必修と位置付けて開講するとともに、「教育と日本の伝統文化」を開講し、自国の文化を自覚したグローバルに活躍できる人材を育成するカリキュラムを作成している。また、日常的にも「礼節」を重視し、各授業の始まりと終わりには全員で「礼」をすることを習慣化している。

4) アドバイザー制をとっており、特に1年次生は環境の激変による不適応が生じないよう、十数名に1人の割合で担任を配置している。2年次生以降についても、ゼミナール担当者がアドバイザーとして少人数のきめ細かい学修指導や生活指導はもちろんのこと、全学年の保証人等と個別面談等を毎年行い、家庭と連携して学生個々の学修の習慣化と成長を支援している。

#### 保健医療学部看護学科

「看護師課程」においては、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得するために、「共通教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」の三つの科目群を設けている。「専門基礎科目」「専門科目」では、カリキュラム・ポリシーに掲げる、生活者である人を全人的に理解する科目、看護の基礎を学ぶ科目、人間の発達段階や看護を実践する場の特性に応じた看護を学ぶ科目を、1年次から4年次まで段階的に配置し、基礎から各看護学領域の学びへと発展させられるようにしている。

1) 「専門科目」では、各学年に臨地実習を配し、講義・演習で学んだ内容を、段階的に実践に繋がられるようにしている。

2) 「専門科目」の各看護学領域の科目は、「概論」、「援助論」、「援助論演習」の三段階で構成し、「概論」で基本となる概念や理論を学んだうえで、「援助論」で看護の方法を学び、「援助論演習」でその方法をシミュレーターや紙上事例等を用いながら模擬的に演習するというように、段階的に学修できるようにしている。

3) 選択制で学修し、看護師に加えて保健師又は助産師国家試験受験資格の取得を目指す。「看護師・保健師課程」「看護師・助産師課程」では、保健師助産師看護師学校養成所等指定規則に定められた科目を「公衆衛生看護学」「助産学」の科目群として設け、それらを3年次、4年次に配している。更に申請により養護教諭二種免許状及び第一種衛生管理者の資格取得もできるよう、必要な科目を配している。

#### 保健医療学部リハビリテーション学科

リハビリテーション学科では、理学療法学専攻並びに作業療法学専攻の学生が、在学時に経験する実習を通して、理学療法士・作業療法士としてふさわしい豊かな人間性を身につけ、知識・技術とともに診療チームの一員としてその資質を向上させるために、1年次から実習科目を配置し、講義・演習科目と合わせて、段階的に実践力を修得できるようにしている。



- 1) 2年次に「先端リハビリテーション論」、3年次に「リハビリテーションと先端テクノロジーⅠ・Ⅱ」を必修科目として配置している。これは、テクノロジーの発展が進む中、リハビリテーション分野へのテクノロジー応用も年々進んでおり、先端的なリハビリテーションの知識・技術の修得を目指すものである。
- 2) 3年次の「客観的臨床能力演習（理学療法）・（作業療法）」を必修科目として配置し、3年次以降の臨床実習前から段階的に臨床に必要な実践能力の修得ができるよう、臨床実習施設の理学療法士・作業療法士に加わってもらい、演習を行なっている。
- 3) 共通教育科目の「パラスポーツ指導論」と、指定された専門基礎・専門科目を修得することにより、中級パラスポーツ指導員の資格を取得できるようにしている。障害者の社会参加のニーズが広がる中、そのスポーツでの社会参加をサポートするための資格であり、リハビリテーション分野で多様化するニーズに対応することを目指している。

#### 大学院看護学研究科

カリキュラム・ポリシーを実現するために、「基盤科目」、「専門科目（在宅看護学分野、育成看護学分野、精神看護学分野）」、「研究科目（特別研究と課題研究）」の科目群を設け、次のように配置している。

- 1) 基盤科目では、専門学習の深化と発展につながる基礎的理論及び研究技法、又は国際的視野に立脚した最新の知識と科学的根拠に基づいた理論の教授に重点を置いている。
- 2) 専門科目、研究科目として、講義、演習及び特別研究・課題研究を通し、高度な専門的能力を養成する科目を設定している。
- 3) 精神看護学専攻分野のCNSコースでは、精神看護専門看護師の資格を取得するために必要な科目を設け、精神疾患患者に対して高い水準の看護ケアを提供できる高度な専門的能力を修得できるようにしている。

#### 大学院リハビリテーション学研究科

本研究科では、高度化・多様化する医療業界において、①リハビリテーション医療の現場において科学的根拠に基づいた臨床実践能力を備えた人材、②地域包括ケアシステムにおける連携・調整能力を備えた人材、③臨床的医療と地域における生活支援を包括する広い視野をもってリハビリテーション領域の問題解決を図る能力を備えた人材を育成するために、「基盤科目」、「専門科目（臨床実践リハビリテーション分野、生活実践リハビリテーション分野）」、「研究科目」で構成している。

- 1) 「基盤科目」では、最新の知識と科学的根拠に基づきリハビリテーション分野の深化と発展につながる基礎的理論について教授するとともに、研究技法の基礎知識の修得を目指す。また、臨床実践者に対する教育理論を教授し、臨床においてリーダーシップが取れる人材育成を目指す。
- 2) 「専門科目」では、基盤科目の知識を更に発展させるとともに実践能力の向上を目指す。臨床実践リハビリテーション学分野では、運動機能障害、内部機能障害、高次脳機能・心理障害に対するリハビリテーションについて科学的根拠に基づいた臨床実践能力の修得を目指す。生活支援リハビリテーション分野では、地域リハビリテーション、疼痛ケ

ア・リハビリテーション、高齢者リハビリテーションといった生活支援に必要な知識と技術を備え、地域包括ケアシステムを推進できる実践能力の修得を目指す。

3)「研究科目」では、研究を通してリハビリテーション分野における問題解決能力を修得するとともに、今後のリハビリテーション分野の発展に寄与する人材の育成を目指す。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-12】看護学科カリキュラム・ツリー

【資料 3-2-13】授業科目ナンバリング

### 3-2-④ 教養教育の実施

本学では、「共通教育科目」として、学部横断的な全学共通の教養教育を実施している。「共通教育科目」として、語学や哲学、心理学など基礎的な教養を学ぶ「基礎教養」科目群、「人権論」や「ボランティア論」などの「共生教養」科目群、「奈良学」や「けいはんな学研都市学」などの大学のある地域や国際社会について学ぶ「奈良・国際科目群」、「データの世界」などのデータサイエンスやICTの活用について学ぶ「情報教養科目群」、「キャリア形成」科目群の4群の教養教育科目を設け、幅広い教養を身に付けられるようにしている。保健医療学部ではこれらに加え「ラーニングスキルズ」や「ライティングスキル」といった大学での学び方を学ぶ高大接続科目を「導入基礎」科目群として設けている。

共通教育科目の検討等は、委員長と各学部から選出された4名(各学部2名)の委員、教務課長で構成される共通教育委員会において行われる。共通教育委員会では、カリキュラム・ポリシーに則り、カリキュラム編成や科目内容、開講クラス数等について検討し、教養教育の充実に努めている。また、共通教育委員会において検討された内容は、教務委員会に上程され、学部の意見を踏まえて、カリキュラムに反映される。

【資料 3-2-14】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-14】奈良学園大学共通教育委員会規程

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

全学でアクティブ・ラーニングの実践を奨励し、授業改善の取組みを中心に行うFD・SD委員会を設置し、授業評価アンケートの実施や、全学でのFD研修会や新任教員を対象とした授業設計や教授法に関する研修会の企画や運営などを行っている。また、各学科においてもそれぞれの教育内容に応じたFD研修会を開催している。

【資料 3-2-15】～【資料 3-2-18】

図表 3-2-1 全学での FD 研修会

対象者	研修会の概要
全教職員	<p>テーマ：本学の目指す「面倒見の良い大学とは」</p> <p>開催日時：令和 5(2023)年 8 月 30 日(水)10:40～12:10</p> <p>概要：教授法の工夫や学習支援、学生生活支援について、教職員でグループワークを中心とした研修会。</p>
大学教員になって 5 年以内の教員	<p>テーマ：授業づくりワークショップ</p> <p>開催日時：令和 5(2023)年 9 月 5 日(火)～9 月 6 日(水) 両日とも 10:00～18:00</p> <p>概要：大阪大学全学教育推進機構が提供するプログラムを本学で実施。授業設計から教授法まで授業づくりの基本について研修。講義編はオンラインで大阪大学のプログラムを受講し、グループワークや実践などの演習のファシリテーション、個別フィードバックなどは本学の教員が担当して実施。</p>

その他、各学科で、その教育内容の特性に合わせて、次のような授業方法の工夫などの取組みを行っている。

#### 人間教育学部人間教育学科

##### 1) アクティブ・ラーニング型授業

人間教育学部では、【科目区分（大）】「専門科目」【科目区分（小）】「発展科目」における授業運営の工夫として、「アクティブ・ラーニング」の観点で指摘される「情報の伝達より学生のスキルの育成に重きを置く」ことを心がけ、議論することや書くことの活動を多く設定するようにしている。特に「教育実践の理解」科目である各教科指導法では、模擬授業と意見交換の組合せによる授業運営を行っている。

##### 2) 「シラバス」改善

学修内容の充実を図るためシラバスの中に予習・復習の内容を記載し、より効果的に学修内容を習得できるよう配慮している。各専門科目のシラバスは、学科の教務部会でシラバスチェックを行い、シラバスの改善の取組みを行なっている。

##### 3) ICT 教育の実践

授業資料、課題提出、授業時の活動においては、教務システム「Active Academy」の Web フォルダーやアンケート機能の活用、「Google Classroom」を使用した授業の取組みを実施している。これらを通して、教員として現場で働く際に求められる ICT を活用した授業実践ができるようになるように工夫している。

#### 保健医療学部看護学科

##### 1) アクティブ・ラーニング型授業の積極的導入

専門科目の講義や演習では積極的にアクティブ・ラーニング型の授業を取入れている。

協同学習などの教育方法を導入し、演習ではシミュレーション学習を行うなど、それぞれの科目の学習目標に応じた方法を選択し、授業を行なっている。

## 2) ICT の活用

全専門科目で「Google Classroom」を使用し（非常勤講師の担当科目は任意）、オンライン上で学習材料を提供するなどの工夫を行なっている。

## 3) 臨場感のある学内演習の実施

実在性のある看護技術を体験できるよう医療の進歩に応じた高機能シミュレーターを整備し、ハイブリッド・シミュレーター、フィジカル・アセスメントモデル、モデル人形、口腔モデル、ICU ユニットを活用して臨場感のある演習場面を設定し、学習目的や目標に応じたシミュレーション教育を実施している。自己学習や学内実習でフルに活用して実践能力の向上を図っている。

## 4) 早期体験実習や臨床看護師の活用

1年次の前期終了時に「基礎看護学実習Ⅰ」として、臨床の看護師と共に行動（シャドウイング）し、看護とは何か、看護の対象である人間の営みとは何かを学ぶ早期体験実習を組んだり、病院や施設等の現場で活躍する専門看護師・認定看護師による講義などを組んだりして、看護の実践場面に基づく看護学の学修ができるようにしている。

## 5) シラバスチェック

学科長を主とする看護学科教務部会において、全科目のシラバスチェックを行い、改善が必要な点について担当教員にフィードバックを行っている。令和 5(2023)年度は、事前事後課題をより具体的に記載することを中心に改善するよう連絡した。

## 保健医療学部リハビリテーション学科

### 1) ICT 教材を導入した授業

「Google for Education」を活用し授業科目ごとに課題管理や授業に関する資料提供などを行うとともに、同ツール上で学生からの質問を受け、教員と学生の双方向性のある教育を実践している。リハビリテーション医療職にとって必須の解剖学の学修に「Visible Body」を導入し、学生がパソコンやスマートフォンで仮想現実により解剖実習と同様の体験ができるようにするとともに、システム上で問題を提示し、問題への取組みによって自己学習を進めることができるようにしている。その他、学生が自宅でも継続的に学修できるよう、1年次より、国家試験オンライン学習システムである「スマコク」を導入し、日々の復習や国家試験対策に活用できるようにしている。

更に、臨床実習に必要なカルテ情報の読み方や活用の仕方などを学ぶことができるよう、オンライン電子カルテシステムである「リハビリテーション Medi-EYE」を導入し、実習前から実践的に学べるようにしている。

### 2) 最先端の実習教具を整備

3次元動作解析システムや筋力測定装置、バーチャルリアリティシステム、超音波診断装置、運動負荷心電図、呼吸代謝測定装置など高度で最先端の医療設備を使えるようになり、今後のリハビリテーション医療職の現場で求められる実践力を修得できるようにするため、これらを教具として整備するとともに、1年次の導入教育からこれらの機器に触れ、最先端医療を担うセラピスト像を意識できるよう工夫している。

大学院看護学研究科、大学院リハビリテーション学研究科においては、その母体となる看護学科やリハビリテーション学科における FD 研修会の取組みをとおして、教授方法の工夫や開発のための取組みを行い、授業改善に努めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-15】 令和 5(2023)年度全学 FD・SD 研修会のまとめ

【資料 3-2-16】 令和 5(2023)年度人間教育学部 FD 研修会

【資料 3-2-17】 令和 5(2023)年度看護学科 FD 研修会

【資料 3-2-18】 令和 5(2023)年度リハビリテーション学科 FD 研修会

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム・ポリシーを策定し、体系的な教育課程編成を行い、学生にはその体系をカリキュラム・マップや科目ナンバリングを用いて可視化できるようにしているところであるが、カリキュラム・ツリーの明確化に学科間で差が生じている実情にある。令和 6(2024)年度は、人間教育学部とリハビリテーション学科においてもカリキュラム・ツリーを作成し、学生への学習の体系の可視化を更に進める。

教員個人の教授スキル等、マイクロレベルでの改善に向けた授業評価アンケートの活用や新人教員研修を実施したり、体系的な教育課程がより効果的に機能するよう学科（ミドル）レベルでの FD 研修会を実施したり、全学での教育改善を促進するための FD 研修会を開催するなど、FD・SD 委員会や各学科を中心とした取組みを実施しているところであるが、更に教育改善の取組みを促進するため、令和 6(2023)年度は、全学科に FD 担当の部会や委員会を設け、それぞれの学科の教育目的や教育内容に則した FD 活動ができるようにするとともに、IR 情報活用推進委員会と連携して様々なデータの分析結果に基づく教育改善の取組みを更に強化する。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のために、履修科目の GPA の他、教員採用試験合格率、看護師・保健師・助産師国家試験合格率、理学療法士・作業療法士国家試験合格率、就職状況、外部アセスメントテストの結果、「学生の意識及び生活の実態に関する調査」や学生の卒業時の自己評価（卒業時アンケート）、卒業生へのアンケート、学生の就職先へのアンケートの結果を評価指標として活用している。外部アセスメントテストについては、人間教育学部と保健医療学部リハビリテーション学科は GPS-

Academic を1年次と3年次に実施し、看護学科では PROG テストを1年次と4年次に実施している。

人間教育学部では、教務システム「Active Academy」上で「教職履修カルテ」を運用し、学生が、定期的に、教職科目の履修について自身の単位修得状況を自己評価し、教員としての資質・能力がどれだけ備わったかを確認できるようにするとともに、自身の教職への適性を考える機会としている。更に、4年次配当科目の「教職実践演習」において、「教職履修カルテ」をもとに教職課程の学びを振り返り、教員に向けて未達成の内容やスキルを明らかにし、それらの修得に向けて更に取り組んでいる。

これらの結果は、各学科が中心となって分析し、教育課程や各科目の教育内容などの見直しや、FD 研修会の企画などに繋げている。【資料 3-3-1】～【資料 3-3-12】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-3-1】 2024 年度公立学校教員採用試験結果（4年次生のみ）
- 【資料 3-3-2】 看護師・保健師・助産師 国家試験合格率
- 【資料 3-3-3】 理学療法士・作業療法士 国家試験合格率
- 【資料 3-3-4】 2023 年度就職活動状況
- 【資料 3-3-5】 令和 5(2023)年度人間教育学部 GPS-Academic 結果（3年次）
- 【資料 3-3-6】 令和 5(2023)年度リハビリテーション学科 GPS-Academic 結果（3年次）
- 【資料 3-3-7】 令和 5(2023)年度看護学科 PROG テスト結果（4年次）
- 【資料 3-3-8】 「学生の意識及び生活の実態に関する調査」
- 【資料 3-3-9】 令和 5(2023)年度卒業時アンケートの結果の概要（人間教育学部）
- 【資料 3-3-10】 2023 年度卒業時アンケートの結果の概要（看護学科）
- 【資料 3-3-11】 2023 年度卒業時アンケートの結果の概要（リハビリテーション学科）
- 【資料 3-3-12】 令和 5(2023)年度就職先へのアンケート結果の概要

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

授業評価アンケートの結果は各科目担当教員にフィードバックされ、各教員は結果に対して自己分析を行なった上で改善策を提出し、その結果は更に学生にフィードバックされる。基準 3-3-①に示した各評価指標の結果は、それぞれのアンケートの実施主体となっている FD・SD 委員会委員等を通じて各学科の教員にフィードバックされるとともに、教員採用試験や国家試験の結果、就職状況などについては大学の評議会でも報告され、大学全体で結果を共有している。アセスメントテスト（GPS-Academic、PROG テスト）の結果については、各学科で詳細な結果説明会を開催している。

これらのフィードバックに基づき、各学科を中心に、教育目的に沿ったディプロマ・ポリシーの達成に向けた教育課程や教育内容、学修支援の見直しや改善策の検討へと繋げるよう努めている。これらの結果は、学修支援を行うキャリアセンターや学生支援センターなどの事務局の部署でもそれぞれの取組みの見直し等の資料としている。【資料 3-3-13】

<エビデンス（資料編）>

【資料 3-3-13】令和 5(2023)年度授業評価アンケートに対する教員のコメント

### (3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

様々な指標を用いて学修成果を測定・評価し、教育の改善に活用する取組みを行っているところであるが、学生自身が自己の学修成果を段階的に捉えることができるようにする仕組みの強化に取り組む。令和 6(2024)年度は、企画運営会議を中心に大学のアセスメント・ポリシーを明確にすることが第一の課題である。

また、ポートフォリオを活用した学修成果の可視化が保健医療学部で遅れている現状にもある。この点については中期計画でも明確に示されている事項でもあり、教務システム「Active Academy」にもポートフォリオ機能は装備されているところでもあるため、保健医療学部長の主導のもと教務課と協働しながら各学科でポートフォリオの活用の仕組みを令和 6(2023)年度中に策定する。

保健医療学部看護学科ではディプロマ・ポリシーを構成する能力が示され、学修成果の評価や可視化に役立っている。これを人間教育学部と保健医療学部リハビリテーション学科にも拡大し、学修成果の評価や可視化をより具体的に実施できるようにするための取組みを行う。

更に、フィードバックされた結果に基づき、FD・SD 委員会を中心に、教員個人（ミクロ）レベル、学科などの学位プログラム（ミドル）レベル、大学全体（マクロ）レベルでの、系統的な教育改善の取組みを充実させる。

### 【基準 3 の自己評価】

本学及び大学院の使命・目的を踏まえ、教育目的を実現するための三つのポリシーを学位プログラムごとに定め、これらを周知し、三つのポリシーに沿った教育活動を実施している。単位認定や成績評価、卒業及び修了認定においては、その基準等を大学及び大学院の学則及び各規程に定め、学生や教職員に周知し、成績評価の公平性を保ちながら厳正に適用している。

カリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程を編成するとともに、カリキュラム・マップや科目ナンバリングを活用し、学生自身が体系的な学修を実現できるようにしている。また、授業評価アンケートの活用や大学、学科レベルでの FD 活動も実施し、新任教員向け研修も行いながら、教授方法の工夫や開発など教育改善の取組みも実施している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の可視化については、GPA の他、教員採用試験合格率、看護師・保健師・助産師国家試験合格率、理学療法士・作業療法士国家試験合格率、外部アセスメントテストの結果等多様な指標により可視化を行い、その結果をフィードバックして教育内容や方法、学修支援の改善に取り組んでいる。以上のことから、基準 3 を満たしていると評価する。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1 教学マネジメントの機能性

#### 《4-1 の視点》

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

教学部門の最高責任者である学長は「奈良学園大学学長候補者選考規程」に基づき、「奈良学園大学学長候補者選考委員会」が選考し、評議会の推挙を経て、本学園理事会において選任される。【資料 4-1-1】

学長は大学最高意思決定機関である「評議会」を招集し、その議長となる。教授会及び各種委員会において審議された内容については、「評議会」で報告され、最終的に学長が決定している。【資料 4-1-2】

学長の大学運営・管理において、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長、学長補佐、学長顧問を配置している。【資料 4-1-3】

副学長は、「奈良学園大学副学長規程」第 1 条に「学長を助け、学長の命を受けて校務を掌る」と明記している。【資料 4-1-4】

学長補佐は「奈良学園大学学長補佐規程」に基づき、特定の業務に関して配置することができる。【資料 4-1-5】

学長顧問は「奈良学園大学学長顧問規程」に基づき、学長が推進する事業等についての助言、協力及び支援を行い、学長を補佐する。【資料 4-1-6】

これらの他に、学長の意思決定を支えるため、毎月 1 回を原則に「企画懇談会」を開催している。学長、副学長、学部長、事務局長、学長室長を構成員とし、学長からの報告事項の他、入試状況、学生の修学状況や就職状況、管理運営上の課題及び将来計画に関する情報交換・意見交換、会議・委員会の議案調整などを中心に開催している。

以上のとおり、学長がリーダーシップを適切に発揮するために、副学長、学長補佐、学長顧問、企画懇談会を設置するなど、補佐体制を整備している。

【資料 4-1-1】～【資料 4-1-6】

#### <エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-1】奈良学園大学学長候補者選考規程

【資料 4-1-2】奈良学園大学評議会規則

【資料 4-1-3】奈良学園大学役職者一覧

【資料 4-1-4】奈良学園大学副学長規程



【資料 4-1-5】 奈良学園大学学長補佐規程

【資料 4-1-6】 奈良学園大学学長顧問規程

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の意味決定の権限及び責任関係については、理事長の職務を「学校法人奈良学園寄附行為」第 16 条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」、学長の職務を「学校法人奈良学園組織規則」第 11 条に「学長は、大学を代表し、校務を掌り、所属職員を統督する。」とそれぞれ定めている。理事長は業務執行の最高権限・責任者であり、学長は大学及び大学院の教育研究計画を実現する教学面での最高責任者であることを明記している。【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】

副学長の職務は、「学校法人奈良学園組織規則」第 11 条において「学長を助け、命を受けて校務を掌る。また、学長は、副学長にその権限の一部を代行させることができる。」と定めており、副学長は「副学長の職務に関する申し合わせ」に基づき、学長の権限のうち、予算執行に関する事項、服務に関する事項、及び各種外部団体の事業の一部を代行する。また、各種委員会の構成員を務め、迅速な大学運営と、学長を中心とした大学機能の充実を図り、学長の意味決定を反映させる体制となっている。

【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】

使命・目的に沿った教学マネジメント構築に向けては、各職位の責任、権限及び諸関係を明らかにし、責任体制を確立することを目的として「学校法人奈良学園組織規則」を定め、更に「学校法人奈良学園事務分掌規程」において事務組織における分掌事項を明らかにして組織を整備しており、教学運営を中心に権限を分散し責任を明確にしている。また、「奈良学園大学学則」において、大学の組織、教職員組織、評議会、教授会、委員会等について明記している他、管理運営体制を適切に行うため、奈良学園大学が定める組織・運営規程や細則、申し合わせに基づいて運営している。

【資料 4-1-11】～【資料 4-1-13】

本学の意味決定最高機関である評議会の他に、「評議会規則第 2 条」に定める事項を除く、通常業務の審議を「企画運営会議」に委任している。これは学長の意味決定、業務執行についてこれを補佐し、大学の通常業務について、報告及び協議並びに必要な事項における審議を行い、本学における教育・研究を推進し、迅速かつ円滑な事業・業務の運営を図ることを目的としている。評議会の資料及び議事録については、理事長及び法人事務局長にも回付する。また、評議会構成員には法人の常勤理事会の資料及び議案書を配付し、それぞれの部局で閲覧できるように配慮し、学園運営に教職員一人一人が参画できるように配慮している。このことにより法人と大学の相互理解が進んでいる。

【資料 4-1-14】【資料 4-1-15】

学則第 32 条に学部には教授会をおくと定められている。教授会は学部長を議長とし、学部所属の教授等をもって構成し、各学部の「教授会規則」に則って運営されており、審議事項をそれぞれ第 2 条で次のように定めている。【資料 4-1-16】【資料 4-1-17】

【教授会規則第 2 条】

第 2 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業、賞罰等に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 学部予算概算の要求及び学部配賦予算の執行に関する事項
  - (4) 学部の重要な規程等の制定、改廃に関する事項
  - (5) 前号までに掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項
- 2 前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等に求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 学部長は、前項までの審議事項について学長に報告し、必要に応じて評議会に報告又は発議するものとする。

人間教育学部においては専任教員である、教授、准教授、専任講師、助教をもって構成しており、保健医療学部は学部所属の教授をもって構成し、学部長は必要に応じて学部所属の准教授、専任講師及び助教を構成員に加えることとしている。保健医療学部においては、学部全体の教授会とともに、看護学科、リハビリテーション学科に教授会を置き、それぞれの教授会で決定された内容を各学科の連絡調整会議において教授会構成員以外の教員にも周知している。

教授会は原則として毎月1回開催され、上記の事項を審議するほか、各学部選出の評議員が、評議会での決定事項について報告し、大学としての意思決定の周知を図ることとしている。更に、学長室の職員が各学部教授会の事務を担当するほか、教授会に出席し意見を述べたり、学部内の意見を事務組織に反映することができるよう配慮している。

大学院学則第26条に大学院には大学院委員会を置くと定められている。大学院委員会は学長と研究科長、及び研究科の担当教員の内から学長が指名した教員をもって構成しており、「大学院委員会規程」に則って運営されている。また、大学院学則第28条に看護学研究科に看護学研究科委員会、リハビリテーション学研究科にリハビリテーション学研究科委員会を置くと定めている。各研究科委員会は、研究科長、研究科で授業等を担当する教員をもって構成しており、「大学院研究科委員会規程」に則って運営されている。

**【資料 4-1-18】 【資料 4-1-19】**

各種委員会は、学則第33条に定められており、委員会ごとに別に規程が定められている。委員会で審議された決定事項については学長に報告するとともに、重要事項については大学評議会で報告され、事項によって評議会に諮り審議が行われる。

令和2年に始まる新型コロナウイルス感染症に関する対応については、発生時より対応策の検討や意思決定を迅速に行うために設置した「危機対策本部」は、「5類移行」に伴いその役割を終了した。**【資料 4-1-10】 【資料 4-1-20】**

以上のとおり、使命・目的の達成のために規則等を整備しており、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。教授会や研究科委員会、各種委員会の位置づけ及び役割も明確になっており機能している。

<エビデンス集（資料編）>

**【資料 4-1-7】** 学校法人奈良学園寄附行為

- 【資料 4-1-8】 学校法人奈良学園組織規則
- 【資料 4-1-9】 奈良学園大学副学長の職務に関する申し合わせ
- 【資料 4-1-10】 令和 6 年度奈良学園大学各種委員会名簿
- 【資料 4-1-11】 学校法人奈良学園事務分掌規程
- 【資料 4-1-12】 奈良学園大学学則
- 【資料 4-1-13】 奈良学園大学大学院学則
- 【資料 4-1-14】 奈良学園大学評議会規則
- 【資料 4-1-15】 奈良学園大学企画運営会議規程
- 【資料 4-1-16】 奈良学園大学人間教育学部教授会規則
- 【資料 4-1-17】 奈良学園大学保健医療学部教授会規則
- 【資料 4-1-18】 奈良学園大学大学院委員会規程
- 【資料 4-1-19】 奈良学園大学研究科委員会規程
- 【資料 4-1-20】 奈良学園大学危機管理委員会規程

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

法人及び大学の事務組織は、使命・目的の達成のために、法人本部並びに法人が設置する学校、施設等の組織、職員、職制等について定め、学園の業務の円滑な運営を図ることを目的として制定している「学校法人奈良学園組織規則」、事務組織における分掌事項を明らかにすることにより業務の円滑な遂行を図ることを目的として制定している「学校法人奈良学園事務分掌規程」に基づき整備されている。これらにより各部署が果たす役割、権限及び責任を明確にしている。【資料 4-1-8】【資料 4-1-11】

本学の事務組織は、法人運営を行う法人事務局と大学事務局に大別されるが、法人本部総務課は大学業務も所掌している。「学校法人奈良学園事務分掌規程」においてそれぞれの部署の分掌を規定しているが、いずれの部署も個々の分掌の他に「他の課、室等の事務の支援に関すること」も担うよう規定されており、相互の協力体制を整備している。また、業務内容等に応じて「専任」「嘱託」「派遣」等の職員で構成される。令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の在籍者数は、エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式 1 のとおりである。

法人及び大学に関係する事項の事務職員間の共通理解を図るために原則として月 2 回のペースで「事務管理職会議」を開催している。これは、大学事務局長が課長職（室長職）を招集して行われ、大学内の諸課題の解決に向けた協議、事務局長の指示の伝達等の他、学園にかかわる事項について事務局長より連絡・説明することによって理解を深める。この会議の内容は課長（室長）を通じて全ての事務職員にも伝えられる。また、この会議の内容は執行部が開催する「企画懇談会」へも必要に応じて報告している。

更に、学長室には一部の課長（室長）及び教務課職員が配属されており、ここでも学長のリーダーシップを補佐する体制を強化している。

また、評議会には課長（室長）が陪席し、大学運営の理解を深めており、その内容は全ての事務職員が理解できる体制が整備されている。

前述したが、常勤理事会の議案書及び議事録は評議会構成員（陪席者である課長（室長）を含む。）へ配付され、各部局が閲覧できることから、経営に対する理解も深まっている。

以上のとおり、本学では職員の役割と責任を明確にした上で、教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、経営・教学組織への参画と、使命・目的の達成に向けた教職協働の実現を図っている。【資料 4-1-3】【資料 4-1-8】【資料 4-1-10】

<エビデンス集（データ編）>

【共通基礎】認証評価共通基礎データ様式 1

### （3）4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長が適切にリーダーシップを発揮して大学運営を行えるよう副学長、学長補佐、学長顧問といった学長の補佐体制を整備しており、評議会、教授会や各種委員会などの会議体において、学長の意思決定と情報伝達が適切に行われている。今後は、学長の意思決定をよりの確にサポートできるものとして IR（Institutional Research）を担う専門的な教職員と教学マネジメントを強化するためそれを専門的に支援するスタッフの育成が課題である。これらのことについては学長のリーダーシップの下で今後検討を進めていく。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### （1）4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

#### （2）4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の配置については、次の表のとおり、全学部・学科、全研究科とも「大学設置基準上の必要専任教員数」及び「大学院設置基準上の必要専任教員数」の定める専任教員数を充足している。また、職業資格関連の資格基準を満たしている。

図表 4-2-1 学部・研究科の教員配置状況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）（ ）は兼任

	教授	准教授	講師	助教	助手
人間教育学科	13	15	7	0	0
看護学科	7	6	6	10	1
リハビリテーション学科	8	2	10	2	0
看護学研究科	(5)	(4)	(2)	(0)	(0)
リハビリテーション学研究科	(8)	(2)	(7)	(0)	(0)
合計	28	23	23	12	1

本学は学部・研究科の特色から実習を伴う科目が多いため、現場経験が豊富な教員を採用するとともに基準数以上の教員を配置し、専門性の高い分野への対応、きめ細かな指導の充実を図っている。

資格養成課程に係る法令等の教員基準数に関して、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高校教諭、特別支援学校教諭及び養護教諭は「教職課程認定基準」、保育士は「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」、看護師、保健師及び助産師は「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」、理学療法士及び作業療法士は「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」に準拠しており、資格養成教育に必要な教員を担保している。

教員の採用については、「学校法人奈良学園就業規則」、「学校法人奈良学園 職員採用手続規程」「奈良学園大学教員人事委員会規程」に則って行われる。また、「奈良学園大学教員資格基準」及び「奈良学園大学研究業績基準」に基づき、本学の建学の精神を遵守できる人物であることを前提に、教育上の能力、研究上の業績等の資格審査を行っている。採用、昇任に関する手順は次のとおりである。【資料 4-2-1】～【資料 4-2-6】

- 1) 採用計画提案は、副学長又は学部長から学長に対して行い、それを受けた学長は、採用が必要と判断した場合は、教員人事委員会、大学評議会、常勤理事会の審議を経て選考手続きに入る。
- 2) 採用選考には、教員審査委員会を設置し、募集要項を作成、学長の承認を得た後、大学ホームページ、外部機関の Web ページ等（JREC-IN）で公表する。
- 3) 採用候補者の審査は、教員審査委員会で行い、書類審査を通過した採用候補者については、教員審査委員会（学長含む。）の面接等を行い、教員人事委員会に報告する。
- 4) 次に理事長による最終面接を行う。面接を終えた採用候補者は、評議会及び常勤理事会で採用審議を行う。

昇任に関しては、教員人事委員会で審査を行い、企画運営会議で決定し、評議会及び理事長に報告する。

以上のとおり、法令に基づく教員を確保し、手続きは学内規則等に則って適切に行っている。

#### <エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-2-1】 学校法人奈良学園就業規則
- 【資料 4-2-2】 学校法人奈良学園職員採用手続規程
- 【資料 4-2-3】 奈良学園大学教員人事委員会規程
- 【資料 4-2-4】 奈良学園大学教員採用手順申し合わせ
- 【資料 4-2-5】 奈良学園大学教員資格基準
- 【資料 4-2-6】 奈良学園大学研究業績基準

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学は、教育内容の改善を進める組織として FD・SD 委員会を設置し、全学で FD を実施している。FD・SD 委員会では、「基準 2-6」で記載した、授業評価アンケートや

授業改善シート（中間アンケート）、授業公開以外の主な取組みとして、以下が挙げられる。

1) ティーチング・ポートフォリオの推進

令和 3(2021)年度から、「自らの教育活動について振り返り、自らの言葉で記し、多様なエビデンスによってこれらの記述を裏づけた教育業績を厳選して記録し、自律的な教育改善を促すこと」を目的としてティーチング・ポートフォリオの作成に取り組んでいる。更に大学ホームページによる公開を実施している。ティーチング・ポートフォリオには「教育の責任」「教育の理念・目的」「教育の方法」「教育の効果」「今後の目標」を記載することとしている。また、学長及び学部長がその内容を確認することにより、教育活動の改善に繋げている。

2) 新任教員研修

本学では、実務者から教員になる新任教員も多いため、令和 5(2023)年度より、新任教員については、大阪大学主催の新任教員研修を受講することとした。これは、「学習者中心の授業の設計方法を学んだうえでシラバスや授業のブラッシュアップを行うこと」、「対面授業をどのようにオンライン授業に移行していけば良いのか」、「オンライン授業と対面授業をどのように組み合わせたら良いのか」など、オンライン時代の授業づくりの検討がテーマとなっており、参加した教員は、シラバス作成法、講義法、アクティブ・ラーニング、学習評価、ルーブリック評価の内容を集中的に学ぶことができるため、非常に効果的な研修である。なお、本学の副学長もこの研修のファシリテーターを務めている。

3) FD・SD 研修会

本学では、全学研修会だけではなく、学部・研究科研修会や学科研修会等、それぞれの課題の改善に取り組んでいる。

令和 5(2023)年度は、全学研修会として、「本学が掲げる『面倒見の良い大学』の『面倒見の良い』について教職員自身で定義するとともに共有し教育効果を高めていく」ことを目的として、教員及び事務職員が参加する FD・SD 研修会を実施した。この研修会は、グループワークで行い、各グループは教員及び事務職員それぞれで構成されるように設定し、双方の視点で議論できるように工夫した。また、ここで出された意見を元に、FD・SD 委員会で検討を重ね、その成果物として「奈良学園大学コミットメント」を定めた。これは「I. 建学の精神・大学の理念、使命・目的、大学の個性・特色等」で述べたが、「学生ファースト」を体現するものとして、学生の「人を支える人になる」という目標の実現を支援することを教職員が宣言したものである。

全学研修会及び学部・学科で実施した研修会は次のとおりである。

図表 4-2-2 FD・SD 研修会

対象	日程	講師等
全学①	令和 5(2023)年 5 月 24 日 (水) 10:40～ 12:10	中安 豪 氏 ロバストジャパン
	【演題】 科研費申請について	

奈良学園大学

全学②	令和 5(2023)年 8 月 30 日 (水) 10:40～ 12:10	グループワークほか
	本学の目指す「面倒見の良い大学」とは	
全学③	令和 5(2023)年 9 月 5 日 (火) ～6 日 (水) 10:00～18:00 (各日)	大阪大学全学教育推進機構
	【教育能力開発プログラム】学生の学習を促すために、よりよい授業のデザイン方法と基本的な授業方法を身につける。	
人間教育 教育学部	令和 5(2023)年 12 月 1 日 (金) 15:00～ 16:00	東京アカデミー
	2025 年度教員採用試験の実施時期が早まることに備え、その対策と傾向を捉え、学生への指導に活かす。	
保健医 療学部 看護学 科	令和 5(2023)年 8 月 2 日 (水) 14:40～16:10	看護学科教員
	1. 新カリキュラム 1・2 年次の基礎看護学領域科目での教育内容 2. 基礎看護学領域での教育を受けて、各領域での教育にどう継続・発展させるか	
保健医 療学部 リハビ リテー ション 学科	令和 5(2023)年 7 月 26 日 (水) 14:40～ 15:10	世登 典子 氏 ベネッセ i キャリア
	学科では学士教育における教育成果の可視化に活用できる GPS-Academic (GPSA) で思考力やレジリエンスなどを測定し、全国平均と傾向を比較しながら GPSA 結果からみる学生の特徴と GPSA 活用方法をベネッセ i キャリアの担当者から説明していただく。	

【資料 4-2-7】～【資料 4-2-14】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-7】奈良学園大学 FD・SD 委員会規程

【資料 4-2-8】令和 5(2023)年度奈良学園大学ティーチング・ポートフォリオ

【資料 4-2-9】大阪大学新任教員研修概要

【資料 4-2-10】令和 5(2023)年度全学 FD・SD 研修会のまとめ

【資料 4-2-11】奈良学園大学コミットメント

【資料 4-2-12】人間教育学部 FD 研修会資料

【資料 4-2-13】看護学科 FD 研修会資料

【資料 4-2-14】リハビリテーション学科研修会資料

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育の質を保証するため、教員の確保と配置については、養成所指定規則など法令を遵守することに加えて、本学の特性を踏まえた教育目的及び教育課程に即した教員の確保と

配置に引続き努めていく。また、教員の採用及び昇格等にかかる具体的な事務手続き等については、関係規程に基づき適切に対応していく。

教職員の更なる資質向上については、大学として組織的・体系的に取り組まなければならない重要事項と認識し、FD・SD委員会が主催する研修にとどまらず、教職員個々が自ら研鑽を積むことに励み、教育内容・方法等の改善を支援するティーチング・ポートフォリオの取組みの充実、自己評価制度への積極的な取組み、教育・研究活動等を評価する教員評価の改善などをおして、本学の特性や学生の授業評価や意見を踏まえた教育内容の充実への営みを絶え間なく続けていく。

### 4-3. 職員の研修

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

##### (2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学設置基準第 11 条及び本学の中期計画における取組みとして、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員の資質・能力向上のための研修を実施している。本学で実施している研修は次のとおりで、各業務に必要な知識の修得については、各部局で企画する研修のほか、外部の研修の受講を促すことで補完している。加えて自主的な学びをサポートする制度も設けている。

##### 1) 事務処理の高効率化とシステム化の推進及び ICT 対応力強化のための研修会

中期計画に掲げる、事務組織の再改編と運営の効率化を目標に、事務処理の高効率化とシステム化の推進及び ICT 対応力を強化するためのものとして位置づけているが、大学運営は教職協働により行われることから、本研修会は事務職員だけでなく、教員を含めた全教職員を参加対象として令和 3(2021)年度から実施している。これまで、事務職員と教員の連携強化、授業改善にも活かすことを目的として、Microsoft Teams や Adobe Acrobat の活用、情報セキュリティに関するテーマで実施した。座学による基礎的な知識の習得だけではなく、実務に生かすためのワーク研修も取り入れている。また、当日に参加できない教職員が後日視聴できるようオンデマンド方式を併用している。特に Teams の利用に関する研修会は複数回実施しており、評議会をはじめ大学の会議体で資料の共有を行うなどの活用が進み、事務処理高効率化の成果が見られる。【資料 4-3-1】

##### 2) FD・SD 研修会

大学運営は教職協働により行われることから、FD・SD 研修会には、教員、事務職員全員の参加を受入れている。4-2-②で述べたが、日常の学生指導や募集活動の場面に活かしていくことを目的に、「本学が目指す『面倒見の良い大学』とは」をテーマにして、講義形式ではなく、グループごとの討論形式により実施して全学で議論を行い、主体的な学びの機会となった。【資料 4-3-2】



3) ハラスメント防止に関する研修、ハラスメント相談員研修、学生支援に関する研修

前年度から続く取組みとして、ハラスメント防止委員会が全教職員を対象に、ハラスメント防止に係る研修会を企画した（本年度が最終回）。対面式で具体的な事例を参加者が考察できるよう参加・体験型形式で行い、複数日程を設けることで受講の徹底を図った。また、ハラスメント相談員に任命された職員を対象とした研修会を実施し、相談員としての心構えや対話方法の知識を得て対応策を学び、ハラスメント事象発生時の相談対応に備えることとした。4年振りの実施であったが、相談員の交代もあり、相談対応に関する不安感を解消することや、心構えに自信を持つことに効果があった。また、この研修会は学園が設置する学校園全体の相談員にも門戸を開き、共に研修を深めた。この他、学生支援センター運営委員会が、全教職員を対象にした、発達障がいのある学生理解を深めるための研修を企画し、多様な学生への支援体制を強化した。【資料 4-3-3】～【資料 4-3-5】

4) 人権研修会

令和 5(2023)年度は、専門職としての人権や倫理をテーマに研修会を行い、人権問題に取り組む機会とした。【資料 4-3-6】

5) 新任者研修会

入職時には、学校法人全体での新任研修を実施している。理事長からの講話では、法人の現況や歴史、理念や中期計画等学園全体像を学び、法人教職員としての意識付けや理念浸透につなげている。また、顧問弁護士による学校教育におけるコンプライアンス研修の他、学園理事による諸規程・規則の説明や財務部長から法人の財務状況に関する説明を行い、法令順守の意識向上を図っている。

更に、大学の教職員には、ハラスメント防止の取組みや学内教務システム、研究費等に関する説明を行っている。【資料 4-3-7】【資料 4-3-8】

また、本学で初めて助教以上の大学教員になる教員や大学教員になって 5 年以内の教員を対象にした授業づくりに関する新任者研修も実施し、教育力向上を目指した。

【資料 4-3-9】

6) 業務に特化した研修（外部）

外部で開催される日本私立大学協会が主催する業務直結型の研修会には積極的に参加するように啓発し、関係部署の事務職員は自己研鑽に努め資質・能力向上を図っている。

【資料 4-3-10】

7) 自己啓発

評価制度については、自己評価を中心に実施している。

教員は、年度当初に研究活動、教育活動、学生支援、社会貢献・産学連携・広報活動及び大学運営について、1年間の計画と目標設定を行い、本人の希望などに応じて上長との面談を実施する。年度末には計画に対する自己評価を行い、それに研究業績書も加えて上長に提出・報告する。その際、本人の希望などに応じて面談も行われる。その後学長をはじめ管理職の評価を受ける。それらの評価は昇任審査などに活用される。また、教員を対象に本年度より、「学生が選ぶベストティーチャー賞」を実施した。事務職員は、「目標設定面談制度」で、各自当該年度の目標を設定し、管理職は、年 3 回の面談において、業務遂行状況、課題等を把握し職員の目標達成に向けた支援や助言を行う。これらの制度をとおして教員及び事務職員の資質・能力向上をサポートしている。【資料 4-3-11】

また、令和 5(2023)年度には「学校法人奈良学園大学院進学助成金」制度を改め、「学校法人奈良学園学び直し助成金」制度を設け、職務における知識やスキルを高めようとする者を支援し、教育の質の向上や生産性向上に資することを目的とした自主的な学びをサポートする枠組として活用している。また、学園全体の事務職員に対する自己研鑽のための費用を予算化しており、令和 5(2023)年度は事務職員の 2 名が自発的な学びの機会として助成を利用した。【資料 4-3-12】

以上のとおり、職員の資質・能力向上のための研修等を組織的に実施している。

#### <エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-3-1】 令和 5(2023)年度 SD 研修会資料
- 【資料 4-3-2】 令和 5(2023)年度全学 FD・SD 研修会のまとめ
- 【資料 4-3-3】 ハラスメント研修会資料
- 【資料 4-3-4】 ハラスメント相談員研修資料
- 【資料 4-3-5】 発達障害のある学生理解を深めるための研修会資料
- 【資料 4-3-6】 人権研修会資料
- 【資料 4-3-7】 理事長講話資料
- 【資料 4-3-8】 コンプライアンス研修資料
- 【資料 4-3-9】 大学教員新任者研修資料
- 【資料 4-3-10】 日本私立大学協会年間行事
- 【資料 4-3-11】 目標設定面談制度
- 【資料 4-3-12】 学校法人奈良学園学び直し助成金

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

外部で開催される研修会には積極的に参加するように啓発し、関係部署の事務職員は自己研鑽に努め資質・能力向上を図っているが、より体系的な学びとなるよう、SD プログラムの実施方針を明確にし、計画的かつ職能、業務に応じた研修を適宜受講できるよう、体系的な研修計画の構築と充実を図る必要があり、次年度の事業計画を推進する。また、今後も研修会当日に参加できない職員が後日視聴できるようオンデマンド方式を併用するなど、参加率向上のための工夫を継続する。

## 4-4. 研究支援

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

#### (1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

#### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究活動の支援は、法人本部総務部総務課、財務部経理課が中心となって行っている。本学学内で配分する個人研究費や共同研究費のほか、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）等の外部資金に関する諸手続きについて支援するとともに、適切に管理している。また、科研費等の競争的資金やその他の研究助成金制度に関する公募情報は、総務課が収集し学内に周知している。

教員には、研究室を配置し、空調、ネットワーク環境、机、椅子、書棚等の什器類を備え付けるほか、研究に必要な備品、図書などの消耗品類は各種学内研究費により購入が可能となっている。図書館では、「Medical Online」や「医中誌 WEB」等の電子ジャーナルを契約し、教職員、学生が教育研究に必要な資料検索を行うための環境を整備している。自宅から VPN 接続により大学のサーバーにアクセスできる環境も整備している。また、「Microsoft office」や「Adobe Acrobat」等の研究に必要なアプリケーションソフトについても、研究室・自宅で使用できる状況であり、研究に必要な環境は整備できている。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究不正防止に関して「奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程」を定めている。「奈良学園大学における研究不正防止管理体制」を整備しており、学長を最高管理責任者とし、副学長を統括管理責任者、事務局長をコンプライアンス推進責任者として定めて、責任体制を明確にしている。倫理研修や啓発活動などの研究不正防止計画は、研究不正防止推進委員会において協議・決定している。研究不正行為の防止に関する基本方針を定め周知公表するとともに、研究者には、行動規範や研究費使用に係る行動規範の遵守を求めている。研究不正防止計画や通報及び相談窓口は、大学ホームページ上に掲載し公表している。

##### 【資料 4-4-1】～【資料 4-4-5】

これらの取組みは、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日（令和 3 年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定）」に準拠しており、チェックリストの提出により毎年確認を行っている。また、ガバナンス強化及び不正防止システムの強化を目的として、年に 1 回、「公的研究費内部監査連絡会」を開催し、監事、外部監査法人及び監査室と大学執行部との研究不正防止対策の情報共有並びに不正防止計画に関する取組みの推進を図るための意見交換を行っている。

研究倫理・コンプライアンス研修については、全教員と研究支援を行う全ての事務職員を対象に、日本学術振興会が提供する eラーニングの受講を必須とし、修了証の提出により受講の確認を行っている。「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ガイダンス（令和 3 年 4 月 16 日（令和 4 年 6 月 6 日一部改正）」に基づき、毎年度の受講を求めている。合わせて、文部科学省が提供する「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツの視聴を求めており、「公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程」に基づき、公的研究費の使用にあたっての誓約書を提出することで、行動規範の遵守、不正行為に加担しないことの確認を行っている。加えて、対面での研修会を

実施し、理解度チェックアンケートを実施し、理解の定着を図っている。当日の欠席者には、録画データを後日視聴できるようオンデマンド視聴の環境を整えている。また、意識改革の取組みとして、啓発活動の一環で、「Research communications」を四半期に一度発行し、本学における研究活動の推進と、内部監査等における指摘事項など、研究不正防止に役立てるための情報を定期的に発信している。【資料 4-4-6】

研究実施に際して、各学部、大学院の各研究科に倫理審査委員会を設置して、それぞれの研究活動の倫理性に関して必要な事項を調査及び審議するほか、必要に応じ「利益相反管理規程」に基づき、利益相反管理専門委員会で利益相反の管理、確認を行う。

更に、公的研究費の適切な執行が行われ、結果的に不正となる事態を未然に防止していくことを目途に、令和 4 年(2022)度に発行した学内研究費の使用に関する手引（「奈良学園大学学内研究費ハンドブック」）を更新し、活用しており、これらのことから、研究倫理の確立と厳正な運用が実現できている。【資料 4-4-7】

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

基準 4-4-①のとおり、科研費等の外部研究資金については、総務課が情報を収集し学内に周知したうえで、科研費獲得の傾向と対策等を学ぶ研修会を実施し、応募への動機付け、研究計画書の精度を上げる方策をとる等、競争的資金獲得に向けた支援を行った。過去 3 年間における科研費の応募状況及び採択の状況は図表 4-4-1 のとおりである。研究の遂行に遅れが生じたことによる延長課題の増加で、全体の件数としては増加傾向にある。

コロナ禍で令和 4(2022)年度科研費は申請件数が減少した。令和 5(2023)年度以降申請数は増加したが、令和 5(2023)年度は採択率が低下し、研究種目によっては全国平均を上回る採択率となったものもある一方で、平均を下回る種目がある他、学科によって採択率の差が見られる結果となった。令和 6(2024)年度の科研費申請の対策として、申請書レビュー支援を導入した結果、支援を受けて応募した者 13 名の内 5 名が採択され、全体の採択率が上昇した。【資料 4-4-8】

図表 4-4-1 過去 3 年間における科学研究費助成事業採択状況

	令和 3(2021)年度			令和 4(2022)年度			令和 5(2023)年度			令和 6(2024)年度		
	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率
人間教育	7	0	0%	6	1	17%	7	0	0%	10	6	60%
看護	5	1	20%	2	1	50%	3	1	33%	4	0	0%
リハビリ	10	5	50%	5	2	40%	8	4	50%	9	2	22%
合計	22	6	27%	13	4	31%	18	5	28%	23	8	34%

※基盤 B の 2 年目交付内定、奨励研究移管分は含まない。応募件数は延べ数。

外部研究助成金については、令和 4(2022)年度から 2 件の助成研究（計 330 万円）を受入れた。また、革新的自殺研究推進プログラムに研究分担者として本学の研究者が参加する他、大阪電気通信大学共同研究に本学が参画するなど、他大学との共同研究にも取組ん

でいる。加えて、本学が立地する関西文化学術研究都市内に立地する研究機関との連携も進み、ATR（株式会社 国際電気通信基礎技術研究所）との共同研究を遂行できている。

更に、教員の研究活動を推進するため、学部共同研究費及び大学院研究科共同研究費等の予算措置を講じて、研究力向上を図っている。また、法人が設置する学校園の教育力向上及び連携促進を目的とした「奈良学園共同研究助成金」制度を設け、研究に必要な経費を助成している。この制度が学校園をまたいでの研究を後押し、その研究成果が法人全体に還元できるだけでなく、大学教員にとっても貴重な研究の場を得ることに繋がっている。また、校種間での連携も促進できるという点において、貴重な取組みとなっている。

**【資料 4-4-9】**

本学では、科研費を獲得した研究者が、その間接経費の額に応じて、研究者の研究開発環境の改善促進のために利用できる制度を設けており、研究者の研究環境改善や発展的研究に活用することが可能となっている。【資料 4-4-10】

RA（Research Assistant）等の研究補助を行う人的な配置はしていないが、科研費を原資として、研究補助等を雇用することが可能である。

本学では、研究成果の発表のために「奈良学園大学紀要」を刊行している。一定の質保証のために、各学科で選任された学内教員において紀要委員会が作成するチェックリストに基づき確認を行っている。また、研究成果の発表の場として、「奈良学園大学学術リポジトリ」にて「奈良学園大学紀要」の一般公開を行っている。【資料 4-4-11】

<エビデンス集（資料編）>

**【資料 4-4-1】** 研究不正防止管理体制

**【資料 4-4-2】** 奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程

**【資料 4-4-3】** 奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の調査等に関する規程

**【資料 4-4-4】** 奈良学園大学における研究不正防止計画

**【資料 4-4-5】** 奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針

**【資料 4-4-6】** Research Communications

**【資料 4-4-7】** 学内研究費ハンドブック

**【資料 4-4-8】** レビュー支援報告書

**【資料 4-4-9】** 学校法人奈良学園共同研究助成金規程

**【資料 4-4-10】** 奈良学園大学公的研究資金等に係る間接経費についての申し合わせ

**【資料 4-4-11】** 奈良学園大学紀要

**(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）**

研究活動については、学内研究費の制度の利用や申請書レビュー支援制度の導入により、外部資金の獲得に向けての取組みを進めているところであるが、科研費の申請数や採択率については、学部学科間に差がある。科研費を含む外部資金の獲得のため、申請件数及び採択率の増加を目指して、今後も研修会や申請書レビューのほか、科研費の傾向に関

する情報提供を発信し、外部資金獲得への意欲を高めるための環境整備を行い、併せて、一層の研究倫理意識の醸成を図るよう、啓発活動を継続していく。

**【基準 4 の自己評価】**

学長が適切にリーダーシップを発揮できるよう支援体制を整備している。教学や経営に関する学長の意思決定を的確に行える体制も整備し、教授会や各種委員会の位置づけや役割を各規程で明確に規定している。また、使命・目的を達成するための組織を整備し、法令を遵守しながら、教学マネジメントの業務遂行に必要となる教員組織を整備している。

教育の質を保証するため、養成所指定規則など法令を遵守することに加えて、本学の特性を踏まえた教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置に努めるとともに、教職員の更なる資質向上についても組織的に取組んでおり、大学全体及び各部局の研修会への積極的な参加、より実りのある研修会の実施、評価制度への取組みなどをおして、教育内容の充実に励んでいる。

研究支援に関しては、環境の整備、研究倫理の確立及び浸透、科研費をはじめ外部資金獲得への支援等、本学の学生教育の充実につながるよう取組んでいる。

以上のことから、基準 4 を満たしていると評価する。

## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### **(1) 5-1 の自己判定**

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### **(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

学校法人奈良学園（以下「本法人」という。）は「学校法人奈良学園 寄附行為」（以下「寄附行為」という。）において、その目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定めている。（寄附行為第 3 条 目的）また、本学の「学則」においては目的を「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に広く一般教養を授けるとともに、社会で必要な実務能力を備え、自らの目標を達成するための実践力を有する人材を育成するために必要な教育・学術研究の遂行によって、社会の発展に寄与することを目的とする。」（学則第 1 条 大学の目的）と定めている。

本法人は、寄附行為の定めにより理事・監事の役員で構成する理事会を設置するとともに、理事長の諮問に応じて必要な事項について審議し助言するため評議員会を設置し、経営及び管理運営を適正に行うようにしており、運営基盤の強化を図るとともに、設置する学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保に努めている。

本法人の理事、理事長、監事（以下、「役員」と表記することもある。）及び評議員の選任は「寄附行為」に則り行われており、人数、選任区分、職務等は「寄附行為」に定めている。【資料 5-1-1】

本法人の運営については、寄附行為の他、寄附行為実施規則、理事会業務規則、常勤理事会規則、監事監査規則、内部監査規程、組織規則、人事規則、就業規則、経理規則等の規則を整備し、その定めのもと適切に運営している。また、法人では寄附行為や事業報告書、大学では、ガバナンス・コード及び当該コードの実施状況、学則等の諸規則・諸規程を大学ホームページで公開している。このことで透明性の確保と誠実な経営を実践している。【資料 5-1-2】～【資料 5-1-16】

また、役員及び評議員以外に「学校法人奈良学園理事長特別補佐に関する規程」の定めるとおり、理事長特別補佐を任命し、理事長の求めに応じ学園の教育研究、管理運営及び学園経営についての助言を行っており、法人の経営規律と誠実性の維持の一助としている。【資料 5-1-17】

法人役員の規律と誠実性の維持に関しては、寄附行為第 13 条に役員の解任に関する条項を定め、法令の規定及び寄附行為の遵守を役員に求めている。また、寄附行為第 14 条第 13 項に「特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。」と定める他、毎年度、関連当事者との取引調査及び競業に関する調査を行い、役員は厳正な規律の維持に努めている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-1-1】 学校法人奈良学園寄附行為
- 【資料 5-1-2】 学校法人奈良学園寄附行為実施規則
- 【資料 5-1-3】 学校法人奈良学園理事会業務規則
- 【資料 5-1-4】 学校法人奈良学園常勤理事会規則
- 【資料 5-1-5】 学校法人奈良学園監事監査規則
- 【資料 5-1-6】 学校法人奈良学園内部監査規程
- 【資料 5-1-7】 学校法人奈良学園組織規則
- 【資料 5-1-8】 学校法人奈良学園人事規則
- 【資料 5-1-9】 学校法人奈良学園就業規則
- 【資料 5-1-10】 学校法人奈良学園経理規則
- 【資料 5-1-11】 学校法人奈良学園経理細則
- 【資料 5-1-12】 学校法人奈良学園資産管理規程
- 【資料 5-1-13】 学校法人奈良学園資産運用規程
- 【資料 5-1-14】 学校法人奈良学園財務書類等閲覧規程
- 【資料 5-1-15】 奈良学園大学学則
- 【資料 5-1-16】 奈良学園大学ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-17】 学校法人奈良学園理事長特別補佐に関する規程

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人では、寄附行為第3条に目的を記し、第4条にはその目的を達成するために、設置する学校園を明記している。各学校園は、建学の精神に基づき、使命・目的を達成するため、諸規則・諸規程に則り校務を適正に進めるとともに、理事会、評議員会、監事、監査室と連携し、目的実現に向けて継続的に努力している。

法人の寄附行為をはじめ、法人、各学校園が整備する諸規則、諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、学校法人会計基準、その他関係法令に準拠しており、改正が行われた場合にはその都度対応し、法令を遵守するよう努めている。

本法人では、寄附行為第5条に、理事及び監事を法人が置く役員として明記するとともに、第17条に理事の代表権の制限を明記している。

理事長は、寄附行為の定めに則り、意思決定の最高決議機関である理事会を招集し、寄附行為並びに理事会業務規則、その他諸規則、諸規程に基づき、重要事項の議決を行っている。

また、重要事項を諮問する機関として評議員会を設置し、理事長において、予め意見の聴取を行うこととしている。

本法人では、法人及び各校園の日常的な業務の円滑な運営を図るため、常勤理事会規則を定め、理事長及び常勤の理事をもって構成する常勤理事会を設置し、理事会の包括的授権に基づき、法人の日常の業務について、報告、協議、審議、決定を行っている。その業務内容については、理事会業務規則を定め、理事会における決定事項の他、常勤理事会、理事長、学長、校園長、登美ヶ丘教育総括監への委任事項を定め、各校園の目的実現に向



けた継続的な努力と意思決定の最高機関である理事会が有機的に繋がれるよう体制を整備している。

常勤理事会は、毎月第2月曜日を定例開催日に指定している他、第4月曜日を予備日として指定しており、必要に応じて臨時的な開催にも対応、理事会及び評議員会は定例を4回、臨時を1回、年間5回程度開催している。また、法人と大学及び各校園は、適宜、各事務部門の責任者からなる全学連絡協議会を開催して意思疎通や情報共有も図っている。【資料 5-1-18】

令和3(2021)年3月に令和3(2021)年度を始期とする5か年の中期的な計画を定め、現在も進行中である。【資料 5-1-19】

中期的な計画は、学校法人奈良学園のミッションを定めた上で、各校園の中期的な計画を策定し、校種を超えた連携と協力を密にすることで魅力ある学園、魅力ある学校であり続けることを目的としている。

大学では、「未来社会を生き抜く「人」を育成」をミッションとして、6つの戦略分野、合計22の行動目標を定めた。そして、中期的な計画の下、単年度の事業計画を策定し、担当ごとに計画的に活動するとともに、定期的な点検を行いながら、大学の使命・目的を達成するための活動を継続している。

また、中期計画に基づいて策定された各年度の事業計画は、評議員会に諮問し、理事会で審議している。更に、事業計画の取組み結果は、次年度の5月の理事会で審議・決議されたものを評議員会に報告した後、8月に理事・評議員合同の懇談会を実施し、前年度の振り返りと次年度に向けた意見交換を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-18】理事会・評議員会開催状況

【資料 5-1-19】2024年度事業計画

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### 1) 環境保全への取組み

環境保全の配慮については「学校法人奈良学園倫理・行動指針」の基本理念に環境への配慮を謳い、地球温暖化防止への貢献として、節電に取り組んでいる（室内の冷暖房の温度設定ルール化、不要な照明の消灯、教室の空き時間の空調停止、LED照明の導入促進、クールビズ・ウォームビズ等）。また、廃棄物の再資源・再利用化と最終処分量の最少化への取組みも行っている。【資料 5-1-20】～【資料 5-1-22】

更に、ペーパーレス会議システムによる、常勤理事会のペーパーレス化、旅費精算システム、ワークフローシステムによる決裁書類の電子化を進めることで、省資源化に積極的に取り組んでいる。【資料 5-1-23】

#### 2) 人権に配慮した取組み

人権への配慮については「学校法人奈良学園 倫理・行動指針」の基本理念に幼児、児童生徒、学生、本学の教職員はもとより、全ての人の基本的人権の尊重を謳い、「学校法人奈良学園コンプライアンス管理規則」、「学校法人奈良学園ハラスメントの防止等に関する規程」、「学校法人奈良学園公益通報に関する規程」を制定し、基本的人権の尊重やセ

クシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント等の防止に努めている。また、「学校法人奈良学園公益通報に関する規程」により、通報者の保護を図るとともに、法令違反行為の早期発見及び是正を図り、コンプライアンス体制の強化を図っている。【資料 5-1-24】～【資料 5-1-26】

また、大学においては人権教育研究推進委員会が毎年、教職員を対象にした人権研修会を実施し、啓発活動に努めている。学生に対しても「学生生活の手引 Campus Life Guide」において SNS 利用にあたり加害者・被害者にならないように注意を喚起し人権意識を高めている。【資料 5-1-27】

### 3) 危機管理体制の整備

安全への配慮については、防災に関して「危機管理マニュアル」に基づく避難訓練を実施し、地震や火災等の災害に備えている。また、非常時の備蓄品（水・非常食等）を確保し、使用期限を確認のうえ適宜入替えを行っている。

大学においては消防法の定めにより、年 2 回の防火設備の定期点検を実施し安全向上に努めている。防犯に関しては、防犯・監視カメラの設置、常駐警備、及び巡回と夜間の機械警備を実施している。救命対策に関しては各校舎に AED（自動体外式除細動器）5 台を配置している。【資料 5-1-28】【資料 5-1-29】

令和 2(2020)年度から令和 4(2022)年度まで、新型コロナウイルス感染症対策のため、「大学危機管理委員会規程」に基づき、「大学危機対策本部」を設置し、大学全体としての対策の実行と情報共有を行った。この対策は、現在の感染症対策に継承・活用されている。

「学校法人奈良学園個人情報の保護に関する規程」を制定し、個人情報の保護・管理や有事の際の対応を明確に定め、適切な運営を行っている。

教職員の健康管理については、健康診断とストレスチェックを実施し、高ストレスの判定を受けた教職員には産業医の面談を勧めるなど、健康サポートを行っている。

【資料 5-1-30】～【資料 5-1-33】

### <エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-20】 LED 化工事履歴

【資料 5-1-21】 学校法人奈良学園倫理・行動指針

【資料 5-1-22】 クールビズ・ウォームビズ資料

【資料 5-1-23】 Eco Meeting 資料

【資料 5-1-24】 学校法人奈良学園コンプライアンス管理規則

【資料 5-1-25】 学校法人奈良学園ハラスメント防止等に関する規程

【資料 5-1-26】 学校法人奈良学園公益通報に関する規程

【資料 5-1-27】 奈良学園大学人権教育研究推進委員会規程

【資料 5-1-28】 奈良学園大学危機管理委員会規程

【資料 5-1-29】 AED 配置図

【資料 5-1-30】 学校法人奈良学園個人情報保護基本方針

【資料 5-1-31】 学校法人奈良学園個人情報の保護に関する規程

【資料 5-1-32】 学校法人奈良学園ストレスチェック実施規程

【資料 5-1-33】 「学生生活の手引 Campus Life Guide」

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学は寄附行為及び学内諸規程に基づき関連法令を遵守し、経営の規律と誠実性を維持している。また、使命・目的の実現への継続的努力については、中期計画を基軸とした、事業計画及び事業報告の連動により PDCA サイクルを機能させている。今後も関連法令の改正等の動向を注視しつつ、大学の使命・目的の実現に向けた取組みを推進するとともに、大学内における現状の課題を法人役員や大学教職員一人一人が認識し、全学が一体となって推進できるよう、各種会議体での情報共有や意見交換を継続する。

更に、環境保全、人権、安全への配慮についても、社会情勢の変化等の情報収集を通じ、必要に応じて学内の諸規程及び取組みの見直しを行う。照明 LED 化の更なる推進、ハラスメント防止研修の継続だけでなく、現状の課題を抽出し、教職員の安全確保、災害等の防止を推進する。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人では、寄附行為第 14 条第 1 項の定めにより理事会を置くとともに、同条第 2 項に「理事会は、この法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、意思決定の最高決議機関と定めている。理事会の決定事項は、「学校法人奈良学園理事会業務規則」第 2 条に次のとおり規定している。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】

#### 【学校法人奈良学園理事会業務規則第 2 条（理事会の決定事項）】

- (1) 法人及び法人が設置する学校等の組織及び運営に関する基本方針
- (2) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (3) 事業計画
- (4) 事業に関する中期的な計画
- (5) 役員に対する報酬等の支給基準
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併及び解散
- (8) 決算の承認
- (9) 理事会が行う理事、理事長、学園長、常務理事及び評議員の選任
- (10) 法人の設置する学校の長その他の重要な職員の選任
- (11) 法人の設置する学校の学則等基本的又は重要な規則等の制定及び改廃
- (12) 利益相反取引に関する承認

- (13) 収益事業に関する重要事項の承認
- (14) 前各号に掲げるもののほか寄附行為に定めのある事項及び重要又は異例にわたる事項

理事会は理事をもって構成するほか、監事は、寄附行為 21 条に定める監事の職務を行うため理事会に出席し、必要に応じて意見を述べることとしている。

理事会は、年 4 回の定例会議を軸に、必要に応じて臨時理事会を行っており、通常は 1 回程度の臨時理事会を実施している。令和 5(2023)年度の実施概要は資料のとおりである。【資料 5-2-3】

理事会は、理事長が招集し、招集する場合は、会議の開催場所及び日時並びに付議する事項を会議の 7 日前までに発することが寄附行為に定められている。また、理事会の招集を行う際に出欠の確認を行い、理事が理事会を欠席する際は、各議案に対し書面で賛否、議案に対する意見の意思表示を行うこととしており、理事会を構成する理事の全員が、明確に議案に対する意思を表明できる仕組みとしている。【資料 5-2-4】

理事の定数は寄附行為第 5 条第 1 項第 1 号に 8 人以上 14 人以内と定められており、令和 6(2024)年 3 月現在、理事 12 人、内 7 名が常勤理事、5 名が非常勤理事として就任している。

寄附行為における選任区分による現員は次のとおり。

- 1 号理事 学園長 1 人（常勤）
- 2 号理事 法人の設置する学校の学長、校長、園長及び教育総括監のうちから互選した者 4 人（常勤）
- 3 号理事 評議員会において選任した者 2 人（常勤）
- 4 号理事 学識経験者のうち理事会で選任した者 5 人（非常勤）

理事定数最高 14 人の内、現員は 12 人、その内非常勤は 5 人となっており、学内的な視点のみならず、広く客観的な視点から審議を進めることが可能な体制としている。

本法人では、法人及び各校園の日常的な業務の円滑な運営を図るため、常勤理事会規則を定め、理事長及び常勤の理事をもって構成する常勤理事会を設置し、理事会の包括的授権に基づき、法人の日常の業務について、報告、協議、審議、決定を行っている。なお、常勤理事会には、2 号理事以外の所属長は陪席し、必要に応じて議案に関する説明や質疑に参加しており、常勤理事会における決定事項や報告事項を共有し、それぞれの学校運営を行えるようにしている。その業務の内容については、理事会業務規則を定め、理事会における決定事項の他、常勤理事会、理事長、学長、校園長、登美ヶ丘教育総括監への委任事項を定め、各校園の目的実現に向けた継続的な努力と意思決定の最高機関である理事会が有機的に繋がれるよう体制を整備している。【資料 5-2-5】

役員及び評議員以外に「学校法人奈良学園理事長特別補佐に関する規程」の定めるとおり、理事長特別補佐を任命し、理事長の求めに応じ学園の教育研究、管理運営及び学園経営についての助言を行っており、法人の経営規律と誠実性の維持の一助としている。

【資料 5-2-6】

また、非常勤も含めた役員、評議員には法令の改正について、研修機会を設けて情報共有とその理解を深めるようにしている。

以上のとおり、本法人では、使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を整備するとともに、私立学校法等の関係法令に基づく寄附行為を定め、理事会を適切に運営している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-2-1】 学校法人奈良学園寄附行為
- 【資料 5-2-2】 学校法人奈良学園理事会業務規則
- 【資料 5-2-3】 理事会開催の概要
- 【資料 5-2-4】 理事会・評議員会の回答書
- 【資料 5-2-5】 常勤理事会の開催状況
- 【資料 5-2-6】 学校法人奈良学園理事長特別補佐に関する規程

**(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）**

非常勤理事は、法務、経営、研究者、校長経験者から就任いただいております。学内的な視点のみならず、客観的な外部視点からでも各審議を進めることが可能となっており、理事会が適切に運営されている。

また、理事会の包括的授権に基づき、常勤理事会規則に則り行われる常勤理事会における審議の内容について、非常勤理事には、毎回、常勤理事会終了後に資料を送付し、意見を求めるなど、法人及び各学校園の状況をリアルタイムに把握してもらえる工夫をしております。今後も非常勤理事に対して綿密に連絡し、一層堅実な理事会運営を推進する。

**5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

**5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**

**(1) 5-3 の自己判定**

「基準項目 5-3 を満たしている。」

**(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

本法人の最高意思決定機関は理事会である旨寄附行為第 14 条第 1 項に定められている。理事長は理事会を招集する際には、理事に対して事前に議案を送付し、付議事項を確認できるようにするとともに、欠席理事が、各議案に対して書面で賛否や各議案に対する意見の意思表示を行う仕組みをとっており、理事全員が各議案に対する意思表示できるとともに、意思決定が円滑に行えるよう体制を整えている。【資料 5-3-1】～【資料 5-3-4】

理事会の包括的授権に基づき、法人の日常業務を円滑に行うため、常勤理事会規則を定め、理事長及び常勤の理事をもって常勤理事会を実施していることについては、常勤理事会終了後、議案、資料を非常勤理事に送付し意見を求めており、法人及び各学校園の状況をリアルタイムに把握してもらえる工夫をし、非常勤理事との連絡を綿密にすることにより、堅実かつ円滑な理事会運営を実践することができている。

法人本部と大学本部は登美ヶ丘キャンパスに設置され、両組織の管理職、一般職員ともに日常的に連携して業務を行っており、意思決定は円滑化に行われている。

法人の経営意思決定については、学長が所属長から互選された理事、リハビリテーション学研究科長が評議員会から選任された理事として「理事会」、「常勤理事会」構成員として出席し、その任務にあたっている。このことによって、法人の経営意思決定と大学教学に関する意思決定が適切かつ円滑に行うことができている。

また、法人と大学は、「理事長・学長懇談会（校務会議）」を毎月開催し、法人からは、理事長、法人事務局長、常勤監事、監査室長が出席、大学からは、学長、副学長、人間教育学部長、保健医療学部長、大学事務局長が出席し、重要事項の情報共有や方向性等の調整を継続的に行っている。これによりいわゆる法人と大学の管理運営・教学についての重要決定事項の情報共有、意思決定の円滑化が図られている。

大学では、大学評議会を最高意思決定機関と定めるとともに、管理部門、教学部門の意思疎通と連携を保つため、企画運営会議、大学評議会、学部教授会が有機的に連携している。企画運営会議において検討・決定された教学部門や学部運営等の各案件については、大学評議会において報告・審議・決定される。

教学部門や学部運営等の各案件については、必要に応じて学部教授会において報告が行われている。なお、大学評議会は、学長を議長とし、副学長、学部長、事務局長、学長室長、館長・センター長、学部及び大学院研究科から選出された教員で構成されている。

「奈良学園大学評議会規則」に基づき月1回の頻度で開催しており、大学院や大学の全学的な教育研究に係る重要事項の審議、学部間の意見調整等、教学面の重要審議機関としての役割を担っている。【資料 5-3-5】

また、事務組織の管理職が陪席し、必要に応じて案件の説明や案件に対する意見を述べることができるようになっている。

大学評議会では、学長から常勤理事会における審議・報告・協議事項について報告を行うこととなっており、評議員である教員から教授会へ、陪席の事務管理職から課室員へと伝達され情報共有を図る体制を整えている。

その他の会議体についても、事務組織上の案件は、必要に応じて事務局長から企画運営会議や大学評議会、教授会等に提案され、そこで検討・決定された方向性・方針等については、事務管理職会議に下ろされることになっている。

教職員の提案をくみ上げる制度として、目標設定・面談制度を実施している。役職者による年3回（期首面談、中間面談・期末面談）の面談を実施し、その面談において、中期計画に基づく事業計画の推進、教育研究活動や事務処理の業務改善の推進等に関する提案や要望をくみ上げることも行っている。以上のとおり、本学では、管理部門と教学部門をはじめ、各管理運営機関及び各部門間の連携を適切に行い、双方向のコミュニケーションによる意思決定の円滑化を図る体制を整備している。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人と大学の各管理運営機関の相互チェックは、主に以下の3点により機能している。

## 1) 監事による学校法人の監査

本法人では、寄附行為第5条に、理事及び監事を法人が置く役員として明記するとともに、寄附行為第10条に監事の選任に関する条文を設け、独立性を確保している。

### 【寄附行為 第10条 監事の選任】

第10条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事のうちの1名を、評議員会の同意を得て常勤監事とすることができる。

令和5(2023)年12月1日現在の監事の配置状況は、常勤監事1名、会計を担当する非常勤監事1名、業務を監査する非常勤監事1名の合計3名が就任しており、適切に運営している。また、本法人では、法人組織内に監査室を設け、監事の業務を補佐し、監事とともに学園諸業務の監査を行っている。その他に、独立監査法人と委託契約を結び年間を通じて、業務、財務、会計に監査を実施している。

監事及び監査室は、監事監査規則、内部監査規程に基づき毎年度監査計画を策定し、定期的に監査を行うこととしている。6月、7月に内部監査実施計画に基づき定期内部監査を実施し、10月、11月に後期監査として各キャンパスのヒアリングを実施する。その他各校行事や月1回校務会議実施日にあわせて各キャンパス訪問調査を行っている。

また、監事及び監査室長は理事会、評議員会、常勤理事会、その他各校園が行う校務会議に出席し、必要に応じて意見を述べることとし、管理運営等の業務執行状況を監査している。

本法人では、理事長、法人事務局長、監事、監査室長が出席する監事監査連絡会を開催し、監査の状況の共有と意見交換を行い、法人及び各校園の業務運営や財務状況の適正な運営が行えるよう取組んでいる。【資料5-3-6】～【資料5-3-8】

## 2) 評議員会への諮問

本法人は寄附行為に定める目的を達成するため、役員として、理事・監事を置くとともに理事長の諮問に応じて必要な事項について審議し助言するため「評議員会」を設置している。

評議員の選任は寄附行為第27条に定められており、適切に選任している。令和5(2023)年12月1日現在、25名が評議員に就任しており、法人の設置する学校の職員（第1号評議員）、卒業生（第2号評議員）、学識経験者（第3号評議員）で組織され、学内的な視点のみならず、広く客観的な視点から審議を進めることが可能な体制としている。

評議員会の役割は寄附行為第26条に次のように明記されている。

【寄附行為 第26条 評議員会への意見具申等】

第26条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

評議員会は理事長が招集するほか、評議員総数（現に在任する評議員の総数をいう。以下同じ。）の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならないことが寄附行為第23条に明記されている。

理事長は、寄附行為第25条の定めにより、理事会に先立って評議員の意見の聴取を行っている。理事長は評議員会を招集し、招集する場合は、会議の開催場所及び日時並びに付議する事項を会議の7日前までに発することが寄附行為に定められている。また、評議員会の招集を行う際に出欠の確認を行い、評議員が評議員会を欠席する際は、各諮問事項に対し書面で賛否、議案に対する意見の意思表示を行うこととしており、評議員の全員が諮問事項に関する明確な意思を表明できる仕組みとしている。【資料5-3-9】

3) 法人及び大学の相互チェック

法人と大学は、「理事長・学長懇談会（校務会議）」を毎月開催し、法人からは、理事長、法人事務局長、常勤監事、監査室長が出席、大学からは、学長、副学長、人間教育学部長、保健医療学部長、大学事務局長が出席し、重要事項の情報共有や方向性等の調整を継続的に行っている。また、学長及び大学院研究科長を理事に選任、大学事務局長を評議員に選任しており、法人及び大学が相互の意見を反映し意思疎通を図っている。これによりいわゆる法人と大学の管理運営・教学についての重要決定事項の情報共有、意思決定について、相互チェックを行っている。

このことは、学園内の相互チェックのみならず、理事会及び評議員会への情報提供や各会議からの意見を学内で反映させることに有効性を発揮しており、相互チェックの機能性をより有効にしている。

以上のとおり、法人及び大学両組織が日常的に接点を持っており、相互チェックの機能が保たれている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料5-3-1】 学校法人奈良学園寄附行為

【資料5-3-2】 学校法人奈良学園理事会業務規則

【資料5-3-3】 理事会・評議員会の回答書

【資料5-3-4】 学校法人奈良学園理事・監事・評議員名簿

【資料5-3-5】 奈良学園大学評議会規則

【資料5-3-6】 学校法人奈良学園監事監査規則

【資料5-3-7】 監査計画書

【資料5-3-8】 内部監査実施計画書

【資料5-3-9】 評議員会の開催状況



**(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）**

法人の中期計画では、法人の建学の精神を「個性尊重の温かい人間形成の場として、堅実にして良心的な教育を行う」の下、5つの戦略分野・12の行動目標を立て、目標の達成のため計画的な行動を行っている。

大学では、「未来社会を生き抜く「人」を育成」をミッションとして、6つの戦略分野、合計22の行動目標を定めた。そして、中期的な計画の下、単年度の事業計画を策定し、担当ごとに計画的に活動するとともに、定期的な点検を行いながら、大学の使命・目的を達成するための活動を継続している。この中で大学では、令和3(2021)年度にガバナンス・コードを策定し、大学運営上の基本姿勢を公表した。

今後も、改正私立学校法（令和7年4月1日施行）の趣旨や基本的な考え方に適切に対応した管理運営体制に基づき、理事長、学長を中心に法人と大学が連携し、相互にチェックしながら健全な法人運営基盤を強化し、大学運営を円滑に推進していく。

**5-4. 財務基盤と収支**

**5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立**

**5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保**

**(1) 5-4の自己判定**

「基準項目5-4を満たしている。」

**(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立**

令和3(2021)年度にスタートした中期計画（令和3(2021)年度～令和7(2025)年度）においては、「令和4(2022)年度にキャッシュフローの黒字化」を最重要課題とした。目標を達成するために、キャンパス統合によるコスト削減や初等中等学校の授業料の引上げ等を実施し、計画どおり令和4(2022)年度にキャッシュフローの黒字化を達成した。今後の中期計画においては、少子化による人口減少においても、キャッシュフローの黒字を継続し、同時に活動区分資金収支計算書の教育活動収支の黒字化を目指すとともに、その他の資産運用や収益事業等を含めた総合的な財務運営の確立を目指していく。

【資料5-4-1】【資料5-4-2】

1) キャッシュフロー(A+B)の推移

図表5-4-1 キャッシュフロー(A+B)の推移 (単位:百万円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
キャッシュフローA①	-347	-305	-194	-416	229	301
キャッシュフローB②	-332	-402	-853	-2,058	-111	-232
キャッシュフロー①+②	-679	-707	-1,047	-2,474	118	69

2) 資産運用について

①元本確保型の商品での運用を基本とし、分散投資、リスク管理を徹底。

②令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度の 5 年間で、ラダー型運用方式(毎年満期償還が来ることにより流動性を確保)を構築。[令和 5(2023)年度完成]

③効率的かつ確実な運用により、直近 4 年間の受取利息・配当金は大幅増加。

図表 5-4-2 直近 3 年間の受取利息・配当金 (単位:千円)

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
受取利息・配当	134,559	151,123	229,099	351,160
増加額		16,564	77,976	122,061
増加率		12.31%	51.60%	53.28%

【資料 5-4-3】 【資料 5-4-4】

3) 収益事業について

①当学園の発祥地である大和高田市磯野校地を有効活用の一環として、50 年の一般定期借地権契約を締結し、年間 6,960 千円の収益。

②今後は、当学園が所有する不動産の有効活用を検討。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の令和 4(2022)年度決算においては、令和 3(2021)年度末に三郷キャンパスを登美ヶ丘キャンパスに統合・一本化したことにより、管理コスト等を大幅に削減することができ、平成 19(2007)年度から長年続いていたキャッシュフローのマイナスがプラスとなり、資金の流出に歯止めをかけることができた。令和 5(2023)年度決算においても、キャッシュフローの黒字化を継続することができた。今まで課題であった資金の流出に歯止めがかかったこと、豊富な資産 (495 億円[うち金融資産 164 億円]) を背景とした当学園の財務基盤は非常に安定している状況にある。また、法人全体での純資産構成比率は、令和 5(2023)年度 95.4%と安定した財政基盤が築かれている。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 5-4-1】 令和 5(2023)年度中期財務計画 (5 年間)

【資料 5-4-2】 経営判断指標

【資料 5-4-3】 令和 6 年度資産運用計画

【資料 5-4-4】 令和 5 年度資産運用結果報告

#### (3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

第一フェーズの目標であった「キャッシュフローの黒字化」を令和 4(2022)年度に達成した。令和 5(2023)年度からは、第二フェーズの目標である「基本金組入前当年度収支差額の均衡」を図るべく邁進する。そのためには、令和 6(2024)年度から、当学園の課題である人件費の削減に取り組む。今後、更に加速する少子化対策を十分検討し、「ICT 学修環境整備等への積極的な投資」や「幼稚園から大学院まで設置している魅力ある総合学園」を生かし、最重要課題である入学者数の維持・向上を図る。

また、収入面の増加を図る観点より外部資金獲得にも更に強化を図る。具体的には、科学研究費補助金の獲得（令和 5(2023)年度、6 件・約 22 百万円）や民間企業との助成研究の獲得に取り組んでいく。当学園においては、将来を見据え、教育関係収支を中心としつつ、その他の資産運用や収益事業等を含めた総合的な財務運営を行うことにより、より安定した学園経営を行う。

**5-5. 会計**

**5-5-① 会計処理の適正な実施**

**5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

**(1) 5-5 の自己判定**

「基準項目 5-5 を満たしている。」

**(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**5-5-① 会計処理の適正な実施**

会計処理については、「学校法人会計基準」に準拠し、「学校法人奈良学園経理規則」・「学校法人奈良学園経理細則」等に基づいた会計処理を行っている。会計処理において問題点が発生した場合は、その都度、法人財務部より有限責任監査法人トーマツに確認し適切な処理を行っている。また、消費税等については、デロイトトーマツ税理士法人の指導を受け、適切な処理を行っている。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

旅費・立替金については、令和 2(2020)年から楽楽精算のシステムを導入し、事務の省力化・適正化を図った。また、令和 4(2022)年 4 月から電子原議のシステムを導入し、事務の効率化・紙の使用量の削減を図っている。

決算については、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に計算書類、財産目録等を監事の監査を経て、常勤理事会及び理事会の承認を受けている。また、その後に評議員会に報告している。

予算決定のプロセスは、下表のとおりである。毎年 10 月の常勤理事会で予算編成方針を決定し、予算案は、常勤理事会の承認を受け、評議員会で意見を聞いたうえで、理事会の承認を受け、実施している。

図表 5-4-1 予算決定のプロセス

①	常勤理事会 予算編成方針決定	令和 5(2023)年 10 月 10 日 (火)
②	各校園との本部調整予算現地ヒアリング	令和 5(2023)年 11 月上旬～
③	法人本部において本部調整予算の内部検証	令和 5(2023)年 11 月下旬～12 月上旬
④	・財務部への予算書提出期限 ・法人本部で「業務予算額」内容検証 ・財務部による仮予算書作成日	令和 5(2023)年 12 月 26 日 (火) 令和 6(2024)年 1 月上旬～1 月中旬 令和 6(2024)年 1 月 26 日 (金)
⑤	理事長ヒアリング	令和 6(2024)年 1 月 29 日 (月) ～2 月 8 (木)

⑥	理事長査定	令和 6(2024)年 2 月 9 日 (金) ～2 月 15 日 (木)
⑦	財務部による予算書案上程	令和 6(2024)年 2 月 27 日 (火)
⑧	常勤理事会への予算書案上程	令和 6(2024)年 3 月 11 日 (月)
⑨	評議員会・理事会への予算書案上程	令和 6(2024)年 3 月 25 日 (月)

予算執行については、上記で決定された予算内での執行を基本とするが、後発事象によって予算措置が必要な事情が発生した場合は、その都度、常勤理事会に補正予算案を上程している。なお、期末に一括して評議員会の諮問、理事会の審議がなされている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-5-1】 学校法人奈良学園経理規則

【資料 5-5-2】 学校法人奈良学園経理細則

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

学校法人奈良学園においては、公認会計士による会計監査が有限責任監査法人トーマツにより年間を通じて行われている。令和 5(2023)年度は延べ日数で 89 日実施された。毎年 10 月に「監査計画説明会」を実施し、5 月下旬に 1 年間の監査結果についての「監査報告会」を実施のうえ、独立監査人の「監査報告書」を受領している。

また、監事において、当学園の会計年度の経営状況及び財政状態などの監査を実施している。令和 2(2020)年 7 月より監査を強化する観点から非常勤監事を 1 人増員し、常勤 1 人、非常勤 2 人の体制とした。監事は有限責任監査法人与緊密な連携を保ち、より適正な監査を実現するために、法人監査室長も加えて厳正な監査を行っている。

#### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

現状において学校法人会計基準に準拠し、法人の経理規則等に基づいて適正に実施されているので、今後も有限責任監査法人による会計監査及び監事、監査室長による監査が円滑に執行できるように体制の維持に努める。更に各校園との連携を密にし、財務面に対する学園全体の意識向上につながるよう情報共有に努める。

#### [基準 5 の自己評価]

各部署の責任も規則等で明確に定められており、職員の職務に対する権限も職位に応じて適切に分散されている。このことから業務の効果的な執行体制は確保できている。

また、全職員が学園及び大学の方針を理解し、所属する部署のみならず関係部署の情報も理解できる体制であることから、情報の共有、部署間調整、相互協力ができる組織体制となっている。

財務面においては、毎年着実に収支が改善しており、令和 4(2022)年度にキャッシュフローの黒字化を達成した。財務の状況については、大学ホームページに公表するとともに、利害関係者からの閲覧請求に対しても開示を行い、経営の透明性を図っている。

## 奈良学園大学

会計処理については、「学校法人会計基準」に準拠し、「学校法人奈良学園 経理規則」・「学校法人奈良学園 経理細則」等に基づいた会計処理を行っている。会計監査においても、有限責任監査法人トーマツと監事が連携を図り、適正に行っている。

以上のことから、基準 5 を満たしていると自己評価する。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備, 責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備, 責任体制の確立

本学は、内部質保証の意義を「自らの責任で自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をもとにした自己改善により、三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証する。」と内部質保証基本方針の中で定めている。【資料 6-1-1】

内部質保証推進のための組織は、学長のリーダーシップのもとに、「企画運営会議」をその組織として定めている。「企画運営会議」は、その設置の目的を「奈良学園大学企画運営会議規程」第 1 条において、「学長の意思決定、業務執行についてこれを補佐するとともに、大学の通常業務について、報告及び協議並びに必要な事項における審議を行い、本学における教育・研究を推進し、円滑な事業・業務の運営を図る。」と定めている。「企画運営会議」は、学長のトップマネジメントを機能させながら内部質保証の方針を定めて周知し、実施を要請する。【資料 6-1-2】

「企画運営会議」は学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、事務局長、学長室長で構成しており、図書館長及びセンター長が同席している。そのため、学部・学科・研究科、図書館・センター及び事務局の自己点検に関する取組みや内部質保証について協議する体制が整備できている。【資料 6-1-3】

内部質保証に関わる主な事業内容、全学的な実施状況の確認・改善施策の方法は次のとおりとしている。【資料 6-1-4】～【資料 6-1-6】

##### < 主な事業内容 >

- ① 本学の事業計画（単年度、中期及び長期計画）の策定
- ② 入学試験、広報等に関する企画立案
- ③ 教育課程の編成及び改編に係る全学的方針の策定に関する事項
- ④ 全学及び各部局等における通常業務に関する連絡、調整及び協議並びに審議等

##### < 全学的な実施状況の確認・改善施策の方法 >

- ① 「IR 情報活用推進委員会」によるデータ収集・分析を受けての改善
- ② 「自己点検・評価委員会」各組織で実施した点検・評価の結果を受けての改善
- ③ 「第三者評価懇談会」により、自己点検・評価の妥当性を検証した上で改善

##### < エビデンス集 (資料編) >

【資料 6-1-1】 奈良学園大学内部質保証基本方針

【資料 6-1-2】 奈良学園大学内部質保証組織図

【資料 6-1-3】 奈良学園大学企画運営会議規程

【資料 6-1-4】 奈良学園大学 IR 情報活用推進委員会規程

【資料 6-1-5】 奈良学園大学自己点検・評価委員会規程

【資料 6-1-6】 第三者評価懇談会

### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本年度、内部質保証の取組みに係る方針と体制について再検討を行うため、公益財団法人日本高等教育評価機構常務理事・事務局長の伊藤敏弘氏を講師に招き、「内部質保証」に関する研修会を実施した。その結果、内部質保証の取組みをより実効性のあるものにするために、方針と体制を整理し、全学的に取組みを推進していく体制を整備した。今後、内部質保証に係る体制と内容のさらなる充実を図っていく。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証を確かなものとするために、自己点検・評価委員会（以下「大学委員会」という。）を置き、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、点検及び評価を行っている。

「奈良学園大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会は計 28 人（専任教員 17 人、専任職員 11 人）で構成している。学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、学部教授会から選ばれた者、事務局長、事務局総務課長、図書館、各センター等の各部局ごとに選出され学長が委嘱した者等、大学執行部、学部の代表、事務局各部局の責任者で構成され、委員の中から学長が指名した者が委員長となり、教職協働により自己点検・評価活動を推進している。

また、大学委員会の他、各部局に部局等自己点検・評価委員会（以下「各部局等委員会」という。）を置いている。各部局等委員会は、それぞれの所管する教育研究活動、管理運営等に関わる各検討項目について、自ら点検及び評価を行うとともに、各部局等の長に対してその結果の報告及び改善のための諸施策について報告・提言する。

自己点検・評価の項目については、認証評価と有効に連動させるため、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目を準用している。

<大学全体及び各部門における自己点検・評価>

- ① 建学の精神・大学の基本理念
- ② 使命・目的・三つのポリシー等
- ③ 学生の受入れ、学修支援、キャリア支援、学生サービス、学修環境の整備、学生の意見・要望への対応
- ④ 単位認定・卒業認定・修了認定、教育課程及び教授方法、学修成果の点検・評価
- ⑤ 教学マネジメントの機能性、教員の配置・職能開発等、職員の研修、研究支援

⑥経営の規律と誠実性、理事会の機能、管理運営の円滑化と相互チェック、財政基盤と収支、会計

⑦内部質保証の組織体制、内部質保証のための自己点検・評価、内部質保証の機能性

⑧その他、大学委員会が必要と認めた事項

a) 毎年の「学生の意識及び生活の実態に関する調査」、「授業評価アンケート」、外部アセスメントテスト等在学生対象の調査や、卒業生調査等について、結果を集計し、その結果を大学評議会や大学委員会において共有し、改善策を検討する。

b) 毎年の授業評価アンケートの結果を集計し、その結果を大学評議会や大学委員会において共有し、改善策を検討する。併せて、大学ホームページ上で公開する。

c) 現状把握のために、各部局等の調査、諸会議資料等の各種データを集積し、その分析に基づいて自己点検・評価を実施し、その結果を大学委員会において共有し、大学評議会に報告する。なお、a)、b)の結果と合わせて、「IR情報活用推進委員会」と連携を図り、更に精細な調査、分析を行い、改善に結びつける。

d) 第三者評価懇談会を実施し、外部の視点を取入れる。

e) 7年に一度、認証評価機関による認証評価を受審し、評価結果を踏まえ改善を図る。

自己点検・評価活動の結果については、「奈良学園大学白書（自己点検評価書）」を作成するだけでなく評議会に報告され、作成した報告書が全教職員に配付されることによりその内容が共有される。学外への公表についても、内部質保証システムが適切に機能していることの説明責任を果たすため、自己点検・評価結果をはじめ、大学認証評価の結果や教育研究活動についての情報を大学ホームページ上で公開することにより実施している。

#### 【資料 6-2-1】

また、本学における自己点検・評価活動の客観性、公平性を担保し、教育・研究活動の向上を図るため、自治体関係者・教育関係者、企業等関係者、医療関係者、地域住民の他、本学学生、卒業生、保証人等から幅広く意見を聴く機会として「第三者評価懇談会」を実施し、自己点検・評価活動に反映させ、内部質保証の充実を図っている。これは、以前より「地域産官学懇談会」と称して取組んできた学外者や学生の意見を聴く機会として実施してきたものであるが、キャンパス統合により更に出席者を拡大するとともに名称も改めた上で実施し、より充実した取組みになったと自己評価している。また、当日欠席者からは事前に意見を聴く機会を設けるなどの配慮も行っている。

更に上記の自己点検とは別に、令和 5(2023)年度には、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による、保健医療学部リハビリテーション学科の理学療法学専攻と作業療法学専攻における「教育評価」を受審し、適合の認定を受けている。第三者機関による評価を受ける機会を活用し、教育の質向上に努めている。【資料 6-2-2】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-2-1】 奈良学園大学ホームページ（情報公開）

【資料 6-2-2】 リハビリテーション学科認証評価報告書



## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための調査及びデータ収集等を実施する組織として「IR 情報活用推進委員会」を設置し、適切に体制を整備している。IR 情報活用推進委員会は、学長、副学長、学生支援センター長、キャリアセンター長、社会・国際連携センター長、学長室長、入試広報課長、教務課長、キャリアセンター事務室長、学部選出教員各 2 名で構成され、委員長は委員の中から学長が指名する。学長室を所管部署とし、学修行動に係る調査、分析及び報告に関する事項及び学修支援の取組みに関する事項等を審議し決定する。

主な取組みとして、学生に対する教育や指導の充実、募集力の向上等に関する諸データの収集・管理、及び分析・提供を担い、学部や課室が実施する調査やアンケートで収集したデータや分析結果についても一括管理し、分析結果は、企画運営会議や評議会で報告するとともに、教授会や FD 研修会を通して学内の教職員に周知・共有することにより、学生に対する教育や指導の充実と広報・募集活動に役立てるだけでなく、教育改善や業務改善に還元するなど、教育の質保証を図っている。【資料 6-2-3】

本委員会は、委員会規程により「審議した事項は企画運営会議に報告または発議する」と定められており、内部質保証組織である「企画運営会議」と密接に関係している。

### 【資料 6-2-4】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-2-3】 奈良学園大学 IR 情報活用推進委員会規程

【資料 6-2-4】 奈良学園大学企画運営会議規程

### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

学長のリーダーシップのもと、内部質保証のための自己点検・評価となるよう全学的に、組織的に取組みを行っている。企画懇談会（執行部による情報・意見交換）や企画運営会議、各委員会において、エビデンスに基づいて審議や検討、協議が進められている。自己点検・評価の結果は学内で共有されており、学外へも大学ホームページをとおして実施されている。今後もこれらの取組みの充実を図っていく。

現状把握に係る調査やデータの収集・分析は、IR 情報活用推進委員会が中心となり進めている。令和 4(2022)年度は、主に分析に必要なデータを収集した。令和 5(2023)年度からは学修成果の把握とデータに基づく教育活動の改善を更に推進するため、人間教育学部では「GPS-Academic」、保健医療学部では「PROG テスト」をそれぞれ実施し、各種調査の相関分析等を行っている。

IR に関しては学長室が所管しているが、大学には専門的に取扱う人材が不足しているため、データ分析等に関する専門スタッフの配置と育成が課題である。令和 4(2022)年度には分析に必要なデータが十分蓄積されたため、今後は自己点検・評価活動に更に活用するよう、各種データを統合し精度の高い分析結果を共有できる体制を整備する。また、法人組織には法人全体の IR などを活用した取組みを所掌する部署である経営情報部が配置されているためそれとの連携を進めていく。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

##### (2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、大学の使命・目的及び教育目的を反映させた大学全体の三つのポリシーを策定した上で、それらの要件を満たし且つ各学部・学科、大学院の特色に即するように構成した三つのポリシーを策定しており、それを起点とした教育の質保証に取り組んでいる。教員の教育活動を学生が直接的に評価する仕組みとして、FD・SD委員会において、前期・後期に授業改善シート及び授業評価アンケートを実施し、この結果は、授業を担当する個別教員へのフィードバックだけでなく、教授会で共有され全学的な教育改善に活かされている。また、学生に対しても結果をフィードバックすることで、教育改善に対する姿勢を学生に表明し、次の授業評価アンケートに対する協力を要請している。学生支援センターが毎年実施する「学生の意識及び生活の実態に関する調査」では、学修の傾向や遠隔授業等に関する意識調査の結果が示され、また、今年度から実施する「卒業生調査」では、本学での学びに対しての充実度や満足度を明らかにし、各学部・学科・研究科での教育の改善に繋げている。また、教員は自身の資質向上と能力開発、自己啓発のために自己評価を実施しており、教員自身が教育活動を振り返った結果を、学長及び学部長が確認することにより、本学の教育の改善を図っている。【資料 6-3-1】～【資料 6-3-3】

平成 29(2017)年に受審した大学機関別認証評価においては、改善を要する点の指摘はなかったが、「財務の収支バランスの改善と、財務基盤の安定のため、経営改善計画にのっとり、法人と大学が一体となった更なる取組みが望まれる。」との参考意見が 1 件あった。この課題については、法人と大学が協議を重ねてあらたな学科や研究科の設置やキャンパスの統合を実現し、教職員が一体となって改善に取り組んだ結果、財務の収支バランスは改善された。また、学部学科・研究科の設置計画履行状況等調査では、募集について改善意見が付されたが、対応策を立案して対応している。

この時の経営改善計画は令和 2(2020)年度に終了し、その後新たな計画として中期計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）が策定された。この計画に基づく事業計画は、前年度に大学評議会で審議され承認を受け、3月の理事会で審議され承認を受ける。4月より、学長による「学校経営方針」の下、事業計画の実施に取組み、10月には進捗状況を「事業計画中間報告」をもって確認し、必要な修正を加え再度計画の実行に取組む。このような取組みを経ながら年度末には総括を行う。なお、総括は取組み結果報告として、事業報告とともに大学評議会で承認を受けて理事会に上程する。更に法人が開催する「理事・評議員懇談会」において学長より事業計画取組み結果報告がなされ、幅広い意見交換を行っている。この仕組みに自己点検・評価を連動させて取組み、そこに内部保証組織である「企画運営会議」の確認を受ける。【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】

以上のように、「教職員レベル」、「部局レベル（学部、学科、研究科等）、「全学レベル」のPDCAサイクルが機能している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-3-1】 令和 5(2023)年度授業評価アンケート

【資料 6-3-2】 「学生の意識及び生活の実態に関する調査」

【資料 6-3-3】 教員自己評価表

【資料 6-3-4】 奈良学園大学 2024 年度事業計画

【資料 6-3-5】 PDCA サイクルイメージ

### **(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）**

内部質保証組織である「企画運営会議」の場で、本学の建学の精神及び教育理念に基づく使命・目的や社会情勢を踏まえて三つのポリシーの点検を行い、必要に応じて見直しを行う。また、自己点検・評価において大学全体及び学部・学科・研究科のPDCAサイクルが機能しているか絶えず点検を行う。それらにより、自己点検・評価が実効性のあるものとなっているか、本学の教育の質が保証されているか確認を行っていく。教職員個々のレベルにおいても、本学の建学の精神及び教育理念が自身の目標や行動に落とし込んでいくか点検し、教職員全体で内部質保証を推進する体制を更に整備していく。

### **[基準 6 の自己評価]**

「企画運営会議」を内部質保証組織とすることにより、学長のリーダーシップの下で内部質保証に取り組む組織が整備され責任体制も確立されており、自己点検・評価を行う体制についても内部質保証を踏まえたものに整備されている。

三つのポリシーを起点とした教育の質保証についても、授業改善シートや授業評価アンケートの実施、結果の共有、在学中や卒業時の各種アンケートの実施、教員自身の自己評価シートの作成などを通じて行われている。また、自己評価に留まらず、学外者や本学学生との意見交換の場を設定するなど第三者の評価も取入れている。

更に中長期計画と自己点検・評価それぞれの取組みも連動させており、「教職員レベル」、「部局レベル」、「全学レベル」それぞれのPDCAサイクルが機能しており、大学全体の質保証にも取り組んでいる。

以上のことから、基準 6 を満たしていると評価する。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 社会貢献

##### A-1. 大学が保有している人的・物的資源の社会貢献

##### A-1-① 大学と地域社会との協力関係の構築

##### A-1-② 人的・物的資源による社会への提供

##### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 大学と地域社会との協力関係の構築

開学以来、近隣自治体や公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構との連携協定を締結し、人的・物的資源を相互に活用することによって教育、保健医療等の分野において連携協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与するため、連携事業に取り組んでいる。令和 4(2022)年にキャンパスが奈良市に統合されて以降は、「社会連携・地域貢献事業の継続・新たな展開（特に登美ヶ丘地域）に取り組む」という大学の経営方針に基づき、登美ヶ丘自治連合会、関西文化学術研究都市域内の各機関はじめ公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構との連携事業に取り組んでいる。【資料 A-1-1】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 A-1-1】近隣自治体等との連携協定一覧・協定書

##### A-1-② 人的・物的資源による社会への提供

##### 1) 公開講座の開催

##### ①登美ヶ丘カレッジ

幅広い層の方々に対して、本学の知的資源を提供することを目的に、本学の教員が講師を務める奈良学園大学公開講座「登美ヶ丘カレッジ」を開催している。平成 27(2015)年度から開始し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中断期間を経て、令和 3(2021)年度に再開した。奈良市登美ヶ丘地区からの参加者も多く、今後も年間 6 回の開催を継続していく計画である。【資料 A-1-2】

##### ②けいはんな学研都市 7 大学連携「市民公開講座」

けいはんな学研都市域内の 7 大学と公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構及び国立国会図書館が主催する市民公開講座を開催している。本学は平成 27(2015)年度から参画している。【資料 A-1-3】

##### ③県内学校等の教職員のための公開講座

奈良県教育委員会の後援を受け、県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、義務教育学校、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員の自主的な研修を支援するため、公開講座を開催している。

図表 A-1-1 県内学校の教職員のための公開講座 開催講座一覧

開催日程	概要	参加人数
平成28(2016)年度 7月30日(土)	テーマ:「これからの学校安全と安全教育」	8名
平成29(2017)年度 7月29日(土)	テーマ:「明日から使える!学内での急変・救急時の対処法」	23名
平成30(2018)年度 8月21日(火)	テーマ:「『主体的・対話的で深い学び』の実現を図る ～社会的な見方・考え方を動かせる学習を通じて～」	5名
令和元(2019)年度 8月28日(水)	テーマ:「急変時も怖くない!学内での救急対処法」	16名
令和2(2020)年度	中止(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)	
令和3(2021)年度 8月17日(火)	テーマ:「教師に求められるICT教育活用指導力とは ー外国語の指導事例をもとにー」	17名
令和4(2022)年度 8月18日(木)	テーマ:「青少年における認知バイアスについて ～心の成長に向けたメタ認知～」	21名
令和5(2023)年度 8月18日(木)	テーマ:「これからの教育現場に求められる算数・数学を 使った探究的な学び」	6名

## 2) 公開講座等への講師派遣

### ①学校法人奈良学園セミナーハウス主催公開講座への講師派遣

学校法人奈良学園が所有するセミナーハウス「志賀直哉旧居」が主催する公開講座「奈良学園公開文化講座」に講師を派遣し、本学の教育・研究活動の成果を広く社会に還元し社会の発展に寄与するための活動に取り組んでいる。

平成28(2016)年度の開始以来、66回開催され、この間、延べ56名の講師を本学から派遣し、県内外からの参加者数は延べ約650名に達し好評を得ている。【資料 A-1-4】

### ②「けいはんな子ども天文クラブ 望遠鏡工作教室」への講師派遣

けいはんな科学共有デザインラボが主催し、本学社会・国際連携センターが後援している科学体験プログラムの一つ「けいはんな子ども天文クラブ 望遠鏡工作教室」で、本学保健医療学部看護学科嶋田理博教授が、平成27(2015)年度から講師を務めている。

この講座は、独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金(子どもの体験活動助成)」の助成活動に採択され、地域の小学生と保護者を対象に開催されている。

図表 A-1-2 「けいはんな子ども天文クラブ 望遠鏡工作教室」開催状況

開催日程	会場	概要	参加人数
令和4（2022）年度			
第1回 10月1日（土）	奈良学園小学校	内容：望遠鏡の組み立てと操作練習、月の観察	児童 26名 保護者 11名
第2回 10月9日（土）	けいはんなオープンバージョンセンター	内容：望遠鏡の組み立てと操作練習、月の観察	児童 30名 保護者 22名
第3回 10月29日（土）	けいはんなオープンバージョンセンター	内容：望遠鏡の組み立てと操作練習、月の観察	児童 30名 保護者 27名
第4回 11月5日（土）	奈良学園小学校	内容：望遠鏡の組み立てと操作練習、月の観察	児童 26名 保護者 13名
令和5（2023）年度			
第1回 9月23日（土）	けいはんなオープンバージョンセンター	内容：望遠鏡の組み立てと操作練習、月の観察	児童 18名 保護者 19名
第2回 10月21（土）	奈良学園小学校	内容：望遠鏡の組み立てと操作練習、月の観察	児童 11名 保護者 2名
第3回 10月28（土）	けいはんなオープンバージョンセンター	内容：望遠鏡の組み立てと操作練習、月の観察	児童 20名 保護者 21名
第4回 11月25日（土）	奈良学園小学校	内容：望遠鏡の組み立てと操作練習、月の観察	児童 11名 保護者 5名

③その他の委員・講師等の派遣

県内及び近隣縣市町村を中心に、行政や外郭団体、研究・教育機関等からの依頼を受け、地域住民の健康や生涯学習の支援に関わる人材育成を含む事業の企画・運営へ積極的に協力している。令和5(2023)年度は、図表 A-1-3 に示したとおり、本学教員を派遣した。【資料 A-1-5】

図表 A-1-3 大学への依頼に対する対応件数

委員・講師等としての派遣先		人間教育学部					保健医療学部					計
		委員等 委嘱	講演	地域活動 /事業支 援	教育支援 /講義等	研究協力	委員等 委嘱	講演	地域活動 /事業支 援	教育支援 /講義等	研究協力	
国	省庁	1			1		2					4
県内	県	1			6		3		2			12
	市町村	3	1	3	20		1		3	1		32
	外郭団体			1	2			1	1	2		7
	一般企業/NPO											0
	大学/研究機関									1		1
	小・中・高	1			1					5		7
	幼児教育施設				4							4
	専門学校等									1		1
	医療機関						2	1	2			5
学会											0	
県外	県				9		1					10
	市町村	2	1	2	12							17
	外郭団体		1				2	1	1	4	1	10
	一般企業/NPO	1		1			1		2			5
	大学/研究機関				9	2				6	2	19
	小・中・高	1			9					2		12
	幼児教育施設				2							2
	専門学校等				1					12		13
	医療機関						2		2	10		14
学会	1					2	2	3	1		9	
	計	11	3	7	76	2	16	5	14	47	3	184

### 3) 地域貢献活動

#### ①ニューズレター発行

令和 3(2021)年、周辺地域への貢献を一層推進させることを視野において「奈良学園大学ニューズレター」を創刊し、以来年 4 回発行している。紙面は、大学周辺の施設・企業・街並みの紹介、本学学生及び卒業生並びに教員の教育研究活動を通じた社会貢献の情報、本学主催及び共催の講座・研修会の案内等で構成され、近隣では、駅、公共施設、図書館、商業施設等で配架されている。また、大学主催公開講座参加者へ郵送する等、地域との懸け橋となっている。【資料 A-1-6】

#### ②地域振興事業への参加

開学以来、学外からの依頼に教職員及び学生が応じて事業に参加し、地域振興事業の活性化に努めてきた。令和 4(2022)年度に奈良市にキャンパスが統合されて以降は図表 A-1-4 に示した事業に参加している。【資料 A-1-7】

図表 A-1-4 地域振興事業への参加状況

事業名	主催者	協力開始年度	事業内容
平城京天平祭	平城京天平祭実行委員会	平成26(2014)年度	学生、留学生、教職員による運営ボランティア参加
登美ヶ丘わいわいフェスタ	登美ヶ丘地区社会福祉協議会	令和3(2021)年度	教員によるイベントブースへの出展 学生による運営ボランティア参加
平維盛の大祭	野迫川村商工会 平維盛の大祭実行委員会	令和5(2023)年度	学生、留学生、教職員による運営ボランティア参加

③産官学連携

三郷町（旧キャンパス所在地）の地域活性化を図るため、本学と三郷町商工会、三郷町の間で産官学地域活性化協議会を設置し、JR 三郷駅前のイルミネーション事業をはじめとした事業に取り組んできた。令和 4(2022)年度のキャンパス統合以降は、けいはんな学研都市域にある立地を生かし、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構と連携を深めて、令和 5(2023)年度には、連携協定を締結した。更に、けいはんな学研都市域で開催される「けいはんな万博 2025」へ参画することを決定し、けいはんな学研都市域での産官学連携を新たに展開していく予定である。【資料 A-1-8】

④「親と子の相談室ひまわり」

本事業は平成 21(2009)年より奈良文化女子短期大学（平成 31(2019)年 3 月 31 日廃止）の子育て支援事業として開始され、令和 2(2020)年度より社会・国際連携センターの地域貢献事業として実施している。毎週火曜日 13 時～17 時、1 回の相談時間は 50 分間で完全予約制とし、場所は 2 号館 1 階のプレイルーム兼相談室を使用している。

図表 A-1-5 親と子の相談室ひまわり 相談件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和 2年度	相談件数	6	6	11	12	/	13	10	10	8	9	8	7	100
	のべ人数	6	6	14	13		15	13	13	11	11	11	9	122
令和 3年度	相談件数	8	7	13	10	3	12	9	9	10	10	6	12	109
	のべ人数	8	7	15	13	3	13	13	11	12	12	6	14	127
令和 4年度	相談件数	10	9	11	7	6	11	12	12	10	5	12	9	114
	のべ人数	12	12	14	7	7	15	13	16	10	5	12	10	133
令和 5年度	相談件数	13	11	11	11	5	11	16	15	14	15	15	13	150
	のべ人数	15	15	13	15	6	13	16	17	15	17	20	16	178

⑤施設貸与等

本学は、奈良市の依頼を受け平成26(2014)年度から「指定避難所」の指定を受けている。災害時の防災行政にキャンパスを開放することで協力をする一方、「学校法人奈良学園 施設貸与規程」及び「学校法人奈良学園 登美ヶ丘キャンパスアリーナ利用細則」に則り、大学施設を各種団体に貸与し、開放している。【資料A-1-9】【資料A-1-10】



<エビデンス集（資料編）>

【資料 A-1-2】 登美ヶ丘カレッジ 開催講座一覧

【資料 A-1-3】 けいはんな学研都市 7 大学連携「市民公開講座」チラシ

【資料 A-1-4】 奈良学園セミナーハウス公開文化講座への講師派遣状況

【資料 A-1-5】 令和 5 年度委員委嘱・講師派遣実績等

【資料 A-1-6】 ニュースレターVol.1～Vol.12

【資料 A-1-7】 わいわいフェスタチラシ、平維盛の大祭チラシ

【資料 A-1-8】 三郷町商工会・三郷町・奈良学園大学との産官学地域活性化協議会での取り組み

【資料 A-1-9】 奈良市避難所関連資料

【資料 A-1-10】 施設貸与実績

**(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）**

本学が保有している人的・物的資源による社会貢献を果たしてきた。令和 4(2022)年度の奈良市登美ヶ丘へのキャンパス統合を機に、それまでの奈良市との連携協定の内容を見直し、令和 5(2023)年度には保健医療分野を含めた新たな連携協定を締結した。キャンパス所在地の奈良市とともに、人的・知的資源の交流を図り、多様な分野において連携協力する具体的計画を策定していく計画となっている。

また、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構との連携を深め、令和 7(2025)年度には、けいはんな学研都市域で開催される「けいはんな万博 2025」へ参画し、関西文化学術研究都市域での産官学連携を新たに展開していく予定である。

**【基準 A の自己評価】**

建学の精神に基づき、大学が保有している人的・物的資源を社会へ提供していく体制を適切に整備している。

地域社会、経済界、各諸団体等からのニーズに対応するため、社会・国際連携センター及び総務課が窓口となり、学内各部署と調整し、様々な施策を実施している。令和 4(2022)年度のキャンパス統合以降は、旧キャンパス所在地の三郷町との連携を継続する一方、「社会連携・地域貢献事業の継続・新たな展開（特に登美ヶ丘地域）に取り組む」という大学の経営方針に基づき、登美ヶ丘地区、関西文化学術研究都市域内の各機関との交流に努めている。これらの取り組みは、各年度の「社会・国際連携センター総括」で取り纏め、翌年度の社会連携部門の事業計画に反映させている。以上のことから、基準 A を満たしていると評価する。【資料 A-1-11】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 A-1-11】 社会・国際連携センター総括（令和 4 年度、令和 5 年度）

**基準 B. 国際交流**

**B-1. 国際交流の推進**

**B-1-① 海外大学との提携**

**B-1-② 海外連携協定校からの学生の受入れ**

**B-1-③ 海外連携協定校等への学生の派遣**

**(1) B-1 の自己判定**

「基準項目 B-1 を満たしている。」

**(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**B-1-① 海外大学との提携**

平成 21(2009)年以来、海外の大学との提携を進め、令和 5(2023)年末時点で、東アジア・東南アジア、南西アジアの 13 大学と連携協定を締結し交流している。連携協定締結大学は、図表 B-1-1 のとおりである。また、「コロナ禍における国際連携事業の継続と充実化に取り組む」という大学の経営方針に基づき、B-1-②及び B-1-③に挙げる取り組みを行っている。【資料 B-1-1】

表 B-1-1 連携協定締結先海外大学一覧

締結時期	大学名等
平成21（2009）年	国立屏東科技大学（台湾）
平成21（2009）年	カンボジアメコン大学（カンボジア）
平成22（2010）年	蘇州科技学院（中国） ※平成28（2016）年 蘇州科技大学に名称変更
平成23（2011）年	青島理工大学琴島学院（中国） ※令和3（2021）年 青島城市学院に名称変更
平成23（2011）年	黒龍江東方学院（中国）
平成25（2013）年	南京郵電大学（中国）
平成25（2013）年	スィーパトゥム大学（タイ）
平成25（2013）年	長江大学（中国）
平成26（2014）年	三峡大学（中国）
平成27（2015）年	東亜大学校国際学部（韓国）
平成28（2016）年	ダナン大学（ベトナム）
平成28（2016）年	マハサラカム大学看護学部（タイ）
令和 5（2023）年	トリブバン大学（ネパール）

<エビデンス集（資料編）>

【資料 B-1-1】連携協定書（海外大学）

**B-1-② 海外連携協定校からの学生の受入れ**

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和元(2019)年度の受入れの後、中止となっていた留学生受入れ事業は、令和 5(2023)年度から再開している。特別聴講生プログラムと夏

奈良学園大学

期日本語研修プログラムを提供して海外提携大学からの留学生を受入れている。現在実施中の留学生受入れプログラムは図表 B-1-2 のとおりである。

【資料 B-1-2】～【資料 B-1-4】

図表 B-1-2 留学生受入れ一覧表

特別聴講生プログラム														
年	区分	蘇州科技学院 (中国)	華南理工大学 (中国)	国立屏東科技大学 (台湾)	香港城市大学 専上学院	黒龍江東 方学院 (中国)	長江大学 (中国)	三峡大学 (中国)	青島理工大 学琴島学院 (中国)	カンボジ アメコン 大学	南京郵電 大学 (中 国)	スィーイバ トゥム大学 (タイ)	ダナン大 学 (ベト ナム)	特別聴講 生合計数 (年別)
2010	一年間・半年間	19	17											36
2011	一年間・半年間	10	6											16
2012	一年間	10	5											15
2013	一年間	7	3											10
2014	一年間・半年間	3	1			3	3	3						13
2015	一年間・半年間	7				2	4							13
2016	一年間・半年間	5				8	17							30
2017	一年間・半年間	9				2	8	1						20
2018	一年間・半年間	11				5	9	4						29
2019	一年間・半年間	3				5	4	2						14
2023	一年間・半年間	5				3		3						11
特別聴講生 合計		89	32			28	45	13						207
日本語研修プログラム														
年	区分	蘇州科技学院 (中国)	華南理工大 学 (中国)	国立屏東 科技大学 (台湾)	香港城市 大学専上 学院	黒龍江東 方学院 (中国)	長江大学 (中国)	三峡大学 (中国)	青島理工大 学琴島学院 (中国)	カンボジ アメコン 大学	南京郵電 大学 (中 国)	スィーイバ トゥム大学 (タイ)	ダナン大 学 (ベト ナム)	研修生 合計数 (年別)
2009	夏期			20										20
2010	春期・夏期			20	18					2				40
2011	夏期			7	12					2				21
2012	夏期			11	14				6	2				33
2013	春期・夏期			17	23	6			2	4	2	2		56
2014	夏期			9			1	4	6	2	4	2		28
2015	夏期	4		11			2	5	3	2		2		29
2016	夏期	9		13	10	1	2	3	6	2		1	2	49
2017	夏期	12		11	6			8	5	2		2	2	48
2018	夏期	11		5	10		1	4	5	2				38
2019	夏期	10		5			2	7	6	2				32
2023	夏期	10		4					2	2				18
研修生 合計		56	0	133	93	7	8	31	41	24	6	9	4	412

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 B-1-2】2024 年度特別聴講生プログラム リーフレット

【資料 B-1-3】2023 年度特別聴講生 課題研究集録

【資料 B-1-4】2023 年度夏期日本語研修プログラム リーフレット

**B-1-③ 海外連携協定校等への学生の派遣**

本学では毎年、海外連携協定校等への学生派遣を実施している。以下に海外学生派遣プログラムを紹介する。【資料 B-1-5】

1) カンボジア短期研修

〔研修の目的〕

- ・本学学生の人間力育成とグローバルマインドの醸成を目的とする。

2) 青島理工大学琴島学院短期語学研修

〔研修の目的〕

- ・中国語の四技能（聴解・会話・読解・記述）を向上させる。
- ・中国文化に触れ、学生の国際的な視野を広げる。

### 3) 奈良学園大学と海外連携大学とのオンライン文化交流

#### 〔研修の目的〕

- ・日本と大韓民国又は中華人民共和国における SDGs への取組みについて交流・共有することを通して、文化的共通性と差異性について知り、異文化理解を促進する。

表 B-1-3 交流内容一覧

開催年度	日時	交流大学名	テーマ	参加人数
令和2年度	11月25日（水）	東亜大学校	フリーテーマ	発表者12名、参加者60名
令和3年度	10月25日（月）	蘇州科技大学	グローバルSDGs	発表者13名、参加者36名
	11月30日（火）	東亜大学校	グローバルSDGs	発表者27名、参加者152名
令和4年度	10月25日（火）	蘇州科技大学	SDGsについて語ろう	発表者14名、参加者135名
令和5年度	3月18日（月）	蘇州科技大学	互いの文化や習慣を理解し、違いを認め合おう！	発表者15名、参加者55名

### 4) 東アジア文化交流研修

#### 〔研修の目的〕

- ・日本、中華人民共和国及び参加する学生の出身国における文化の多様性について国際交流を通じて議論し、相互理解を促進する。

#### <エビデンス集（資料編）>

#### 【資料 B-1-5】2023 年度国際交流記録文集

### (3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

新型コロナウイルス感染症の影響により中止されてきた留学生の派遣・受入れ事業は順次再開中であるが、一部の事業は再開を果たせていない。また、学内での学生と留学生との交流イベントにおいては、人数や対象者の制限を設けたことで限定的となっている。

令和 6(2024)年度以降は、これまでの制限が緩和されることで、年度事業計画を検討し様々な留学生の派遣・受入れや交流イベントを展開する。

#### 【基準 B の自己評価】

令和 2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行によって制限が続いていた留学生の受入れ・派遣等については、令和 4(2022)年度から順次再開できた。本事業の再開により、本学学生と海外学生等との国際交流の絶好の機会となっている。既存の派遣・受入れ研修プログラムに新たな取組みを積極的に取入れる一方、海外現地調査を行い、新規連携協定の締結を進めており、本学学生の国際交流の場を提供できた。以上のことから、基準 B を満たしていると評価する。

## V. 特記事項

### 1. 奈良学園共同研究事業推進

幼稚園から大学院までを有する学校法人奈良学園において、令和 5(2023)年度は、5 件採択し、奈良学園大学が、研究や教育実践をリードすることで、学園全体の教育力、研究力を高め、ひいては、在籍する子供達のより充実した学園生活に結びつけるよう事業推進を重ねた。令和 5(2023)年度は、別添資料（【資料特記(1)－1】2023 年度学園共同研究一覧表）の研究を進めた。特に、研究テーマ「『いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム』の開発に関する研究Ⅱ－『学校法人奈良学園』における『教育相談活動（生徒指導含む）』のネットワーク強化－」では、そこで確認された「いじめ対応研修会や事例研修会等の定期的実施」を奈良学園全体で 3 回実施し（各学校の生徒指導、教育相談等の担当者各 1 名参加）、毎回(1)生徒指導、教育相談に関する事例報告・検討 (2)最新の「教育相談」テキストを活用した研修を実施し、参加者の研修の振り返りをもとに、カウンセラー有資格者複数名（奈良学園大学教員）が、半構造化面接を実施し、その内容を整理、分析し、「いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム」開発に資するものであった。結果として、(1)【事例報告・検討】進行中の事例についての検討会の有効性（専門家：臨床心理学、教育心理学、公衆衛生看護学）、(2)いじめ重大事態への未然防止の検討（危機管理体制の充実による効果）、(3)開発的カウンセリング技法研修会実施（問題行動の未然防止効果）等が確認された。

### 2. 奈良学園セミナーハウス（志賀直哉旧居）との連携

本学の設置者である学校法人奈良学園はセミナーハウス（志賀直哉旧居）を所有し、そこを会場として講座を企画実施している。志賀直哉旧居は、昭和初期に志賀直哉自身が設計したもので、学校法人奈良学園が昭和 53(1978)年に厚生省（現厚生労働省）より譲り受け、広く一般の方々に公開し、学園が設置する各学校の生徒・学生等が教育・研究活動のために利用できるセミナーハウスとして用いている。平成 12(2000)年には国の登録有形文化財（第 29－34～36 号）として認定され、また、平成 28(2016)年には奈良県指定有形文化財（建造物）に新規指定されている。

本学では、この施設の活用推進に向けた取組みに協力し、教育・研究活動の成果を広く社会に還元し社会の発展に寄与することを目的として、独自基準 A-1-②に示したとおり、学園が主催する講座に講師を派遣して、地域貢献活動を推進している。

#### 【資料 A-1-4】

【資料特記(1)－1】2023 年度学園共同研究一覧表

【資料特記(1)－2】奈良学園大学紀要第 15 集（2023 年 3 月発行）集録

【資料特記(1)－3】奈良学園大学紀要第 16 集（2023 年 12 月発行）集録

【資料特記(2)－1】志賀直哉旧居 奈良学園公開文化講座（2023 年前期）

【資料特記(2)－2】志賀直哉旧居 奈良学園公開文化講座（2023 年後期）

【資料特記(2)－3】志賀直哉旧居 奈良学園公開文化講座（2023 年度アンケート結果）

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	大学学則第 1 条に本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	大学学則第 10 条に学部及び学科を定めている。	1-2
第 87 条	○	大学学則第 4 条に定めている。	3-1
第 88 条	○	大学学則第 5 条及び第 40 条、奈良学園大学編入学規程第 6 条に定めている。	3-1
第 89 条	—	早期卒業の特例を認めていないため、該当なし。	3-1
第 90 条	○	大学学則第 35 条に定め、学生募集要項で明示している。ただし、第 2 項は該当なし。	2-1
第 92 条	○	大学学則第 29 条及び第 30 条、奈良学園大学教員資格基準及び学校法人奈良学園組織規則第 10 条及び第 11 条に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	大学学則第 32 条及び奈良学園大学人間教育学部教授会規則、奈良学園大学保健医療学部教授会規則に定めている。	4-1
第 104 条	○	大学学則第 28 条、大学院学則 23 条に定めている。	3-1
第 105 条	—	本学学生以外を対象とした特別の過程を編制していないため、該当なし。	3-1
第 108 条	—	短期大学を設置していないため、該当なし。	2-1
第 109 条	○	大学学則第 2 条及び第 3 条、奈良学園大学自己点検・評価委員会規程に定め、結果は大学ホームページ上で公表している。	6-2
第 113 条	○	大学学則第 3 条に基づき、教育研究活動の状況は大学ホームページ上で公表している。	3-2
第 114 条	○	学校法人奈良学園組織規則第 11 条に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	大学学則第 40 条第 1 項第 2 号に定めている。	2-1
第 132 条	○	大学学則第 40 条第 1 項第 3 号に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	以下のとおり学則に定めている。 一 大学学則第 4 条～第 8 条 二 大学学則第 10 条 三 大学学則第 9 条、第 13 条～第 15 条、第 17 条 四 大学学則第 23 条～第 28 条	3-1 3-2

奈良学園大学

		<p>五 大学学則第 10 条～第 12 条、 第 29 条</p> <p>六 大学学則第 27 条～第 28 条、第 34 条～第 38 条、第 41 条～第 45 条</p> <p>七 大学学則第 55 条～第 61 条</p> <p>八 大学学則第 62 条及び第 63 条</p> <p>九 寄宿舎は設置していないため、該当なし。</p>	
第 24 条	○	学校教育法施行規則第 24 条の規定に基づき、学生の学修及び健康の状況を記録した書類作成を行っている。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	大学学則第 63 条及び奈良学園大学学生懲戒手続規程に定めている。	4-1
第 28 条	○	学校教育法施行規則第 28 条所定の表簿を備えるとともに、学校法人奈良学園文書取扱規程に基づき各担当部局において所定の期間保存している。	3-2
第 143 条	—	代議員会を設けていないため、該当なし。	4-1
第 146 条	—	科目履修生には編入学資格を与えていないため、該当なし。	3-1
第 147 条	—	学校教育法第 89 条に定める卒業の認定を行っていないため、該当なし。	3-1
第 148 条	—	学校教育法第 87 条第 1 項ただし書に該当する学部を設置していないため、該当なし。	3-1
第 149 条	—	学校教育法第 89 条に定める卒業の認定を行っていないため、該当なし。	3-1
第 150 条	○	大学学則第 35 条に規定し、適切に遵守している。ただし、学校教育法第 90 条第 2 項に関連する内容は該当なし。	2-1
第 151 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項に関連する内容は該当なし。	2-1
第 152 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項に関連する内容は該当なし。	2-1
第 153 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項に関連する内容は該当なし。	2-1
第 154 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項に関連する内容は該当なし。	2-1
第 161 条	○	大学学則第 40 条に規定し、奈良学園大学編入学規程を定めている。	2-1
第 162 条	—	該当なし。(本学に規定なし)	2-1
第 163 条		大学学則第 7 条において学期について定めている。また、入学の時期については第 34 条に定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	奈良学園大学科目等履修生規程に定めている。	3-1
第 164 条	—	本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していないため、該当なし。	3-1
第 165 条の 2	○	三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)を定め、大学ホームページ上で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2

奈良学園大学

			6-3
第 166 条	○	大学学則第 2 条及び奈良学園大学自己点検・評価委員会規程に明記し、自己点検・評価を行っている。	6-2
第 172 条の 2	○	大学学則第 3 条に定め、大学ホームページ上で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	大学学則第 27 条に定めている。	3-1
第 178 条	○	大学学則第 40 条及び奈良学園大学編入学規程に定めている。	2-1
第 186 条	○	大学学則第 40 条及び奈良学園大学編入学規程に定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準の遵守はもとより、大学学則第 2 条に定めたように自己点検・評価や認証評価を通して水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	大学学則第 10 条に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	アドミッション・ポリシーに基づき、奈良学園大学入学者選抜規程及び奈良学園大学入学試験委員会規程により適切に実施している。	2-1
第 3 条	○	大学学則第 10 条及び第 29 条に定めるとともに、大学設置基準を満たす教員数を配置している。	1-2
第 4 条	○	大学学則第 10 条に定めている。	1-2
第 5 条	—	学科に代えて組織される課程を設けていないため、該当なし。	1-2
第 6 条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織を設けていないため、該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等を配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	大学設置基準第 8 条の規定に基づき適切に運用している。	3-2 4-2
第 9 条	○	授業を担当しない教員を置いている（看護学科・助手）。	3-2



奈良学園大学

			4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	学校法人奈良学園専任教育職員の適正配置に関する指針にて、専任教育職員の定数を大学設置基準の専任教育職員数を基準と定めている。	3-2 4-2
第 11 条	○	奈良学園大学 FD・SD 委員会規程に基づき、委員会が中心となって定期的に研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	奈良学園大学学長候補者選考規程に資格要件を定めている。	4-1
第 13 条	○	奈良学園大学教員資格基準第 1 条に定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	奈良学園大学教員資格基準第 2 条に定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	奈良学園大学教員資格基準第 3 条に定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	奈良学園大学教員資格基準第 4 条に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	奈良学園大学教員資格基準第 5 条に定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	大学学則第 10 条に定めている。	2-1
第 19 条	○	大学学則第 13 条に定めている。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開講科目を設置していないため、該当なし。	3-2
第 20 条	○	大学学則第 13 条及び第 14 条及び各学部学科履修規程に定めている。	3-2
第 21 条	○	大学学則第 13 条、第 14 条及び 17 条に定めている。	3-1
第 22 条	○	大学学則第 9 条に定めている。	3-2
第 23 条	○	大学学則第 13 及び第 14 条により、教育効果を考慮して授業実施期間を定めている。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数について、科目に応じて教育効果を考慮し適切に対応している。	2-5
第 25 条	○	大学学則第 16 条に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	年度当初にシラバス及び授業時間割を学生に対して公開している。また評価についてはシラバスに記載しており、卒業の認定については学則 27 条に定めている。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制を取っていないため、該当なし。	3-2
第 27 条	○	大学学則第 23 条に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	奈良学園大学履修規程（各学部・学科）に定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開講科目を設置していないため、該当なし。	3-1

奈良学園大学

第 28 条	○	大学学則第 19 条に定めている。	3-1
第 29 条	○	大学学則第 20 条に定めている。	3-1
第 30 条	○	大学学則第 21 条に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度を導入していないため、該当なし。	3-2
第 31 条	○	大学学則第 49 条、奈良学園大学科目等履修生規程に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	大学学則第 27 条に定めている。奈良学園大学履修規程（各学部・学科）に明記している。	3-1
第 33 条	—	医学、歯学に関する学科を設置していないため、該当なし。	3-1
第 34 条	○	校地は設置基準を満たしており、教育施設のほか、快適な教育研究環境の整備に努めている。	2-5
第 35 条	○	グラウンド及びアリーナ（体育館）は、同一の敷地内に設置している。また、近隣地に課外活動の場所としてグラウンドを借用している。	2-5
第 36 条	○	設置基準のとおり、各用途に応じ校舎等の施設を設置している。	2-5
第 37 条	○	設置基準以上の校地面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書等の資料及び図書館の設備等について、適切に備えている。	2-5
第 39 条	○	大学設置基準第 39 条に規定されている学部学科について、同一法人内の各校園と連携している。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部又は学科を設置していないため、該当なし。	2-5
第 40 条	○	必要な機械、器具及び標本を確保し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5
第 40 条の 2	—	キャンパスは一箇所のため、該当なし。	2-5
第 40 条の 3	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	—	学部等連携課程実施基本組織を置いていないため、該当なし。	3-2
第 42 条	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当なし。	3-2

奈良学園大学

第 44 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当なし。	3-1
第 45 条	—	共同学科を設置していないため、該当なし。	3-1
第 46 条	—	共同学科を設置していないため、該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同学科を設置していないため、該当なし。	2-5
第 48 条	—	共同学科を設置していないため、該当なし。	2-5
第 49 条	—	共同学科を設置していないため、該当なし。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していないため、該当なし。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していないため、該当なし。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していないため、該当なし。	4-2
第 58 条	—	外国に学部、学科を設けていないため、該当なし。	1-2
第 59 条	—	外国に学部、学科を設けていないため、該当なし。	2-5
第 61 条	—	新たな大学等、又は薬学を履修する課程を設置していないため、該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	大学学則第 28 条に定めている。	3-1
第 10 条	○	大学学則第 28 条に定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	3-1
第 13 条	○	大学学則第 27 条及び第 28 条に定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	私立学校法を遵守するとともに、「奈良学園大学ガバナンスコード」を制定し、運営基盤の強化を図り、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保に努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	法令に則り、理事、監事、評議員、職員等本法人の関係者に特別の利益供与をしていない。	5-1
第 33 条の 2	○	学校法人奈良学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 43 条に定めている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 30 条及び第 31 条に定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 14 条に定めている。	5-2

奈良学園大学

第 37 条	○	寄附行為第 16 条、第 19 条及び第 21 条に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 9 条、第 10 条及び第 13 条に定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 10 条に定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 12 条に定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 23 条に定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 25 条に定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 26 条に定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 27 条に定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 30 条に定めている。寄附行為第 31 条に「責任の免除」、第 32 条に「責任限定契約」を定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法等に則り、役員がその職務を行うについて、悪意または重大な過失があった時は、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法等に則り、法人又は、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、その他の役員を連帯債務者とする。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 30 条に定めている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 51 条に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 40 条に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 42 条に定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 43 条に定めている。	5-1
第 48 条	○	学校法人奈良学園役員・評議員等報酬規則に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 47 条に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 44 条に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 5 条に定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 30 条に定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

奈良学園大学

第 155 条	○	大学院学則第 30 条に定め、学生募集要項に明示している。ただし、学校教育法施行規則第 155 条第 2 項は短期大学の条項であるため、該当なし。	2-1
第 156 条	—	博士後期課程を設けていないため、該当なし。	2-1
第 157 条	○	学生募集要項に出願資格を明示し、事前の出願資格の認定審査を適切に行っている。	2-1
第 158 条	○	奈良学園大学自己点検評価書で公表している。	2-1
第 159 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項による入学制度を設けていないため、該当無し。	2-1
第 160 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項による入学制度を設けていないため、該当無し。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法の定めるところにより設置し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 6 条に定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 30 条、第 31 条及び第 32 条、奈良学園大学大学院入学試験小委員会規程に基づき、適切に実施している。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 4 条に定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	夜間課程を置いていないため、該当なし。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 1 条及び第 7 条に定めている。	1-2
第 4 条	—	博士課程を置いていないため、該当なし。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 5 条に研究科を定め、大学院設置基準等法令の則った教員組織、教員数を備えている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 5 条に専攻を定めている。	1-2
第 7 条	○	基礎となる学部を設置し適切に連携している。	1-2
第 7 条の 2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置していないため、該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	研究科以外の基本組織を設けていないため、該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院学則第 24 条及び第 25 条に定め、適切な教職員を配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2

奈良学園大学

			4-1 4-2 4-3
第9条	○	大学院学則第24条に定め、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員を配置している。	3-2 4-2
第9条の3	○	奈良学園大学FD・SD委員会規程に基づき、委員会が中心となって定期的に研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	大学院学則第5条に定めている。	2-1
第11条	○	カリキュラム・ポリシーを定め、教育課程の編成については大学院学則第14～17条に規定している。	3-2
第12条	○	大学院学則第14条に定めている。	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第24条に定めている。	2-2 3-2
第14条	○	大学院学則第21条に定めている。	3-2
第14条の2	○	大学院学則第14条に定め、履修の手引、シラバスで明示している。また、学修の成果に係る評価についてはシラバスに明記し学生に公開している。学位論文の評価についても「学位論文審査基準」を定め公開している。	3-1
第15条	○	大学院学則第9条～第13条、第18条～第20条に定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第22条に定めている。	3-1
第17条	—	博士課程を設置していないため、該当なし。	3-1
第19条	○	教育研究に必要な講義室等は学部と共用している。ただし、院生専用の研究室を備えている。	2-5
第20条	○	研究科、専攻に応じた必要な機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第21条	○	研究科、専攻に応じた図書等教育研究に必要な資料を系統的に備えている。	2-5
第22条	○	学部の教育研究に支障が出ない範囲で、施設・設備等を学部と共用している。	2-5
第22条の2	—	キャンパスは一箇所のため、該当なし。	2-5
第22条の3	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第22条の4	○	研究科及び専攻の名称は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第23条	—	独立大学院を設置していないため、該当なし。	1-1

奈良学園大学

			1-2
第 24 条	—	独立大学院を設置していないため、該当なし。	2-5
第 25 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当なし。	3-2
第 26 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当なし。	3-2
第 27 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当なし。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当なし。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当なし。	2-5
第 30 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当なし。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連係課程実施基本組織を設けていないため、該当なし。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当なし。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当なし。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当なし。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当なし。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当なし。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当なし。	4-2
第 42 条	—	博士課程を設けていないため、該当なし。	2-3
第 43 条	○	授業料の費用や長期履修制度について大学院の募集要項や大学ホームページで周知している。	2-4
第 45 条	—	外国に組織を設けていないので、該当なし。	1-2
第 46 条	—	新たに大学院及び研究科等を設置する計画はないので、該当なし。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準【該当無し】

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3

奈良学園大学

			4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1



奈良学園大学

第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

**学位規則（大学院関係）**

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 23 条に定めている。	3-1
第 4 条	—	博士課程を置いていないため、該当なし。	3-1
第 5 条	—	奈良学園大学大学院学位規程により大学院研究科委員会で審査するため、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ていないので、該当なし。	3-1
第 12 条	—	博士課程を置いていないため、該当なし。	3-1

**大学通信教育設置基準【該当無し】**

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

## 奈良学園大学

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人奈良学園寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	NARAGAKUEN UNIVERSITY GUIDEBOOK 2025		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	奈良学園大学学則、奈良学園大学大学院学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	2024 年度学生募集要項（人間教育学部・保健医療学部）		
	2024 年度総合型選抜エントリーシート		

奈良学園大学

	2024 年度学生募集要項 学校推薦型指定校選抜（人間教育学部 人間教育学科） 2024 年度学生募集要項 学校推薦型指定校選抜（保健医療学部 看護学科） 2024 年度学生募集要項 学校推薦型指定校選抜（保健医療学部 リハビリテーション学科） 2024 年度学生募集要項 学校推薦型奈良県次世代教員養成熟選抜（人間教育学部 人間教育学科） 2024 年度学生募集要項 一般編入学試験（人間教育学部 人間教育学科） 2024 年度学生募集要項 指定校編入学試験（人間教育学部 人間教育学科） 2024 年度大学院学生募集要項（看護学研究科修士課程） 2024 年度大学院学生募集要項（リハビリテーション学研究科修士課程） 入試ガイド 2024	
【資料 F-5】	学生便覧 「学生生活の手引 Campus Life Guide」 2024 年度人間教育学部 授業時間割表 2024 年度保健医療学部看護学科 授業時間割表 2024 年度保健医療学部リハビリテーション学科 授業時間割表	
	事業計画書 2024 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書 2023 年度事業報告書	
	アクセスマップ、キャンパスマップなど 奈良学園大学ホームページ（アクセス） <a href="https://www.naragakuen-u.jp/access/">https://www.naragakuen-u.jp/access/</a> 奈良学園大学ホームページ（キャンパスマップ） <a href="https://www.naragakuen-u.jp/introduction/map.html">https://www.naragakuen-u.jp/introduction/map.html</a>	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ） 学校法人奈良学園規程一覧及び規程集（電子データ） 奈良学園大学規程一覧及び規程集（電子データ）	
	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 学校法人奈良学園理事・監事・評議員名簿 令和 5 年度常勤理事会・理事会・評議員会の開催状況	
	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間） 計算書類及び監事監査報告書（令和元年～令和 5 年度決算）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） 2024 年度共通教育科目シラバス（電子データ） 2024 年度人間教育学部シラバス（電子データ） 2024 年度保健医療学部看護学科シラバス（電子データ） 2024 年度保健医療学部リハビリテーション学科シラバス（電子データ）	
	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 大学のポリシー 人間教育学部のポリシー 保健医療学部看護学科のポリシー 保健医療学部リハビリテーション学科のポリシー 大学院看護学研究科のポリシー 大学院リハビリテーション学研究科のポリシー	
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 履行状況報告書（抜粋）	

奈良学園大学

【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	奈良学園大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	奈良学園大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	「学生生活の手引 Campus Life Guide」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	「履修の手引」人間教育学部	
【資料 1-1-5】	「履修の手引」保健医療学部看護学科	
【資料 1-1-6】	「履修の手引」保健医療学部リハビリテーション学科	
【資料 1-1-7】	「履修の手引」大学院看護学研究科	
【資料 1-1-8】	「履修の手引」大学院リハビリテーション学研究科	
【資料 1-1-9】	奈良学園大学ホームページ（建学の精神・教育の理念） <a href="https://www.naragakuen-u.jp/introduction/idea.html">https://www.naragakuen-u.jp/introduction/idea.html</a>	
【資料 1-1-10】	奈良学園大学コミットメント	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	奈良学園大学中期計画（ミッションとビジョン）	
【資料 1-2-2】	事業計画推進委員会及び事業計画推進会議体制	
【資料 1-2-3】	学校経営方針	
【資料 1-2-4】	デジタルサイネージ	
【資料 1-2-5】	2024 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-6】	三つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-7】	学校法人奈良学園組織規則	
【資料 1-2-8】	学校法人奈良学園組織図	
【資料 1-2-9】	学校法人奈良学園事務分掌規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2024 年度学生募集要項（アドミッション・ポリシー）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	NARAGAKUEN UNIVERSITY GUIDEBOOK 2025（アドミッション・ポリシー）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-3】	2024 年度入試総合型選抜エントリーシート（アドミッション・ポリシー）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	2024 年度大学院学生募集要項看護学研究科（アドミッション・ポリシー）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	2024 年度大学院学生募集要項リハビリテーション学研究科（アドミッション・ポリシー）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-6】	2024 年度学生募集要項（入試区分ごとの出願資格及び選抜方法等）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-7】	奈良学園大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-8】	奈良学園大学入学試験委員会規程	
【資料 2-1-9】	2024 年度奈良学園大学入学試験 統一実施要領	
【資料 2-1-10】	奈良学園大学大学院入学試験小委員会規程	
【資料 2-1-11】	2024 年度奈良学園大学大学院入学試験 統一実施要領	
【資料 2-1-12】	大学評議会議事録及び資料（2024 年 2 月 16 日Ⅲ審議事項(2)）	

奈良学園大学

2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	奈良学園大学 2024 年度事業計画	
【資料 2-2-2】	奈良学園大学コミットメント	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 2-2-3】	奈良学園大学教務委員会規程	
【資料 2-2-4】	奈良学園大学学生委員会規程	
【資料 2-2-5】	「学生の意識及び生活の実態に関する調査」	
【資料 2-2-6】	奈良学園大学教職・保育課程委員会規程	
【資料 2-2-7】	奈良学園大学 IR 情報活用推進委員会規程	
【資料 2-2-8】	奈良学園大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 2-2-9】	令和 5 年度 FD・SD 研修会プログラム	
【資料 2-2-10】	「奈良学園大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」	
【資料 2-2-11】	「障害のある学生への修学支援体制」	
【資料 2-2-12】	オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-13】	SA の活用状況	
【資料 2-2-14】	ピア・サポーター養成者数	
【資料 2-2-15】	令和 5 年度ピア・サポーターによる相談窓口開設状況	
【資料 2-2-16】	中途退学者の成績等の推移	
【資料 2-2-17】	保健医療学部共通教育科目一覧	
【資料 2-2-18】	奈良学園大学転学部規程	
【資料 2-2-19】	保健医療学部教授会議事録（休学中の科目の聴講について）	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	令和 6 年度奈良学園大学各種委員会名簿	
【資料 2-3-2】	奈良学園大学キャリアセンター運営委員会規程	
【資料 2-3-3】	求人受付 NAVI 資料	
【資料 2-3-4】	個人ブース（TELECUBE）資料	
【資料 2-3-5】	2023 年度月別学生面談者数（一般企業関係）	
【資料 2-3-6】	2023 年度月別学生面談者数（教職・幼保関係）	
【資料 2-3-7】	2023 年度月別学生面談者数（看護医療関係）	
【資料 2-3-8】	2023 年度キャリア形成科目シラバス（人間教育学部）	
【資料 2-3-9】	2023 年度キャリア形成科目シラバス（保健医療学部）	
【資料 2-3-10】	2023 年度キャリアセンター事業計画	
【資料 2-3-11】	2023 年度パワーアップ Study 月別出席者数	
【資料 2-3-12】	2023 年度リメディアル学習会月別出席者数	
【資料 2-3-13】	人間教育実践力開発演習Ⅲシラバス	
【資料 2-3-14】	人間教育実践力開発演習Ⅳシラバス	
【資料 2-3-15】	夏季教員採用試験直前講座日程及び受講者数	
【資料 2-3-16】	キャリアスキルアップⅡシラバス	
【資料 2-3-17】	春季教員採用試験直前対策講座出席者数	
【資料 2-3-18】	2024 年度公立学校教員採用試験結果（4 年次生のみ）	
【資料 2-3-19】	2024 年度公立・私立保育職合格者数	
【資料 2-3-20】	2023 年度看護学科国試対策スケジュール	
【資料 2-3-21】	2023 年度看護師国家試験対策カリキュラム	
【資料 2-3-22】	2023 年度国家試験対策講座 出席率（看護学科）	
【資料 2-3-23】	2023 年度国家試験対策模試 出席率（看護学科）	
【資料 2-3-24】	2023 年度登校学習出席率（看護学科）	
【資料 2-3-25】	令和 5(2023)年度リハビリテーション学科国家試験対策 年間スケジュール	

奈良学園大学

【資料 2-3-26】	令和 5(2023)年度国家試験模擬試験の実績（リハビリテーション学科）	
【資料 2-3-27】	令和 5(2023)年度学科教員による国家試験対策セミナーの実績（リハビリテーション学科）	
【資料 2-3-28】	リハビリテーション学科国試対策ポートフォリオ	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	奈良学園大学学生支援センター規程	
【資料 2-4-2】	奈良学園大学学生支援センター運営委員会規程	
【資料 2-4-3】	奈良学園大学学生委員会規程	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-4-4】	奈良学園大学スポーツ振興委員会規程	
【資料 2-4-5】	学生相談室案内チラシ	
【資料 2-4-6】	令和 5(2023)年度学生相談室開催状況一覧	
【資料 2-4-7】	学生相談室 café（ふらっと cafe）案内チラシ	
【資料 2-4-8】	令和 5(2023)年度学生相談室 cafe 利用状況	
【資料 2-4-9】	学生相談研修会事後アンケート結果	
【資料 2-4-10】	学生相談に関する教員アンケート項目	
【資料 2-4-11】	学生相談に関する教員アンケート結果	
【資料 2-4-12】	学生相談室パンフレット（教職員）	
【資料 2-4-13】	クラブ・サークル一覧	
【資料 2-4-14】	令和 5(2023)年度サークル施設貸与実績一覧	
【資料 2-4-15】	奈良学園大学学友会会則	
【資料 2-4-16】	奈良学園大学学友会選挙規程	
【資料 2-4-17】	奈良学園大学公認連合会則	
【資料 2-4-18】	ピア・サポーター養成講座参加者募集案内	
【資料 2-4-19】	奈良学園大学奨学金規則	
【資料 2-4-20】	奈良学園大学一般学生奨学金規程	
【資料 2-4-21】	奈良学園大学スポーツ学生奨学金規程	
【資料 2-4-22】	奈良学園大学私費外国人留学生奨学金規程	
【資料 2-4-23】	奈良学園大学奈良県次世代奨学金規程	
【資料 2-4-24】	奈良学園大学における奈良学園内進学者に対する奨励金内規	
【資料 2-4-25】	奈良学園大学におけるファミリー進学者に対する奨励金内規	
【資料 2-4-26】	奈良学園大学家計急変時支援奨学金規程	
【資料 2-4-27】	奈良学園大学課外活動奨励金規程	
【資料 2-4-28】	奈良学園大学留学支援奨励金規程	
【資料 2-4-29】	奈良学園大学における放送大学開講科目受講者に対する奨励金内規	
【資料 2-4-30】	「学生生活の手引 Campus Life Guide」	【資料 F-5】と同じ
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	共通教育科目の授業科目表	
【資料 2-5-2】	令和 5(2023)年度前期共通教育科目受講者数	
【資料 2-5-3】	令和 5(2023)年度後期共通教育科目受講者数	
【資料 2-5-4】	令和 5(2023)年度前期専門科目受講者数	
【資料 2-5-5】	令和 5(2023)年度後期専門科目受講者数	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	教務システム「Active Academy」（授業評価アンケート回答画面）	
【資料 2-6-2】	令和 5(2023)年度授業評価アンケート結果	
【資料 2-6-3】	令和 5(2023)年度授業評価アンケートに対する教員のコメント	
【資料 2-6-4】	奈良学園大学ホームページ（授業評価アンケート画面）	

奈良学園大学

【資料 2-6-5】	奈良学園大学ホームページ (ティーチング・ポートフォリオ画面)	
【資料 2-6-6】	FD・SD 委員会議事録 (令和 5(2023)年 2 月 16 日議題: 報告事項 1)	
【資料 2-6-7】	「学生の意識及び生活の実態に関する調査」	【資料 2-2-5】と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	奈良学園大学ホームページ 教育のポリシー <a href="http://www.naragakuen-u.jp/introduction/ed_policy.html">http://www.naragakuen-u.jp/introduction/ed_policy.html</a>	
【資料 3-1-2】	NARAGAKUEN UNIVERSITY GUIDEBOOK 2025	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-3】	2024 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 3-1-4】	奈良学園大学人間教育学部人間教育学科人間教育学専攻履修規程	
【資料 3-1-5】	奈良学園大学人間教育学部人間教育学科中等 (数学・音楽) 専攻履修規程	
【資料 3-1-6】	奈良学園大学保健医療学部看護学科履修規程	
【資料 3-1-7】	奈良学園大学保健医療学部リハビリテーション学科履修規程	
【資料 3-1-8】	奈良学園大学大学院履修規程	
【資料 3-1-9】	「履修の手引」人間教育学部 (介護等体験) (教育実習)	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 3-1-10】	「履修の手引」保健医療学部看護学科 (履修に関する留意点)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-1-11】	「履修の手引」保健医療学部リハビリテーション学科 (履修に関する留意点)	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 3-1-12】	「履修の手引」 (履修登録)	【資料 1-1-4】～ 【資料 1-1-8】と同じ
【資料 3-1-13】	教務システム「Active Academy」 (単位修得状況照会画面)	
【資料 3-1-14】	2023 年度成績通知表例	
【資料 3-1-15】	保証人成績通知表送付文書例	
【資料 3-1-16】	「履修の手引」 (成績)	【資料 1-1-4】～ 【資料 1-1-8】と同じ
【資料 3-1-17】	「履修の手引」大学院看護学研究科	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 3-1-18】	「履修の手引」大学院リハビリテーション学研究科	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 3-1-19】	大学院看護学研究科学位論文審査基準	
【資料 3-1-20】	大学院リハビリテーション学研究科学位論文審査基準	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	奈良学園大学ホームページ 教育のポリシー <a href="http://www.naragakuen-u.jp/introduction/ed_policy.html">http://www.naragakuen-u.jp/introduction/ed_policy.html</a>	【資料 3-1-1】と同じ
【資料 3-2-2】	NARAGAKUEN UNIVERSITY GUIDEBOOK 2025	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-3】	2024 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 3-2-4】	奈良学園大学人間教育学部人間教育学科人間教育学専攻履修規程	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-2-5】	奈良学園大学人間教育学部人間教育学科中等 (数学・音楽) 専攻履修規程	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-2-6】	奈良学園大学保健医療学部看護学科履修規程	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-2-7】	奈良学園大学保健医療学部リハビリテーション学科履修規程	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-2-8】	奈良学園大学大学院履修規程	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-2-9】	人間教育学部 カリキュラム・マップ	
【資料 3-2-10】	保健医療学部看護学科 カリキュラム・マップ	
【資料 3-2-11】	保健医療学部リハビリテーション学科 カリキュラム・マップ	



奈良学園大学

【資料 3-2-12】	看護学科カリキュラム・ツリー	
【資料 3-2-13】	授業科目ナンバリング	
【資料 3-2-14】	奈良学園大学共通教育委員会規程	
【資料 3-2-15】	令和 5(2023)年度全学 FD・SD 研修会のまとめ	
【資料 3-2-16】	令和 5(2023)年度人間教育学部 FD 研修会	
【資料 3-2-17】	令和 5(2023)年度看護学科 FD 研修会	
【資料 3-2-18】	令和 5(2023)年度リハビリテーション学科 FD 研修会	
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 3-3-1】	2024 年度公立学校教員採用試験結果 (4 年次生のみ)	【資料 2-3-18】 と同じ
【資料 3-3-2】	看護師・保健師・助産師 国家試験合格率	
【資料 3-3-3】	理学療法士・作業療法士 国家試験合格率	
【資料 3-3-4】	2023 年度就職活動状況	
【資料 3-3-5】	令和 5(2023)年度人間教育学部 GPS-Academic 結果 (3 年次)	
【資料 3-3-6】	令和 5(2023)年度リハビリテーション学科 GPS-Academic 結果 (3 年次)	【資料 3-2-18】 と同じ
【資料 3-3-7】	令和 5(2023)年度看護学科 PROG テスト結果 (4 年次)	
【資料 3-3-8】	「学生の意識及び生活の実態に関する調査」	【資料 2-2-5】 と同じ
【資料 3-3-9】	令和 5(2023)年度卒業時アンケートの結果の概要 (人間教育学部)	
【資料 3-3-10】	令和 5(2023)年度卒業時アンケートの結果の概要 (看護学科)	
【資料 3-3-11】	令和 5(2023)年度卒業時アンケートの結果の概要 (リハビリテーション学科)	
【資料 3-3-12】	令和 5(2023)年度就職先へのアンケート結果の概要	
【資料 3-3-13】	令和 5(2023)年度授業評価アンケートに対する教員のコメント	【資料 2-6-4】 と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料 4-1-1】	奈良学園大学学長候補者選考規程	
【資料 4-1-2】	奈良学園大学評議会規則	
【資料 4-1-3】	奈良学園大学役職者一覧	
【資料 4-1-4】	奈良学園大学副学長規程	
【資料 4-1-5】	奈良学園大学学長補佐規程	
【資料 4-1-6】	奈良学園大学学長顧問規程	
【資料 4-1-7】	学校法人奈良学園寄附行為	【資料 F-1】 と同じ
【資料 4-1-8】	学校法人奈良学園組織規則	【資料 1-2-7】 と同じ
【資料 4-1-9】	奈良学園大学副学長の職務に関する申し合わせ	
【資料 4-1-10】	令和 6 年度奈良学園大学各種委員会名簿	【資料 2-3-1】 と同じ
【資料 4-1-11】	学校法人奈良学園事務分掌規程	【資料 1-2-9】 と同じ
【資料 4-1-12】	奈良学園大学学則	【資料 F-3】 と同じ
【資料 4-1-13】	奈良学園大学大学院学則	【資料 F-3】 と同じ
【資料 4-1-14】	奈良学園大学評議会規則	【資料 4-1-2】 と同じ
【資料 4-1-15】	奈良学園大学企画運営会議規程	
【資料 4-1-16】	奈良学園大学人間教育学部教授会規則	
【資料 4-1-17】	奈良学園大学保健医療学部教授会規則	
【資料 4-1-18】	奈良学園大学大学院委員会規程	
【資料 4-1-19】	奈良学園大学大学院研究科委員会規程	
【資料 4-1-20】	奈良学園大学危機管理委員会規程	

## 奈良学園大学

4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	学校法人奈良学園就業規則	
【資料 4-2-2】	学校法人奈良学園職員採用手続規程	
【資料 4-2-3】	奈良学園大学教員人事委員会規程	
【資料 4-2-4】	奈良学園大学教員採用手順申し合わせ	
【資料 4-2-5】	奈良学園大学教員資格基準	
【資料 4-2-6】	奈良学園大学研究業績基準	
【資料 4-2-7】	奈良学園大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 4-2-8】	令和 5(2023)年度奈良学園大学ティーチング・ポートフォリオ	
【資料 4-2-9】	大阪大学新任教員研修概要	
【資料 4-2-10】	令和 5(2023)年度全学 FD・SD 研修会のまとめ	【資料 3-2-15】と同じ
【資料 4-2-11】	奈良学園大学コミットメント	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 4-2-12】	人間教育学部 FD 研修会資料	【資料 3-2-16】と同じ
【資料 4-2-13】	看護学科 FD 研修会資料	【資料 3-2-17】と同じ
【資料 4-2-14】	リハビリテーション学科研修会資料	【資料 3-2-18】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	令和 5(2023)年度 SD 研修会資料	
【資料 4-3-2】	令和 5(2023)年度全学 FD・SD 研修会のまとめ	【資料 3-2-15】と同じ
【資料 4-3-3】	ハラスメント研修会資料	
【資料 4-3-4】	ハラスメント相談員研修資料	
【資料 4-3-5】	発達障害のある学生理解を深めるための研修会資料	
【資料 4-3-6】	人権研修会資料	
【資料 4-3-7】	理事長講話資料	
【資料 4-3-8】	コンプライアンス研修資料	
【資料 4-3-9】	大学教員新任者研修資料	
【資料 4-3-10】	日本私立大学協会年間行事	
【資料 4-3-11】	目標設定面談制度	
【資料 4-3-12】	学校法人奈良学園学び直し助成金	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	研究不正防止管理体制	
【資料 4-4-2】	奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程	
【資料 4-4-3】	奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の調査等に関する規程	
【資料 4-4-4】	奈良学園大学における研究不正防止計画	
【資料 4-4-5】	奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針	
【資料 4-4-6】	Research Communications	
【資料 4-4-7】	学内研究費ハンドブック	
【資料 4-4-8】	レビュー支援報告書	
【資料 4-4-9】	学校法人奈良学園共同研究助成金規程	
【資料 4-4-10】	奈良学園大学公的研究資金等に係る間接経費についての申し合わせ	
【資料 4-4-11】	奈良学園大学紀要	

### 基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人奈良学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ

奈良学園大学

【資料 5-1-2】	学校法人奈良学園寄附行為実施規則	
【資料 5-1-3】	学校法人奈良学園理事会業務規則	
【資料 5-1-4】	学校法人奈良学園常勤理事会規則	
【資料 5-1-5】	学校法人奈良学園監事監査規則	
【資料 5-1-6】	学校法人奈良学園内部監査規程	
【資料 5-1-7】	学校法人奈良学園組織規則	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 5-1-8】	学校法人奈良学園人事規則	
【資料 5-1-9】	学校法人奈良学園就業規則	【資料 4-2-1】と同じ
【資料 5-1-10】	学校法人奈良学園経理規則	
【資料 5-1-11】	学校法人奈良学園経理細則	
【資料 5-1-12】	学校法人奈良学園資産管理規程	
【資料 5-1-13】	学校法人奈良学園資産運用規程	
【資料 5-1-14】	学校法人奈良学園財務書類等閲覧規程	
【資料 5-1-15】	奈良学園大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-16】	奈良学園大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-17】	学校法人奈良学園理事長特別補佐に関する規程	
【資料 5-1-18】	理事会・評議会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-1-19】	学校法人奈良学園中期計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-20】	LED 化工事履歴	
【資料 5-1-21】	学校法人奈良学園倫理・行動指針	
【資料 5-1-22】	クールビズ・ウォームビズ資料	
【資料 5-1-23】	Eco Meeting 資料	
【資料 5-1-24】	学校法人奈良学園コンプライアンス管理規則	
【資料 5-1-25】	学校法人奈良学園ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-26】	学校法人奈良学園公益通報に関する規程	
【資料 5-1-27】	奈良学園大学人権教育研究推進委員会規程	
【資料 5-1-28】	奈良学園大学危機管理委員会規程	【資料 4-1-20】と同じ
【資料 5-1-29】	AED 配置図	
【資料 5-1-30】	学校法人奈良学園個人情報保護基本方針	
【資料 5-1-31】	学校法人奈良学園個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-32】	学校法人奈良学園ストレスチェック実施規程	
【資料 5-1-33】	「学生生活の手引 Campus Life Guide」	【資料 F-5】と同じ
<b>5-2. 理事会の機能</b>		
【資料 5-2-1】	学校法人奈良学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人奈良学園理事会業務規則	【資料 5-1-3】と同じ
【資料 5-2-3】	理事会開催の概要	
【資料 5-2-4】	理事会・評議員会の回答書	
【資料 5-2-5】	常勤理事会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-6】	学校法人奈良学園理事長特別補佐に関する規程	【資料 5-1-17】と同じ
<b>5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック</b>		
【資料 5-3-1】	学校法人奈良学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人奈良学園理事会業務規則	【資料 5-1-3】と同じ
【資料 5-3-3】	理事会・評議員会の回答書	【資料 5-2-4】と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人奈良学園理事・監事・評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-5】	奈良学園大学評議会規則	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-3-6】	学校法人奈良学園監事監査規則	【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-3-7】	監査計画書	
【資料 5-3-8】	内部監査実施計画書	

奈良学園大学

【資料 5-3-9】	評議員会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和 5(2023)年度中期財務計画(5 年間)	
【資料 5-4-2】	経営判断指標	
【資料 5-4-3】	令和 6 年度資産運用計画	
【資料 5-4-4】	令和 5 年度資産運用結果報告	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人奈良学園経理規則	【資料 5-1-10】と同じ
【資料 5-5-2】	学校法人奈良学園経理細則	【資料 5-1-11】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	奈良学園大学内部質保証基本方針	
【資料 6-1-2】	奈良学園大学内部質保証組織図	
【資料 6-1-3】	奈良学園大学企画運営会議規程	【資料 4-1-15】と同じ
【資料 6-1-4】	奈良学園大学 IR 情報活用推進委員会規程	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 6-1-5】	奈良学園大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-6】	第三者評価懇談会	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	奈良学園大学ホームページ (情報公開) <a href="https://www.naragakuen-u.jp/introduction/information_disclosure.html">https://www.naragakuen-u.jp/introduction/information_disclosure.html</a>	
【資料 6-2-2】	リハビリテーション学科認証評価報告書	
【資料 6-2-3】	奈良学園大学 IR 情報活用推進委員会規程	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 6-2-4】	奈良学園大学企画運営会議規程	【資料 4-1-15】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	令和 5(2023)年度授業評価アンケート	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 6-3-2】	「学生の意識及び生活の実態に関する調査」	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 6-3-3】	教員自己評価表	
【資料 6-3-4】	奈良学園大学 2024 年度事業計画	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 6-3-5】	PDCA サイクルイメージ	

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が保有している人的・物的資源の社会貢献		
【資料 A-1-1】	近隣自治体等との連携協定一覧・協定書	
【資料 A-1-2】	登美ヶ丘カレッジ 開催講座一覧	
【資料 A-1-3】	けいはんな学研都市 7 大学連携「市民公開講座」チラシ	
【資料 A-1-4】	奈良学園セミナーハウス公開文化講座への講師派遣状況	
【資料 A-1-5】	令和 5 年度委員委嘱・講師派遣実績等	
【資料 A-1-6】	ニューズレター Vol.1~Vol.12	
【資料 A-1-7】	わいわいフェスタチラシ、平維盛の大祭チラシ	
【資料 A-1-8】	三郷町商工会・三郷町・奈良学園大学との産官学地域活性化協議会での取り組み	
【資料 A-1-9】	奈良市避難所関連資料	
【資料 A-1-10】	施設貸与実績	
【資料 A-1-11】	社会・国際連携センター総括 (令和 4 年度、令和 5 年度)	

基準 B. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 国際交流の推進		
【資料 B-1-1】	連携協定書（海外大学）	
【資料 B-1-2】	2024 年度特別聴講生プログラム リーフレット	
【資料 B-1-3】	2023 年度特別聴講生 課題研究集録	
【資料 B-1-4】	2023 年度夏期日本語研修プログラム リーフレット	
【資料 B-1-5】	2023 年度国際交流記録文集	
V. 特記事項		
【資料特記(1)-1】	2023 年度学園共同研究一覧表	
【資料特記(1)-2】	奈良学園大学紀要第 15 集（2023 年 3 月発行）集録	
【資料特記(1)-3】	奈良学園大学紀要第 16 集（2023 年 12 月発行）集録	
【資料特記(2)-1】	志賀直哉旧居 奈良学園公開文化講座(2023 年前期)	
【資料特記(2)-2】	志賀直哉旧居 奈良学園公開文化講座(2023 年後期)	
【資料特記(2)-3】	志賀直哉旧居 奈良学園公開文化講座(2023 年度アンケート結果)	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。